

ハ 禁止物品にして市價調整又は特殊の用途に供するもの、その他正當の事由あるものは、政府の正當機關の許可を受くべし、財政部にて實際の需要を認めたるものに對しては特許證を與ふ。

ニ 禁止物品は郵便にて外國又は沿岸各港より送るものに就ても適用す。

更に翌日爲替購入申請規則を公布し、輸入禁止品の擴大を期したのである。

第一條 凡そ輸入商が取扱ふ、輸入品にして輸入禁止品目に該當せず、國內必需品たるものは本則に準據し、外國爲替審査許可委員會に申請し、外國爲替を購入することを得。

第二條 外國爲替購入申請の際には輸入品の名稱、數量、價格、輸入地、及び消費地等を詳細明記の文書と共に直接爲替審査委員會に送付し審査許可を要請するか、又は銀行を通じて右手續を爲すべし。

第三條 爲替審査委員會が外國爲替購入を承認したる時は特殊外國爲替購入許可の通知書を申請人及び指定の中國銀行又は交通銀行へ發し、辦理せしむ。

第四條 凡そ購入許可したる外國爲替は中國又は交通銀行に於て法定相場を以て賣却す。但し、申請人は法定相場と中國、交通兩銀行揭示の實際相場との差額に當る額は平衡費として納入するものとす。

第五條 申請人が外國爲替購入を了したる時は特殊外國爲替購入許可書を爲替審査委員會へ返送すべし。

第六條 本規則は公布の日より之を施行す、民國二十七年三月十二日公布の外國爲替許可申請辦法及び外國爲替購入許可申請規則は一切即日廢止す。

以上の如く、爲替統制の強化を計り、貿易收支の改善、更に華僑送金の一層促進、國有骨董品

の賣却、法幣移出入の制限等を斷行し、通貨對策に懸命であつたが、何にしる法幣の趨勢は阻止することも出来なく、殊に重要諸港が日本軍の占領監視する處となつた今日に於てその意義は何處にあるであらうか。

ト、輸出統制の諸方策

國府が在外正貨の蓄積、外貨獲得に狂奔、輸出の獎勵を行ひ、殊に軍用重要品は購入、販賣、輸出を政府に獨占した、アンチモニー、タンクスチン、錫等は管理委員會、又輸出會社を特設して之を當らしめた。

一、輸出爲替決議辦法

(1) 商品の窮乏を救済し對外貿易の發展を図る爲、左記重要商品の輸出爲替決議辦法を暫定的に定む
桐油、豚毛、毛皮、茶、硝製品、羊毛、生糸、麥稈、眞田、人毛、胡麻、豚腸、棉花、落花生、麻、藥、煙草、木材、杏仁、鴨毛、獸皮。

(2) 右の二十四種の商品を輸出せん時中國銀行發給の爲替買入證明書を有せざれば鐵道、自動車路、水路、小包郵便、航空小包郵便たるを問はず輸出を禁止す。

(3) 右二十四種商品の失陥區域(日本軍占領地域)に再移出するとき爲替買入證明書を有せざれば、財政部の貿易調整委員會より輸出許可證を受くるか、又は再移出地の中國銀行の代理發行せる輸出許可證を要す、他は一切禁止す。

二、輸出爲替調整辦法

- (1) 輸出商は次の輸出通関手續をとるべし。
 - A、中國銀行又は交通銀行に於て規定する一切の手續を取ると共にその爲替買入證明書を取ること。
 - B、爲替買入證明書を海關に提示し、その検査を受けた後、通関を許可されること。
- (2) 輸出商の賣却したる商品は外國貨幣を以て計算すべし、この外國貨幣を中國銀行、又は交通銀行に賣約定する時は規定の爲替相場を以て法幣を受取るべきこと。
- (3) 輸出商が銀行と爲替の賣約定し、若し期日通りこれを履行せざる時は以後再び銀行に向つて爲替買入證明書の發行を請求するを得ず。但し、輸出商にして特別の事情により契約を履行し得ざる場合は、先づ貿易調整委員會にその旨申告すること。
- (4) 輸出商にして約定せる銀行より法幣を受取りたる時は爲替買入證明書を銀行に返還すること。

右の規定は爲替買入證明書に關する規定であつて、これによつて、貿易業者は極端に制限を受け、政府は重要商品の輸出を完全に掌中に握つたのである。即ち、(一)工貨の生産及び輸出の奨励、(二)國內生産の多量ならざるもの確保、(三)輸出爲替の中國交通銀行の集中によつて在外正貨、爲替資金の蓄積を計る所にあつたのである。

三、輸出爲替調整辦法

元來輸出爲替は一志二片であるが、實際市場相場は八一六片であるから輸出商には強い打撃

であつたので損失保護、輸出増進の爲め、之を補償する辦法を定めた。

- (1) 桐油、茶、皮革、雜物の四種はバーター制により、又貯蔵を必要とする商品は政府の貿易機關より、生産、消費情況と國際的市價に照して特惠價格にて買入の上輸出販賣す、前四種外の商品は政府の貿易機關又は商社自ら輸出するには法定爲替率によつて取得せる外國爲替を中國、交通銀行に賣却し、その代價は前記兩銀行より爲替決済人の同意を得て指定の地點に於て法幣を以て支拂ふ。
- (2) 前項法定價格による爲替取組の輸出貨物は實際上外國爲替を決済した後、検査證書に基き爲替取組み銀行に向つて、法定價格を受領し、この法定價格と銀行側の公定相場との差額支拂に對しては當該爲替取組み銀行は爲替取組人より百分の三を超過せざる範圍に於てこれを手数料として徴集す。
- (3) 前項爲替差額は銀行側より爲替取組人の同意を得て支那内地の指定地點に於て法幣を以て之を支拂ふものとす。

チ、貿易、農産工礦調整委員會

輸出の生産奨励の爲めに農産及び工礦調整委員會を設立、更に聯絡機關として調整委員會運輸聯合辦事處を設けた、これは軍費捻出の爲め民間所有の輸出物資の強制徴發を行ふもので、この委員會は各地に設けられた。

四、調整委員會に關し各省市に與へた訓令

4 農産調整委員會、農林經濟の調節にあつては農産品の過剩の區域と不足の區域とに對し、政府の力

を以て需給を調節し、國營商業機關を動員し、資金を補助し、又は運輸貯蔵轉賣を速かならしめ、農産物の流通を圓り、農村経済の維持保護す。

工礦調整委員會、實業生産業の保育に次の通り定む、國營の諸工業企業は、無論現在計畫の事業と雖も合理的なるもので資本を必要とするものに對しては積極的の援助を爲す、また技術員職工にも援助を爲すことあるべし。

貿易調整委員會、國際市場を保持する爲め支那の輸出品中生糸、茶、棉花、その他の重要輸出品の國際市場に於ける重要性を認識して之等市場の確保に努め、他國輸入を統制す。

リ、輸出入貿易管理委員會

前記貿易調整委員會の各地支部の機能を強化し、物資徵發を強行する機關として設けたるものにして廣東、廣西、浙江、雲南、四川、湖南、貴州に設立、各省政府に直屬、輸入、輸出、運輸、信託の四部に分かれ、規程は左の如くである。

- (1) 凡そ軍事、民生に關係ある本省必需の外國製品は出來得る限り輸入及び貯蔵を奨励すると共に、これ以外の外國品は制限、又輸入を禁止す。
- (2) 軍事、民生の必需と關係ある本省生産品はみな特別の便利を與へ生産増加を奨励し、輸出を扶助す。
- (3) 本省輸出商にして資力の不足の者は聯合金融機關より資金を借入れるか又は政府と合辦にて經營すべし、私人の資力で不可能、又は私營不可能なる業務は政府に於て積極的に經營す。

- (4) 本省輸出入商の貿易利便を圓るため貿易管理委員會は本省輸出入商に代つて買付、運輸、保險、倉庫及び金錢收支等の事務を執るべし。
- (5) 軍又、民生に關係ある必需品にして輸入困難なるものある時は貿易管理委員會は商人の買付、貯蔵の補助方法を設けると共に手数料節約の有効なる辦法を備す。
- (6) 軍又民生に關係ある必需の物品は貿易管理委員會は市價騰貴の有効の方法をとり、又安定せる價格を以て物品を供給する方法を設くべし。
- (7) 本省に於て輸入品を取扱ふものは貿易管理委員會に先づ申請登記し、その許可を受けたる後買付け得るものとす。

尙法幣の下落情態を爲替相場によつて示せば次の通りである。

天津爲替相場表

日本向電送爲替	紐育向電送爲替		倫敦向電送爲替		香港爲替		對上海平均	對關平均
	最高	最低	最高	最低	最高	最低		
一九三五	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一九三六	100.00	101.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一九三七	100.00	99.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一九三八	101.00	99.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一九三九	101.00	101.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

11	101.24	22.30	12	12	1.01	1.01	22	22	100.00
10	101.24	22.30	11	11	1.01	1.01	21	21	101.01
9	101.24	22.30	10	10	1.01	1.01	20	20	100.01
8	101.24	22.30	9	9	1.01	1.01	19	19	100.02
7	101.24	22.30	8	8	1.01	1.01	18	18	100.03
6	101.24	22.30	7	7	1.01	1.01	17	17	100.04
5	101.24	22.30	6	6	1.01	1.01	16	16	100.05
4	101.24	22.30	5	5	1.01	1.01	15	15	100.06
3	101.24	22.30	4	4	1.01	1.01	14	14	100.07
2	101.24	22.30	3	3	1.01	1.01	13	13	100.08
1	101.24	22.30	2	2	1.01	1.01	12	12	100.09
1999			1	1	1.01	1.01	11	11	100.10
1998			2	2	1.01	1.01	10	10	100.11
1997			3	3	1.01	1.01	9	9	100.12
1996			4	4	1.01	1.01	8	8	100.13
1995			5	5	1.01	1.01	7	7	100.14
1994			6	6	1.01	1.01	6	6	100.15
1993			7	7	1.01	1.01	5	5	100.16
1992			8	8	1.01	1.01	4	4	100.17
1991			9	9	1.01	1.01	3	3	100.18
1990			10	10	1.01	1.01	2	2	100.19
1989			11	11	1.01	1.01	1	1	100.20

6	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
7	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
8	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
9	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
10	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
11	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
12	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
13	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
14	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
15	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
16	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
17	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
18	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
19	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
20	10	7	5	3	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

三、中支に於ける通貨情勢
イ、法幣の崩落とその原因

幣制改革以來法幣は英國と緊密聯繫の下に一志二片を堅持して來たが事變勃發と共に支那財政の膨大と重要物資輸入増加の爲めに法幣發行額は増發に増發を續けて遂に財政破綻を崩し、十片八片と連續對外價值が下落して來たので此處に英國が法幣擁護と、自國權益の爲めに昨年三月法幣安定擁護資金を蔣政權と半折、一千萬磅を香港銀行に設置これに當つたのであるが其後も支那貿易は上半期が輸入期である爲めに開設早々四ヶ月にしてその資金は相當減少再びその危機を生むに至つたのでこの爲に昨年七月十八日法幣は一舉八片臺より四片に崩落したのである。しかし

これは法幣安定資金が全く缺乏して破綻崩落したのではなく、香上銀行が安定資金の増殖的操作の引き下げであつたのである。また法幣を然迄虚弱に考へることは全く支那を侮るも甚しと云ふべきであらう。それ故再び六片臺に反撥して、更に漸落、軟調をつゞけて来たが本年度の輸入期を迎へて重大危機に直面するに至つたのである。支那貿易が物價騰貴と需要増大の爲めに輸入物資は益々増大此處に未曾有の大輸入超過を來し法幣をして益々重大危機に追ひ込んだのであるがその輸入超過額は左記の通りである。

	一九三九年		一九四〇年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
一月	五、一〇〇、五三三	三、三三〇、八六六	六、四八一、六三〇	三、二六四、一〇〇
二月	四、三〇一、二九三	一、九八〇、九三三	七、〇〇三、三三三	一、九六六、一三三
三月	六、七七〇、七〇八	三、三七一、六八八	一〇、二五五、一九三	二、一〇〇、三三三
計	一六、一七二、五三四	六、四九三、八二八	二四、六九〇、一五三	七、三三〇、五三八

即ち本年第一四半期に於て輸入超過額は一千六百九十一萬八千五百四十四磅を示したので、香上銀行の資金ではその運行に當然困難を來して、遂に香上銀行が去る五月二日突如賣止を斷行したのである。この爲めに法幣は一舉四片から三片に崩落、上海市場は一大混亂に陥り、次の如き状態であつた。

綿	花	各品とも廿元高を示し、朝のうち商内は全く手控られ、午後支那人の利喰賣りであり印棉二〇〇俵、白西棉一〇〇俵、先棉一〇〇俵、支那棉一二俵出來た。
綿	糸	各品は一齊に十元、乃至、百元に奔騰商内出來ず。
綿	布	前日より四、五元高を演じ、本年初めより比較すれば二部半であつた。
生	糸	一期八百元の狂騰をなした。
穀	米	西貢米、常熟米は最高四九元まで上延びた。
小	麥	小麥並び麥粉の手持あり、保合
食	油	大豆油は四元高
糖	糖	急騰、爪哇白双 七五、〇〇元
		香港 B 八五、〇〇
		爪哇赤双 六二、〇〇
		明糖 Y、P 一一〇、〇〇
		香港赤双 五七、〇〇

(昭和十五年五月三日上海毎日新聞)

又一般市中商品も換物景氣が煽つて二、三割を一日にして騰貴する有様であつたのである。蓋し何故に法幣が斯くまで下落したか？ これこそ現下の我々が努めて知らんとする處でなければならぬ。即ち、これが下述の如き法幣に追従下落する軍票の價値維持工作にも何等か役立つ

べきヒントを與へるものではないだらうか、又妙くともこれによつて重慶政府の財政の如何に慘憺たる破綻であるかを知ることが出来るであらう。先づ第一に支那貿易が莫大なる輸入超過を來たしたことは勿論であるが更に大なる原因は重慶政府の無統制の、むしろ、自滅的な兌換券の濫發にあると云つてよいであらう。去年十二月重慶政府の發表によれば法幣の發行高は三五億萬元であつたが上海金融界の信すべき筋によれば實際の發行高は、その二倍若くは二倍半の七〇—八〇億萬元であつたとのことであるから、それ以後の發行高を加へれば少なくとも現在は百億萬元の銀行券が流行してゐるだらうと推測されるのである。しかし、重慶政府にはピタ一文の外貨資金もファンドもない有様で、更に彼等の暴逆振りはそれのみではない。彼等は故紙に等しい紙幣を上海に搬入して、酷かに種々の人を使つて、これを外貨に交換し、この外貨を重慶に後送してこれを資金としてゐる有様であつて、自ら國を賣るが如き行爲を行つてゐるのである。それ故に英國が如何に法幣擁護に腐心した處で、その價值維持が出来よう筈もなく、崩落が當然なのである。しかし支那經濟の特色として上海が支那第一の外國接觸の場所であり、中國の中心にあり、揚子江の河口に位置し、此處より三千哩も大型汽船が通航出來ると云ふ状態にあるので上海は中國の商業中心地となり、中國の經濟はすべて此處に集る、例へば奥地で重慶政府が拂つた法幣もまた、日本軍が支拂つた軍票も皆な此處に集まつて來る性質をもつてゐるのである。それ故に重慶政府の奥地にあつては左程インフレを起してゐないのであるが、逆に日本軍の占領地域、殊に

上海にはその傾向が最も強く、既に悪性インフレを起し、その爲めに軍票も法幣に追従下落してその渦に巻き込まれんとしてゐるのである。即ち重慶政府の暴逆なる財政方策により、軍票は上海に於て可成り打撃を受けて日本金圓とバーである軍票は對米價值五弗低落してゐるのである。即ち法幣が上海に於て下落するはむしろ當然であるが、これと相反する互に敵性通貨たる軍票が追従的に下落して行くことは全く不思議にして、また我國に取つては誠に重大なること、云はねばならぬのである。

ロ、軍票の暴落とその對策

法幣が對外的價值を失墜するに従つて軍票もこれと同様に對外價值を失ひつゝあることは誠に我國として重大問題と云はなければならぬ。

日本圓は去る昭和十四年十月二十四日對米二十三弗七五に基準したのであるが、日本圓とバーである軍票は、法幣に對して七七—八〇圓で、百圓が法幣に換算すれば約一二五元強であるから現在法幣が對米四弗一六であるから軍票は五弗五五圓と云ふ有様であつた、日本圓と軍票は對米價值に於て一七弗三圓と云ふ差があり、軍票は約四分の一に下落したのである。しかしこの爲め及び影響たるや誠に重大なるものが在るのである。第一通貨の強弱はその國力の強弱を意味するもので軍票價值の下落は軍の作戰上重大打撃であるは勿論第三國をして經濟上並に政治上乗せしめる機會を與へるものである。

第二に戦争遂行の上に多大なる障碍を爲すので、殊に財政上に及ぼす障碍は最も重大と云はなければならぬ、戦時下にあつて貨幣価値の下落に依る物價騰貴は天井知らずに騰貴することさへあり、必然的に悪性インフレを誘致してゐる實例は決して一、二に止まらない。この結果戦勝には勝利を獲へながら経済的破綻から戦争の敗北を喫することさへ、實際にあり得るのである。即ち我國が本年百億の軍事豫算を建てた處で實際的價值からしたら二十五億の戦勝力しか得られない結果になるので、これが直接軍に及ぼす影響は戦争の結果を延引させ、又は悪化せしめることは元より明瞭である。

第三に軍票の價值下落は占領地域の經濟を混亂せしめ、更にその影響は内地の統制經濟を擾亂しつゝある。戦争遂行の爲に絶對必要な統制經濟は第三國から破壊される危険性は爲替監理の強化の折から先づないであらう。最近のポンド下落によるものは別として然るに日系通貨と云ふ圓ブロックの下落價值の圓によつて、この統制が盛んに破られつゝあることは最も注目し價するであらう。

東亞建設の大目標から經濟建設が重要任務とされ、この積極的援助工作が重要國策として取り上げられてゐるにも不拘、この爲めに國內の統制經濟が擾亂され、悪性インフレ的動向を受けつゝあるとは誠に皮肉のこと、云はなければならぬ、即ち、偶々同一國であると云ふ假面を被ふた傳染病原菌の如き悪性通貨は貿易業者の帳簿面に於ては三倍高に賣却され、二倍は完全利潤の如

き裝ひをしてゐる爲めに、遂にこれに眩惑され、勢いその貿易に狂奔して、統制を擾亂して、内地の不足物資を實際的貨幣價值から見たらダンピングをしてゐる現状であり、又一般部面もこれに刺戟されて騰貴する有様で、現在の我國の悪性インフレ的要素は全く此處に在ると云つても過言でないのである。

成程軍事工業部門の過剩利潤もインフレ景氣を促進させた一大原因であるが、輕工業部門の騰貴傾向はこの圓ブロック方面からの悪性通貨の流入によるものであることは絶對に否むことは出来ない、これが我國の悪性インフレの二大原因を爲すもので、これが爲め、大陸に於ける日系通貨の價值維持工作を即時確立断行しなければならぬのであらう。

日系通貨としては聯銀券、蒙銀券を當然論じなければならぬが、これ等は法幣の流通を絶對に排除、流通禁止して、唯だ匪區地域を指定して一定地に法幣を流通せしめて居り、漸次治安の確立と共に法幣を回收、將來全く流通禁止をする方針であることは勿論である。それ故に通貨工作も北支政權の強化と治安の確立並に銀行の内容充實とに俟つ處大であるが、此處に専ら論ずる中支那にあつては法幣、軍票、票與券、外國通貨が自由に並行して居り、その關係は誠に複雑錯綜としてゐる爲めに價值維持工作もこれが實行に對しては多大の困難が横はるのである。此處に日系通貨の發行額を掲げてみれば次の通りである。

年別	昭和十二年	十三年	十四年	十五年
日本圓	二、三九九	二、八五八	三、八一七	三、七四〇
朝鮮圓	二九一	三三四	四五五	—
臺灣圓	一一四	一四二	一七三	—
滿洲圓	三一七	四三〇	△六三六	六八一
華北圓	—	一六二	△四〇〇	△五〇〇
華東圓	—	—	△三	六
軍票	—	三五	△六〇	△六五
計	三、二二三	三、九六一	五、六一九	△一五〇

(△印は推定なり)

中支に於ける通貨工作はあまり複雑となるから此處に代表的對策案と思はれるものを順次に列挙して、これに説明批判を加へて行くことによつて了解することにしよう。

第一 法幣を流通禁止して軍票又は國幣一本體にしたらいいか。

戦時には敵國通貨は通常流通禁止をして居り、また北支に於ても斷行してゐる爲めに同様にしたら、どうかと云ふ根據であるが、軍票の價值維持としてはあまり効果もなく、むしろ流通禁止

をした時は重慶政府の破綻財政を全部背負つて行かなければならず、現在約百億元の法幣を負擔することは、それ丈でも到底我國の支へられるものではないのである。しかし、一體軍票が何故に法幣に追従的に下落するか？ これこそ法幣は下落しながらも兌換紙幣であり、軍票を受ければ、これを直ぐに法幣に換へ、更に法幣は先行き不安の爲めに直ちに外貨に換へられるから軍票は法幣の觸媒の様な役割をしてゐる爲めであつてこの法幣を流通禁止したら軍票も支那人の懐に落ちて民族資本と同化する様になるだらうと云ふ處がその最大の味附であるらしい。しかし、前述の如き理由と外國權益からこれは全く不可能のことに屬するのである。

第二 軍票の兌換性として軍票に兌換性を與へて外貨資金を融通すべし。

この案は軍票の價值下落は兌換性を缺除してゐることがその第一原因であるからこれを附與すると云ふ單なる目的である。しかし、現下の我國の情勢から到底實行出来るものではない。

第三 軍票に代るべき新通貨を發行すべし。

新中央政府は中央銀行準備委員會を組織し、中央銀行を設立新通貨を發行し、通貨主權を確立すべく、目下その組織を考究立案中にて去る六月二日に前後四回委員會を開催、組織草案は周財政部長の下に完成したとのことである。しかし、當然新通貨も發行しなければならぬことは勿論であるが、私の意見としては尙早であると推測される、何故ならば未だ新中央政府の財政は健全性なく、その資金と人材に不足してゐる。現在中央政府の稅收入は三、四百萬元程度で、關稅收

入は最近の物價騰貴から増大したが尙五千元程度であるから、その實行には多大の困難があるのである。更に中央銀行であれば少くとも一億萬元の資本金を要するから、實行手段としては日本と支那とが半折にて五千元宛にて、その五千元の半折を新中央政府と民族資本の誘致に待つことが最も可能性を有するものであるが、新通貨發行の上は法幣を回收し、軍票も同時に回收せねばならぬが尙これに關しては後編新通貨工作について詳論することにする。

第四 更に軍票を以て法幣を回收すべし。

軍票は去年五月十六日開行してより既に一年餘を経過し、世には種々批評されてゐるが頗る堅實主義を以て今日に到つてゐる。即ち、元來軍票は勿論將來の絕對新通貨を目標にて出發したのであるが軍票と正面衝突して、その發展を控へなければならなかつたので、尙今日に到るも去る五月末に於て最大發行高を示めたがそれは僅かに六百卅八萬五千元に過ぎなく、而も軍票は現在貿易通貨としてのみ通用して居り、一般市場には全く姿さへ見せてゐない有様で、此處に半身不隨的であると云はれる原因があるのである。唯だ今後新通貨として市場全面に擴大して行く上に唯一の強味は六片單位を嚴然と維持して、外貨資金は、その發行高の約十倍を擁してゐることであるが又唯一の缺點は現在法幣が三―四片の間を往復してゐる現状からすれば、それは一般市場から高過ぎることである。しかし、將來必ず軍票を新通貨か、この軍票かといづれかによつて回收せねばならぬが軍票は現在に於ても軍票を回收し得る力は十分にあるであらう。し

かし軍票を此儘に置いて新通貨を出すことは再び通貨を複雑混亂せしめるもので、從來通貨單一化の目的から矛盾するものである。

第五 最も簡便な方法として内地より外貨匯にして上海に五、六千萬圓の商品を輸入、これにて軍票を多量に回收すること。

戦時非常手段として國プロツク内に外貨匯にて輸入し、軍票を多量に吸收することは正に政府自ら違法行爲を爲すものであるかも知れぬが所謂戦時の非常手段であつて、この他に救済の適當手段ないとするならば、無爲にして苦しむより一日も早く解決する方が更に賢者の途ではあるまいか。實際に於ても所謂香港貿易と云ふて香港へ磅建にて輸出し、これを再び上海に廻送して不當の収益を擧げてゐるものも尠ないのである。しかし、私は徒らに違法行爲であるからと云つてこれを避ける必要は更にないと信じる、何故なら、これが所謂戦時の非常手段であると思ふからである。また斯くすれば軍票は簡単に價値を維持出來るであらう。

第六 實に實際的創設であるが支那經濟の特性として上海は金融その他一般經濟の中心地であつて經濟的影響の程度が非常に高いが、内地の各地にあつては左程ではない。即ち、今日の法幣並びに軍票の價値下落によつて起つた悪性インフレ的傾向は上海がその最も深刻で、内地は左程でないから、これを各地方へプロツクして上海の影響を他に波及させぬ處にする爲めに、各地に輸出、輸入の組合を組織して、これを徹底的に統制すること。

成程各地に商品の關門を造つて此處を出入する商品に對して統制することに依つて上海に於ける悪性インフレーションの傳播を防止出來得るであらう。しかしこれは決して軍票價值維持の積極策ではあり得ないのである。この通關商品全部に關連を強調し、又上海より各地に搬出される物品に對しては適當に値段を引き下げ、又奥地より上海に搬出されるものには適當に値段を上げて更に下述の交通税や消費税を此處で取ることによれば軍票價值維持には一段と有力なものとなるであらう。しかし、それには事務の煩雜は勿論人的資源を多量要求するであらう。又これが次に採るべき新通貨工作に大なる寄與を爲すであらう。

第七 更に総合的動員として以上の諸對策に併用して此處に課税して軍票の回收を計ることが最も効果的であると思ふ。

即ち通貨の價值付けは交換價值を與へること、更に根本として物と聯繫すること、租税對照としてこれを回收することが三大條件である。これなくしては到底有力通貨は出來得るものではない。しかし、支那現地に於ては課税技術が最も問題となる、第一所得税や相続税等はその最も困難なるもので、交通税や消費税の如く現場徴税出來るものでなければ全く不可能である。嘗て歴代政府が徴税に心骨を盡いで考究したにも不拘これを見出し得ず、結局大衆税の交通税や消費税に限られてしまつたのである。しかし、此處に再び釐金や消費税の復活によつて民衆の負擔は過重となるであらうが、これを斷行することによつて悪性インフレーションを防止し、軍票價值を維持する

ことは終局民衆を庇護するものであり、更に新政權を保護助勢する大なる力となるであらう。また新通貨が發行された曉きには之に代ることによつて新通貨積極的工作ともなり得るのであらう。しかし以上列擧したる通り根本的對策は現下の日本の經濟力を以てしては實行不可能にして、頗る技術的消極的方策に限ぎられてしまつた。それ故危險を最少限度に止める程度の域を出ない現狀であるが、我々は即ち斯る狀況にありながらも、絶対に姑息なる手段を排除し須らく勇斷を以てこれを實行することが必要である、これが戦時非常行爲であるから。

ハ、新通貨と法幣

新中央政府は去る四月十二日國民政府令を以つて中央銀行籌備委員會章程を發表し、新通貨對策の第一歩を踏み出したのである。その主要職能は中外の金融専門家を招聘し、顧問、又は専門委員に任命し、

(一) 中央銀行資金の調達

(二) 中央銀行各種法規の草案

(三) 舊通貨の整理

(四) 新法幣の發行計畫

等がその重要任務として、着々その準備を進め、委員會は五月一日成立より既に四回開催、去る六月二日中央銀行組織法案が完成され、いよいよその實行準備の期に運んだのである。

しかし籌備委員章程にもある通り(1)資金の調達(2)舊通貨の整理(3)新通貨と聯銀券、蒙銀券、華興券並に軍票等の重要問題を控へ、その前途は誠に逆路し難いものがあるのである。

第一資金の調達にしても前述の通り現在の政府の財政を以てしては到底これを賄ふことは出来ぬであらうし、それには民族資本の誘致が最も緊要にして、これが將來の發展的運勢に對しても重大役割を演ずることになるので、これが誘導に全力を努めねばならぬであらう。しかしこれには新國民政府の政治的勢力の擴張と國民的信頼を贏ち得ることがその第一條件に懸けられてゐるのである。更に實際組織にあつて中央銀行である以上、少くとも一億萬圓の資本を要し、これが爲めには日本より資本を四、五千萬圓、支那側で五、六千萬圓を引受けなければならぬであらうし、また、この部分にどの程度の民族資本を入れるか？現在の國民政府の財政實力を以てしては最大限度の民族資本を引き入れることが絶対に必要であらう。因みに、現在の國民政府の歳入を舉げてみれば鹽稅統稅等で三千三百五十萬元、海關收入が三月末で約四千萬圓程度これがその全收入であるから、餘力は全くないと云つてもよからう。

第二舊通貨の整理 新通貨を發行するも現在軍票が悩んでゐる如く、新通貨も同様の運命に陥るのではないか、新通貨が法幣と互に競争疲勞し合ふのでは實に國民政府としても重大問題と云はなければならぬ、それ故新通貨なるものが力強く出發することが絶対必要たるは勿論慎重に且つ、勇斷的態度を以て斷行する必要がある。それには先づ新通貨の發行に先き立ち當然法幣の驅

運整理案が立案斷行されなければならぬ。既に北支に於ては聯銀券、蒙銀券は法幣を流通禁止し債か租界と匪區地帯の一部のみに流通させ、早晚は全部回收の模様であるが、中支にあつては法幣、軍票、華興券、外貨が自由に入り亂られてゐる現状であるから、新通貨の當面の使命はこれ等の驅逐と日系通貨との關係の調整にある。しかし若し此處に新通貨が法幣の流通禁止を行つたとしたら、國民政府は法幣百億の整理を引受ける覺悟と力がなければならぬ、しからざれば法幣の自然消滅を待つか、又は並行流通の儘に置くか、そのいづれかでなければならぬが現在の實情を以てしては並行状態に置き、一定比率、一定額の通用のみに禁止し、その壓迫を漸次強化して行くより以外に方策はないのではなからうか。

更に軍票並びに華興券の關係については此處に一概に決言は出来ないが、軍票は結局早晚回收しなければならぬ運命にあるは勿論恐らく中支那に流通する軍票は一億數千萬圓ではなからうかと思はれるが、これを新通貨によつて回收し、これを以つて新中央銀行の資金にすることも考へられる、しかしその實際は新通貨の對外基準によつて決定されなければならぬので此處には決定は出来ない。

また華興券は現在六片基準を堅持して、法幣にも離脱、貿易通貨としてのみ活動してゐる現状であるから、これは新通貨と並行存在せしめて補助的地位に置いてよからうと思ふ。

最後に新通貨の基準について少しく考察して見るならば元來經濟情勢は日々刻々と變化し、こ

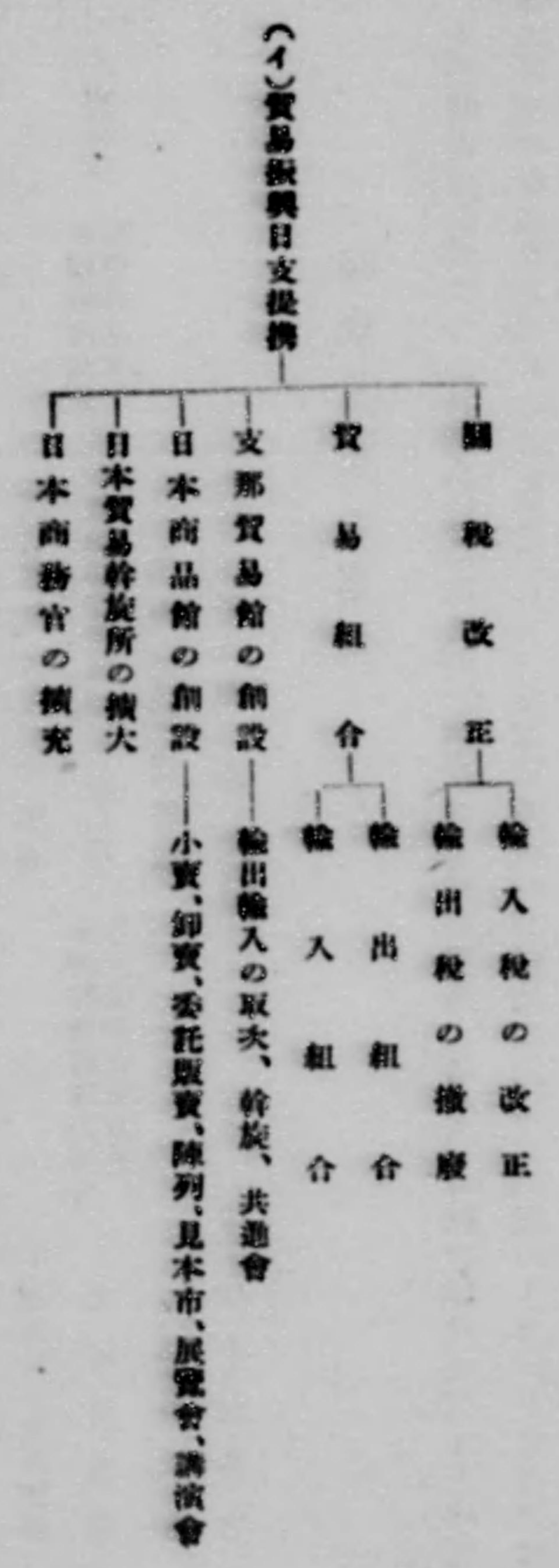
れを豫め、決定することは出来ぬが、その通に行くだらうと思はれる推測をしてみることもし決して無駄ではあるまい。第一新通貨は法幣と同様の性格をもつたものが絶対に必要である。これは既に支那民衆が法幣生活に慣れ、またこれを最も信頼してゐた爲めと、支那の社會が貧者と富者の懸隔があまりにも甚だしく、その中間の中産階級を全く缺いてゐる爲め、政治的勢力と財政力が結合し、上層階級の支配空氣に服し易いのである。

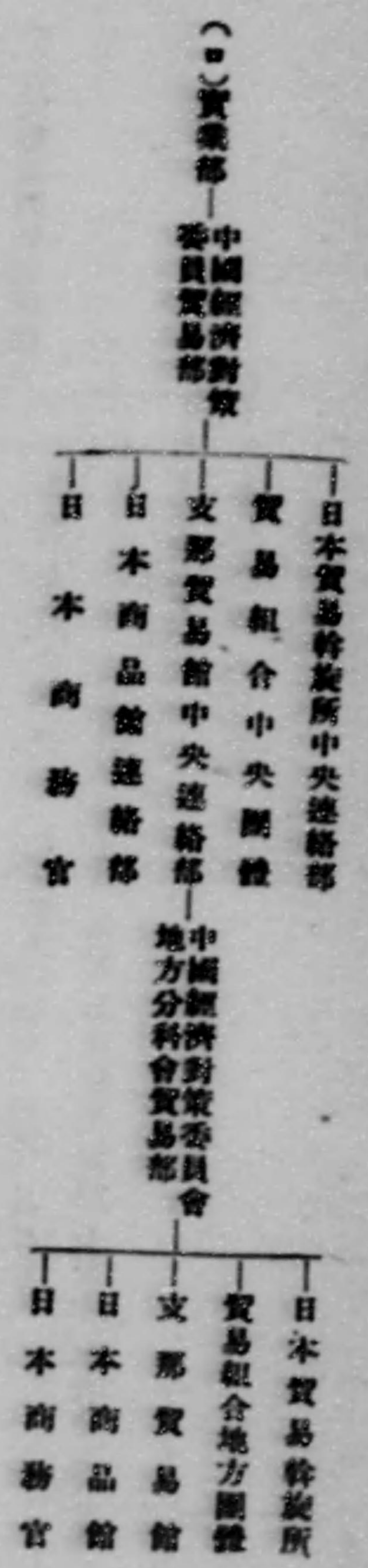
更に基準は法幣とあまり距離のあるものは不可である。通貨たる資格から流通面は最大に擴大されべきものである故に、法幣が現在四—三片裏を往復してゐるから、新通貨も華興券と軍票との關係を調和した、而も法幣に近い處に置かなければならぬのである。これは明らかなる圓離脱である。しかし我々は此處に大きく振り返つて見なければならぬ。即ち、今後中支那は完全に圓ブロックから除外され、獨立通貨の經濟地域とならざるを得なくなつたことは最も特記するに價するのである。

事變決行の目標は日滿支を通ずる圓ブロックの結成を以つて我國最大の經濟政策の根幹として出發したにも不拘かゝる結果となつたことは明らかなる經濟政策の失敗であり、これは我國永遠の基礎がこの事變によつて決定されると同時に、我國永遠の禍根が此處に残されるとは誠に遺憾な次第と云はなければならぬのではないか。

第四章 貿易政策

貿易政策案の全貌





一、關稅改正の要領

支那關稅は財政收入の目的の爲めに支那は關稅自主權を獲得するや、これを極度に引き上げて他に好適の財源なき爲めこれを接收して、支那軍閥政府が財政の六〇—六五パーセントをこれによつて賄つて來たのである。しかし、これによつて如何に關稅の高率であるか難辯に物語るものであり、また延いては輸入者又は輸出者にとつては如何に過重の負擔であつたか想像されるであらう。

(イ) 適正なる保護關稅の確立

しかし興亞の大業を擔へる支那經濟開發は決して斯る暴舉によつて達成せられるものではない。「民生充ちて、後ち國足る」人民の經濟的充實發展あればこそ、自ら國は富む。即ち「衣食足りて禮節を知り、倉廩滿れば……」の古人の言葉は永遠の眞理である。故にこの關稅こそあくま

で適正なる保護關稅であるべきである。しかし現在我々は日滿支を共同體とする。共通經濟の開發を目的に一路邁進して來てゐる。故にその經濟計畫に順應して、日滿商品の立場、支那新政權の財政收入の影響、支那民衆の擔稅力等を基礎として關稅改正を考慮しなければならぬのである。尙一部商品に對しては輸入許可制の實施、爲替管理の強化を爲し、輸出稅、轉口稅、各種附加稅及雜稅等は成るべく速かに廢止し、但し財政上已むを得ざる場合には此等を出來得る限り整理して單一化すること、又特に關稅制度並びに關係法規は將來日、滿支相關聯して行はるべきものなれば三國照合してこれを整理統合することがもとより注意されなければならぬのである。

(ロ) 輸入稅の改正

(1) 輸入稅は前記の基本方針に基き、其の品目及稅率は出來る限り現行滿洲國輸入稅に準據して、支那の特殊事情も考慮し改正すること。

(2) 稅率は財政關稅主要の改革は勿論、支那の健全産業發展の爲めに適當と信すべきものに限る保護を設け、徒らに保護關稅の爲めにその犠牲を一般人民に負擔せしめざる様特に留意すること。

(A) 日滿兩國よりの輸出品に對しては他の外國品との關係を考慮し日、滿、支共同體の實を舉ぐべき資と爲すこと。

(B) 産業開發其の他建設用資材に對しては現在臨時政府の執れる如く、無稅とすること。又

は出来る限り低率とすること。

- (C) 農業用機械、肥料其の他農業用品に付いては特に無税若くは極限の低率を以てすること
- (D) 一般生活必需品又は邦人生活必需品については同じく低率とすること。
- (E) 統税を課せられるものは税率を引下ること。
- (F) 包装用品並びに廣告用品に付いては無税とすること。
- (G) 織物類の税率適用に關する輸入税率差額の附註及び其の運用を改め、從量税を廢止し從價税を採用し、數種纖維の混紡にありてはその内最も含まれるものを以て税率を適用する。

(3) 商品の性質上已むを得ざるものを除き、從價税の品目の増加を爲すこと、但し價格査定
の適正妥當を期すること。

(4) 品目の分類を妥當的確ならしむると同時に從量税、從價税の均衡を得しむる様税目及び
税率の調整に留意すること。

(5) 速かに金單位制を廢し、聯銀券又は中央銀行券建とすること。

(6) 税率表を詳細明確ならしめ、且つ用語に邦文を挿入すること。

(ハ) 輸出税の改正——

(1) 財政上已むを得ざる場合を除き輸出税を撤廢すること、若し必要な場合は極度の低率を

以てすること。

(2) 商品の種類、仕向地の如何等により合理的に行ふこと。

(A) 日、滿、支經濟上支障あるものは必ず輸出税を免除すること。

(B) 支那に輸入する製品の原料の對日輸出は免税すること。

(C) 比較的競争少き大貨を除き、第三國向輸出品の税率は適用に引下ること。

(3) 現行法幣建を改め、聯銀建又は新中央銀行券建とすること。

(4) 輸出價格の決定は三ヶ月に一回各商品の組合と各税關と協議の上取極めることとし、六
ヶ月に延長すること。

(ニ) 轉口税の改正——

(1) 財政上已むを得ず轉口税を存續させる時は輸出税と同様税目の整理削減並に免除主義を
採用すること。

(2) 税率は極限の低率を採用し、

(A) 差當り現行税率を一九三一年の轉口税率まで引下ること。

(B) 一九三一年の轉口税率が現行税率より高率なるときは現行税率を以て之を爲すこと。

(3) 現行税率の法幣建を聯銀券建又は新中央銀行券建にすること。

(ホ) 關稅附加税、噸稅、其の他雜稅、諸料金の改正——

(1) 財政上已むを得ず關稅附加稅其の他の雜稅を存續する時は之を本稅に繰入れ、又は此等を統合單一化すること。

(2) 稅率の低減は勿論、河工稅、碼頭稅、橋梁稅の如く、舊稅法によらず、基準を新稅法に速かに移すこと。

(3) 特別檢査費、過期稅、コーク稅等の特別料金制は廢止すること。

(4) 順稅には現行日本及び滿洲國に於けると同様遠洋船又は不定期船等の爲に一回分納入制を併用すること。

(八) 海關稅務の改正——

(1) 從來の海關制度に於けるが如き英國偏重化を是正し、海關行政の根本的改革を行ひ、日本の人材を配置すること。

(2) 危險品置場及び保稅倉庫の海關直營、碼頭設備の改善等構内施設の擴充を圖ること。

(3) 輸移出及び積替フォームを廢止、又は單純化すること。

(4) 通關書類の簡易化を實行すること。

(A) 通關書類に邦文使用を認めること。

(B) 輸入申告書の船荷證券添付制を廢し、インポート・パーミット・フォームの制定若くは船荷證券の代りに、マニフェストにて處理することに改むこと。

(C) 納稅告知書に添付を要する收入印紙(銀二十仙)を廢止すること。

(5) 包裝の記號及び番號に關する規定の餘りに煩雜なるを改め、普通海外向と同程度に改むこと。

(6) 從價稅品目の課稅價格及び從量稅品目の貨物價格の決定を妥當公正ならしむること。

(A) 日本商品に經驗深き鑑定官を任命すること。

(B) ボーナ、ファイデイズ、インヴォイス面のCIF價格を原則として課稅價格を認むること。

(C) 内地の標準價格の採用、査定委員會の設置、其他適當なる方策を講じ、課稅價格査定基準の公正を期すること。

(D) 特に課稅地の卸賣價格になる場合には、同業者團體の提供する基準價格を以てする適正なるものに據ること、なし、且つ進口稅則暫行章程第一條の公式中の「七分」は支那の現行商習慣を參照して之を再檢討すること。

(E) 輸入の爲めに要する諸稅、諸手数料及國內稅等は之を現稅價格の中に包含せしめざること。

(7) 荷役による見込破損を適當に控除したる額に課稅すること。

(8) 貨物檢査の際損傷あるものに付いては荷主の正當なる要求を尊重すること。

(9) 海關決定の價格、稅率の適用、稅額等に關し疑義ある場合に行使すべき異議及訴願の手續を簡易化すること。

(10) 通關前後の貨物盜難の防止を圖ること。

(11) 海關所定の危險品を厳選し、一般に危險視せられざるものは之を削除すること。

(12) 鹽酸炭火石灰、燐寸等に於ける如き、一回の輸入量の制限の撤廢を圖ること。

(13) 輸入貨物原産國標記條例を改廢すること。

(14) 運銷執照制度を廢止すること。

(15) 納稅方法について。

A 納稅方法を改正し、供託金制度を併用すること。

B 軍需品通關に於ける供託金(稅額の三倍)を稅額と同額迄引下げること。

(16) 積戻商品の場合、其他正當なる理由ある場合には、既納稅金の拂戻を受け得る様改正すること。

(17) 業者の利便を考慮して、海關の勤務時間及休日を改正すること、休日入港等の場合に於ける海關臨時開關制を設けること。

(18) 其他通關手續の簡易迅速化を圖る爲、左記の事項を改善すること。

A 檢驗局の検査の簡易迅速化

B 價額動少の小荷物通關の簡易迅速化

C 検査員不足による通關遅延の改善

D 係員の不馴による能率の改善

E 通關業者の増加と其の向上並に監督方法の改善

F 天津において、一般の積荷全部揃はずとも海關構内到着のBL面個數にて通關せしめること。

G 塘沽又は大沽積殘貨物(輸出品)を塘沽海關出張所にて手續をしたるものは次船に積入得る様にする事。

(19) 各稅關に於ける通關手續の寬嚴を公正ならしむること。

以上關稅並に海關及びその手續に關する改正要綱である。支那においては關稅そのものが時代的でないと同様、海關の組織、又はその手續も公平を失ひ、煩雜迅速を缺いてゐるのである。よつて此處に根本的に改組し斷行することが必要である。

二、貿易組合制度の創設

(イ) 貿易組合の組織

先づ商品組合と其仕入地別組合、仕向地別組合と、特に華僑別組合に區別する。

輸出組合(商品別、仕向地別、華僑別) 輸入組合(商品別、仕入地別、華僑別)

(口) 貿易組合の事業

輸出組合

(A) 組合員の營業に關する統制

(B) 組合員の取扱商品の委託輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造其の他組合員の共同施設

(C) 海外市場の調査、新販路の開拓、其の他の組合の目的を達するに必要な施設

(D) 組合員の營業に必要な資金の貸付、又特に組合員の營業上の債務の保證、又は貯金の受入れを爲すこと。

(ハ) 輸出組合事業の説明

(A) 組合員の營業に關する統制

元來輸出貿易にありて引合せに對しその廉賣戦を演じ、その爲めに勢ひ粗悪なる商品を積出し海外にその信用を喪失する様な事例は決して少くなかつた。殊にその好箇の例は日本と云つてよかつたであらう。しかし斯る傾向は獨り日本のみに限られたる問題でないのであつて、苟しくも貿易の發展を計らんとするものはこの惡弊を未然に防ぎ、而も正常なる方向に貿易を向はしめねばならぬのである。従來の檢驗局を擴充するは勿論、よつて輸出商品の検査、價格の協定等、

組合を以て自治的に統制せしめねばならぬのである。

(B) 組合員の委託輸出の斡旋

保管

選別

包装

荷造

其の他組合員の共同施設

個人商人が單獨に海外市場を獲得するには相當の努力が必要である。それよりも組合を以て市場を調査するとか、官廳その他公共團體と連絡を取り、その引合ひを組合にて斡旋すること。

更に倉庫を有ち、組合員の商品の保管、選別、包装、荷造等は此處にて行ひ、選別の適正、合理的な確實な包装而も統一された標識、研究された荷造法で發送すること、共に現在の輸出業者にとつては最も重要な事柄に屬するであらう。

尙その他組合員の共同施設とか、保税工場を設け、又は保税地域を設定して安い原料で大幅の利益でこれを再輸出するとかその貿易業の改善促進の方法は決して一つに頼らぬのである。

(C) 海外市場の調査、新販路の開拓、其の他組合の目的を達するに必要な施設
海外市場の要求とその情勢を知ることが輸出業者に取つて重要なことである。しかるにその方

法は全くなかつたと言つてよい位であつた。むしろ、支那にあつてはこの情報機關の代りに買辦がその役割を務めて来た。買辦は外國商社と支那商人の間に入つて商品の斡旋商談の中介を爲して兩者から手数料を得て生活し、一種の寄生虫的存在であつたのである。それ故に支那の輸出は直接支那人の手より外國に直送されるものでなく、在支外國商社の手に一度移り、此處より輸出される場合がその大多数で、輸出業者は何等一般商人と變ることなく、その貿易商人としての機能は多く奪はれてしまつてゐたのである。それ故にかゝる買辦の羈絆を脱して獨立の商業體勢を確立することが支那全貿易業者を通じての最大要事である。それには先づ自治的なる貿易團體を組織し、これによつて爲すより外にない此處に輸出組合が直接海外市場調査を行ひ、新販路の開拓をなすことが正に重要性をもつて擡頭して來るのである。殊に支那が壓迫政治の鐵鎖を解かれ、一路經濟開發の大道に躍進する鍵である。

(D) 組合員の營業に必要な資金の貸付又は、特に組合の營業上の債務の保證、又は貯金の受入れを爲すこと。

本事業に對しては既に商業組合の項にて詳しく説明した通りであつて、此處にその説明は省略するが、その必要たるや切實なるものであることは本書を通じてよく讀者にも印象されたる處と思ふ次第である。

(二) 輸入組合の事業

(1) 組合員の營業に關する統制

(2) 組合員の取扱商品の委託輸入、輸入の斡旋其の他組合員の營業に關する共同施設

(3) 海外市場の調査其の他組合の目的を達するに必要な施設

(4) 組合は前項の外組合員に賣渡す目的を以て爲す其の取扱商品の輸入

(5) 組合員の營業に必要な資金の貸付、組合員の爲にする其の營業上の債務の保證、又は組合員の貯金の受入を行ふこと。

(本) 輸入組合の事業の説明

(1) 組合員の營業に關する統制
前輸出組合の項を参照されたし、特に爲替管理の強化はこの必要を一層強からしめた感がある。

(2) 取扱商品の委託輸入

輸入の斡旋

其の他共同施設

商業組合による共同仕入の理論と同様であつて再説を省く、しかし輸入の斡旋は海外市場に引合ひ、情報によりこれを組合員に斡旋すること。

其の他の共同施設には種々重要な事業が存する。即ちこれを組合員が利用することによつ

て冗費を省き、合理的活動を爲すことが出来るのである。例へば共同にて船舶するとか、傳馬船を買入れるとか、自動車を買入れ、運搬すること。
 (3)、(4)、(5)の各事業は前と重複する故省略する。

三、日本商品館の創設

日、滿、支三國を一體とする經濟共同體の建設の意味から日本商品と支那資源との交流を圓滑ならしむべきは勿論、日本にあつても積極的商品の進出を期すべきであつて、その爲めに日本商品の進出の適當の方策は先きに昭和三年以降滿鐵會社が齊齊哈爾、洮南、寧安、吉林海拉爾、錦州、海倫、三姓、通遼に設けた如き日本商品館の創設が最も適當なるものと思ふのである。

(イ) 日本商品館の組織

一、庶務課

一、販賣部
 仕入課
 卸賣課
 小賣課
 委託販賣課
 地方物産課

一、調査部
 宣傳課
 庶務課

(ロ) 職制事務

庶務課 一般外部と連絡し、館内の一般庶務に當り、職員の人事に當る。
 販賣部

○仕入課 業務部他課並びに調査部の要求により日本商品の仕入を爲す。

○卸賣課 日本商品の卸賣を爲す。

○小賣課 日本商品の小賣を爲し、日本商品の陳列展示を爲し商品の試賣を爲す。

○委託販賣課 内地商人の委託販賣、取引の紹介、注文に關する通譯及翻譯、取引に關する代理交渉を爲す。

○地方物産課 地方物産の陳列、紹介及委託買付等を爲す。

調査部

○調査課 (市場の統計又は調査、商品の改良を研究し、これを直接日本商人、又は仕入課企業課(企業課)を通じて商品の發展に資す。

○宣傳課 日本商品の宣傳の爲め、各所又出張所、見本市、展覽會、講演會、試作品會等を開催し、商品の紹介、更に進んで日支の融和に資すこと。

(ハ) 日本商品館の經營

日本内地より實際の經驗者より資力、手腕、信用等のあるものを任用し、補助は商工省、滿鐵等より出し漸次その實績により獨立せしめることとする。

會計に關しては

- (1) 年二回以上收入を報告すること。
- (2) 商業及貿易上の事項に付き問合ある時は之に應答すること。
- (3) 補助者は何時にても營業の調査、報告を請求し得ること。

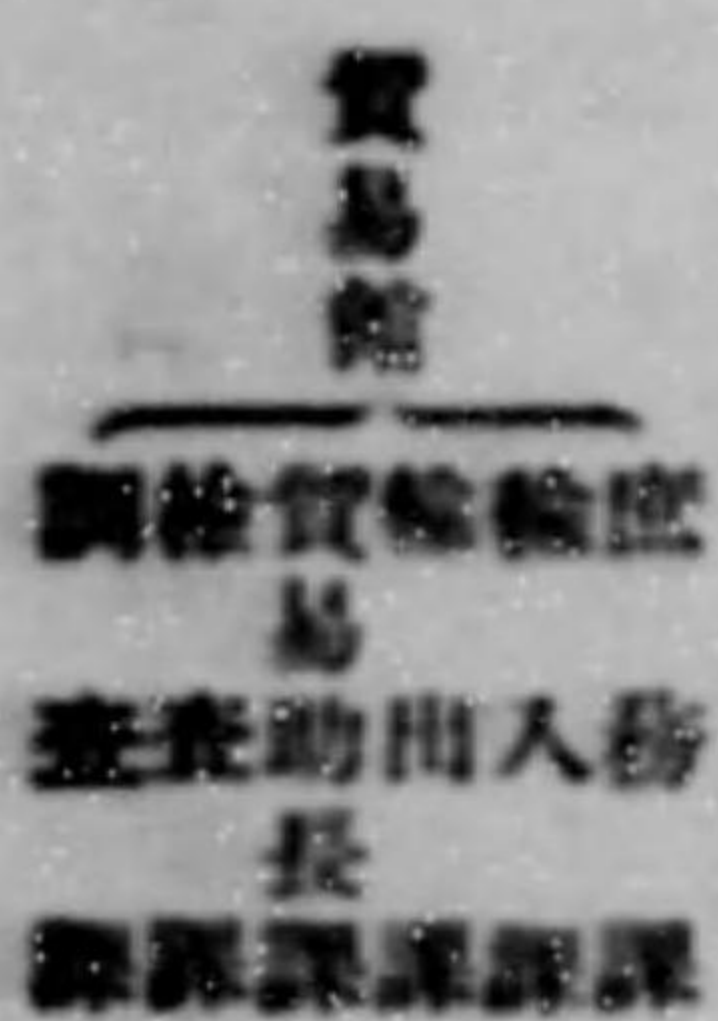
(三) 日本商品館の設置場所

張家口、包頭、太原、石家莊、濟南、徐州、鄭州、九江、南京、漢口、杭州、鎮江、汕頭、寧波、廈門、九龍、廣東、梧州、福州等より

四、支那貿易館の創設

日本商品館は支那内地に於ける日本商品の紹介宣傳の爲めによるも、本貿易館は支那全般貿易促進發展の爲めによるものである。よつて本館は直接その貿易取組みを爲すものでなく、その助勢機關たる性質のものとなすのである。

(イ) 貿易館の組織



(ロ) 業務及びその説明

庶務課 館内の一般庶務及び人事を司る。

輸入課 輸入商品、海外商社とその連絡を絶えず取り、輸入者の要請によりこれに紹介、斡旋する、
これには地別域に日本係、米國係、南洋華僑係と分類することが便利なり。

輸出課 輸入課と同様なり。

貿易助長課 見本市の開催及び其の援助、商取引の紹介、仲介、貿易實務の補助、指導、通譯、翻譯、取引事務等を一般商人の爲めにし、更に商工促進事業として展覽會及品評會、共進會、博覽會の出品勧誘並びに蒐集等をなすこと。

検査課 自己の取扱商品は勿論他輸出品並びに輸入品の検査を商人の依頼により又は進んで爲し、商品の品質、價格等を一し、支那商品の信用を築き貿易發展に資すこと。

調査課 商品調査、市場調査、信用調査を爲し公表又は特報す商業及び貿易方策の調査研究をなすこと。

一般經濟統計の事務を爲し、且つ月報又は週報を刊行し、その諸事項を公表す。

尙この組織は日本人と華人の半折にし、經費は日、支兩國の半折とし、日、支經濟提携の實を確立すべきである。

五、日本貿易斡旋所の擴充

貿易組合中央會の幹旋所は天津に一つあるのみで、その活動は人員並びに經費の僅少の爲めに本格的の活動を爲し得ぬ現状であるから、これを擴充し、而も支那各主要都市に配置すべきである。しかし前記商品館や貿易館と一緒にならぬ様注意すべきである。

六、日本商務官の擴充

現在日本商品が世界各地に於いて排撃の悲運に遭遇してゐる。その爲めに商務官の活動が期待されてゐるにも不拘、何等爲す處なく單に新聞の翻譯や何かで胡麻化して唯だ公使や、大使の椅子の廻つて來るのを待つてゐるのみで、商務官無能の聲は既に叫ばれてゐる。それ故に商務官の意氣刷新は勿論、彼等を少なくとも六、七年は必ず同一任地に滞在せしむることにして、その活躍なる活動を爲さしむる様にすること。それには先づ職員を増員充實せしめ、待遇を改善することである。

第四篇 支那金融機關の實際

第一章 支那の庶民金融機關

一、個人金貨

「支那に於いては、高利貸業に従事してゐるものは貨幣又はその生産物の餘剰あるすべての人間である。」と云はれてゐる通り、借り手でないものは全部個人金貨であり、實に農民負債の八〇%以上がこの個人からの負債であると云はれてゐる。

個人負債百分率

商人	一三・一	三・八	一
地主	二五・〇	二	一
地主	二四・二	四	二・六
地主	一八・四	四	二・六
合計		八〇・七	
銀行		二・四	
合作社		二・六	

富 舖 八・八
銀 莊 五・五

而も個人金貸は、特に農村に發達してゐて、小作關係では地主が高利貸制度を掌握し、小作人に年利二四%乃至一〇%—一五〇%の高利で貸付けてゐる。自作農には商人が食糧と種子を貸與して、これから元利支拂、並びに全收穫を擔保又は賣却する義務を負はしてゐるのである。

(A)、しかし、その最も代表的のものは地方富豪で、彼等は土豪劣紳と云はれて、概ね退職官吏か、その家族である。「三年情知府十萬雪花銀」と云はれる如く、三年も知事をしてゐれば十萬元位の財産は直ぐに出来る。そして彼等は自分の金許りでなく、銀行や錢莊を通じてこれを農民に貸付け、又自ら合作社を造つて高利貸を營んでゐる。しかし、彼等の貸付には通常擔保もなく、承保もなく、地主が農民を信用して口頭保證を行ひ、また保證人を立てる時には證書(缺帖)を取る。

立換舖人〇〇〇圓用項不足定令派中

商人缺到〇〇〇名下市小洋〇〇圓登記明各月内如數付清逾期如不付清及保人甘願墊付並無異言恐凡無憑立缺帖客體

承 保 人 〇 〇 〇

年 月 日 立

また専業の外に糧棧、油坊、燒鍋を兼ね行ふものもあり、信用は秋の農作物を擔保として商品の掛賣を爲すのである。

(B)、商店も地主や富豪について全體の三八%も貸付けてゐる。主に農民は之等のものから借入るのは現金と糧食と借受けるのである。

現 金 一七・三
糧 食 一一・三

二、質 屋

支那では質屋のことを當、典、質、押、按等と稱してゐる。各省の名稱を示せば次の如くである。

- 江蘇省 當、典、押、代當
- 浙江省 當、典、代當
- 安徽省 當、典
- 山東省 當、典
- 河北省 當、典、質、押、代當
- 新疆省 當、押

察哈爾省	當
青海省	當
寧夏省	當
山西省	當、典
河南省	當、典、押
陝西省	當、典、押
湖北省	當、典、代當
湖南省	當、押
四川省	質
貴州省	典、質
雲南省	當、典、押、按
廣東省	當、典、押、按
廣西省	當、典、押、按

右の區別は營業の種類範圍を異にしてゐる區別であつて、資本の大小の區別ではないのである。現在江蘇省では領帖費（營業税の一種）は、當は一ヶ年五百元、質は三百元、押は百元であり、その他の省でも略同様である。質屋の資本は、當は二、三十萬元—四、五十萬元を有するものもあるが、一般には四、五萬元以下が多く、利益も諸経費を支辨した上、一ヶ年平均資金の一割五

分から二割見當と云はれてゐる。民國二十四年調査の典當業者の資本額は次の様である。

各省	業者數	資本額(元)	一店平均資本額(元)
江蘇	三六一	一四、二二八、四七九	三九、四一四・〇七
浙江	三四三	一八、九六四、六九〇	二五、二九〇・六七
江西	四	三八〇、〇〇〇	九五、〇〇〇・〇〇
安徽	一〇	六〇五、〇〇〇	六〇、五〇〇・〇〇
湖北	三	二八〇、〇〇〇	九三、三三三・三四
湖南	一五	九〇、〇〇〇	六、〇〇〇・〇〇
陝西	一	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇・〇〇
山西	四六三	二、二九四、四七九	五、二六二・五七
山東	一四	四七五、三五〇	三三、九五三・五七
河北	六五	一、五七九、五〇〇	二四、三〇〇・〇〇
察哈爾	一	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇
合計	三、九九〇	八七、三九八、六九二	二一、九〇四・四三
各省	二、九六五	六二、一六三、四二一	二〇、九六五・七四
各市	一、〇二五	二五、二五三、二七一	二四、六一九・七八
合計	三、九九〇	八七、三九八、六九二	二一、九〇四・四三

漢口	天津	北京	南京	上海	合計	福建	廣東	貴州	雲南	四川	甘肅	新疆	青島	寧夏	蘇州
三〇	八七	三四	七	五六七	二、九六五	二八	一、一〇六	一〇	一〇九	三九	二〇九	六	一一	一一	一一
				八、〇〇八、四七一	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
二、一二五、〇〇〇	五、二二〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、四四八、〇〇〇	一、〇〇八、四七一	八、〇〇八、四七一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七
				一、四四八、〇〇〇	六二、一六三、四二一	一、四四〇、〇〇〇	一六、五九〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、七二五、〇〇〇	九七、五〇〇	三三九、八五三	一九、一〇〇	二二七、七八〇	二二、七九〇	二〇、七〇七、二七

與、實、押あるを信ずべき數字なし

中島	杭州	成都	重慶	厦門	汕頭	廣東	合計
三八	一九	二二	一〇	一七	二四	一七〇	一、〇二五
四七八、二〇〇	一、〇七四、〇〇〇	七〇五、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	七七七、〇〇〇	二、五五〇、〇〇〇	二五、二三五、二七一
一一、五八四、二一	五六、五二六、三二	三二、〇四五、四六	三四、〇〇〇、〇〇	三八、二三五、〇〇	三二、三七五、〇〇	一五、〇〇〇、〇〇	二四、六一九、七八

以上によつて判る通り、その七割以上が農村に存在して居り、資本の七割も農村に投資されて貸出額も二億元であると推定されてゐる。

質屋の鑑札料は各省によつて一律でないが、江蘇省では當が五百元典は三百元質は二百元と規定され、また浙江省では一九二七年十一月改正浙江省典業暫行條令によつて等級料が課せられてゐる。

- (一)、資本金十萬元以上を一等となし、鑑札下附料六百元、年税百二十萬元
- (二)、資本金五萬元以上を二等となし、鑑札下附料五百元、年税百元
- (三)、資本金一萬元以上を三等となし、鑑札下附料三百元、年税八十元

(四)、資本金五千元以上を四等となし、鑑札下附料百元、年税六十元

間も鑑札有効期間は十年にして、再び下附額をしなければならぬ様になつてゐる。

買草は毛皮、寶石、金銀装飾品その他衣類、及び家具類、雜穀、棉花等も利用され、買物の鑑定には普通短毫と云ふ専門家によつて評價され、貸付は評價額の百分の五十が標準とされてゐる。尙利息は、清時代に毎月三分を超えることは禁ぜられてゐたが、これも全國に畫一的には守られず、殊に一九一一年の革命後は地方により區々となつてしまつたが、一九二七年浙江省では改正典業令により、「買物の利息は年利百分の二を超過すべからず」と規定された。しかし、現在上海の當の利息は十ヶ月一割八分、一年二割一分で當票とか當票子と云ふ買通帳を受領證として發行してゐる。

買受期間は普通十八ヶ月で、それ以後は利子を支拂はなければ買受出来ず、延長は二年又三年乃至四年である、しかし「押」はこれに反して短期間で三ヶ月、乃至六ヶ月で、上海では一ヶ月を三旬に分けて一期の利子は一元に對して三分が普通とされてゐる。

買物の損失補償に對しては清時代は

- 一 穀 買 物 (自火の場合……(典値を物品の買價の半額となし)買價の賠償をなす
類焼の場合……買價の十分の二を減じ、入買後の利息を控除し賠償す)
- 米、麥、豆、棉類 (自火の場合……買價の十分の八を賠償す
類焼の場合……典價の十分の八を賠償す)

以上であつたが、一九一一年後はその規定は守られず、紛糾した。その後浙江省では

- 一 穀 買 物 (盜賊、自火の場合……買物の倍額、但し利息の控除
類焼の場合……買入價額の十分の八、利息控除)
- 米、麥、粗重品 (盜賊自火の場合……買價の十分の八、但し原利を控除することを得ず
類焼の場合……買の價格の十分の七、利子は免除す)

尙、不可抗力の天災地變の時には管轄市、又は縣政府の臨檢を得て悪意がないとか、無過失が證明されれば賠償額が減ぜられ、又は免除されることになつてゐるのである。

三、代 當

代當は、多くは農村小郡邑にあつて、親當鋪から融通資本を得て、入買物は親當鋪に轉賣するので、普通商店の代理店或ひは分店かの如きものであつて、代當には、本代と客代歩の區別がある。

本代は屋號も親當鋪又は總典と同じく、資本も供給され、利息も同様で、入買物は一切送號保管するのである。

客代歩は資本不足のため、他の當鋪と隸屬關係にある小當鋪で、大當鋪と一ケ年の轉賣額を契約し、金は隨時支給され、清算は月末である。

この買貸利息は、親當鋪が上海附近では一分二厘、客代が八厘を受けてゐる。南京では代當

(歩)は接店とも云はれ、親當舖は一分九厘接店は一厘を受けてゐる。尙、代當はこの外は手数料を取つて、十元未満は三分、百元未満二分、百元以上一分の割合で、質出しにも質受にも徴集するのである。

尙、天津附近には轉當舖と云ふものがあつて、農民の入質及質受を代行するもので、手数料は轉當舖と親當舖の距離によつて違ふが、大體一元につき四分か五分で、當舖に記載の保留期間(五日、半月、一ヶ月各地不同)に質受けすれば、手数料は一切無料である。この期間が過ぎると質物は天津の親當舖に、轉送されるのである。(當舖は當票と異り假當票なり)

代當の歴史は未だ比較的新しいので冀東地区の代當は次の様である。

開設年度	店数	百分比
民國十四年	一	二・七八
同 二十二年	一	二・七八
同 二十三年	六	一六・六六
同 二十四年	五	一三・八九
同 二十五年	九	二五・〇〇
同 二十六年	一一	三三・三三
同 二十七年	二	五・九六
小計	三六	一〇〇・〇〇

開設年度分

七

民國二十六年冀東地区代當損益表は

利益店	三〇店	九、六七三・七五	一店平均	三二三・四六
損失店	三店	一、一四五・〇〇	同	三八一・六七
合計	三三店	利益八、五二八・七五	同	利益二五八・四五

代當は正に小口金融の王者の様なもので、農村に最もよく利用されてゐる。しかし、これは當舖の進出の尖兵の様な役割を演じてゐて、今迄は治安状態の悪い處には進出出来なかつたが、新政府の樹立と共に一層この代當又は當舖の農村と進出が積極化されて來たのである。しかし、此處に我々は政策的見地から、これ等の進出に對して、一定の計畫によつて之が行はれることを要望する。即ち地方により過剰を生じることが勿論、不足の地方を生じ、または、その利子又は貸付條件の不統一、擔保の不均衡との結果を齎すことがあつては、再び農民の壓迫となり、延いては金融業者の自己崩壊と云ふ悲惨な結果を招かざる様、此處に經濟對策委員會は金融上都と地方の實情を調査、これに即應する計畫立案に基づき、實行されることが何よりも必要である。

四、合 會 (無 盡)

合會は支那に於いては千年來行はれて來たのである。しかし、その名稱は「銀會」「錢會」「換

會」「義會」「標會」「協會」「集會」「合會」「盡會」「積立會」「八仙會」「七星會」「召公會」「縮資會」「搖錢會」「縮減半錢會」と言はれ、一般には「合會」と呼んでゐる。しかし、かゝる多くの名稱は次の理由から生れてゐる。

- 一、銀會、錢會、積立金は金銀を中心に組織された組合
- 二、義會は我國の韻母子講の如く、講元救助を目的とした組合
- 三、會、集會、合會は講員の團結してゐる組合
- 四、縮資會、縮錢會は掛金の漸減を意味する
- 五、八仙會、七星會は講員の數から命名したもの

講元は會首、首會、會頭、會丹、會主、起會人と云ひ、講を開くことを講會、盡會、集會、起會と云ひ、會員を會友、會人、會尺、會脚、と呼んでゐる。元來質屋よりも割がよいので、支那が前資本主義經濟組織の時代にあつては、相當農民や労働者の間に庶民金融機關として役割も果して来たが、封建的ギルド組織から、近代資本主義經濟組織に轉換するに及んで、遂にその職能も機能も失ひつゝある現状である。又、現在の金融要求は遊資的而も日常經濟に即應せざる爲め漸次資金的に日常經濟に利用される新しい金融機關に依頼する様な大勢にある。よつて今後の合會の發展等は到底期待出来ないが、從來の機能の一部に止まつて、即ち、一種の貯蓄機關の一位に止るものであると思はれる。

五、錢 莊

錢莊は支那庶民金融機關の内、最も規模も充實し、業務も確實な機關の一つである。尙錢舖とも云はれ、山西地方で手形即ち山西票を取扱ふことから票莊と云はれ、天津では銀を扱ふ故に銀號とも云はれてゐる。しかし、錢莊には各地方的に派閥勢力があつて、それは各幫毎に連絡してその種類には「元」「亨」「利」「貞」「源割」の五種類がある。

(一)、「元號錢莊」は、所謂「挑打錢莊」と云はれ、昔商人は現金を使用したので、取引の不便から錢莊に頼んで荷造り運搬して貰つたのがその起源である。即ち「肩挑分送」したので挑擔錢莊とも云ふべきで現金運送の爲替業務が本業であつて、預金貸附は本業ではなかつたのである。しかし近年は「挑打錢莊」がこの預金貸附をやつてゐる。

(二)、「亨字錢莊」は小規模で營業範圍も狭く、錢莊ブローカーであつて、預金は源割錢莊又は挑打錢莊に委託してゐる。

(三)、「利字錢莊」は、貸附預金は取扱はず、専ら貨幣の賣買、兩替を行つてゐる。

(四)、「貞字錢莊」は「門市錢莊」又は「煙紙錢莊」と云はれ、賑やかな街にあつて、煙草や紙を賣つてゐる傍ら、兼業で兩替も行つてゐる。

(五)、「源割錢莊」は規模も一番大きく、外國銀行又は華商銀行の本支店と連絡し、その代理と

して一般産業者に貸附又は預金を受入れ、地方にも支店網を張つて、爲替業務をやつてゐる。尙
 その中には「幫派」と「聯號」との區別があり、「幫派」は經營者の出身別によつて作られた系統
 連絡團體である。その主なるものは次の通りである。

紹興幫紹興人	二七軒
寧波幫寧波人	一六軒
山寧幫山寧人	七軒
本幫上海出身者	三軒
蘇幫蘇州出身者	

「聯號」は株主の出資關係による連絡系統團體で、營業上の爲に作つたもので、一般人に表示す
 る爲めに同一聯號には必ず店名の中に聯號の文字を一字挿入することになつてゐる。尙、天津の
 錢莊は地金銀寶買、外國貨幣、公債の賣買を主業とする東街と、預金、貸附、爲替を主業とする
 西街とに區別されてゐる。しかし、金融勢力はなんと云つても上海、江蘇、浙江省がその主導的
 勢力を握つてゐて、上海には一九三五年現在には五十七家あり、分店及び代理店が南京、天津、
 青島、香港、杭州、廣東、重慶等にも存在してゐる。

金融總體分布（銀號を含む）

江蘇上海	一〇五
蘇州蘇州	五七

浙江浙江省	二六九
山東山東省	三九
河南河南省	七七
陝西陝西省	二五
河北河北省	六
四川四川省	九九
安徽安徽省	五三
江西江西省	一九
湖北省湖北省	七三
湖南省湖南省	五四
福建省福建省	四〇
廣東廣東省	八五
廣西廣西省	一〇〇
綏遠綏遠省	二〇
計		一、二一九

錢莊の組織は二、三、四名の資本家が合資で「經理」と云ふ企業者に委せて、出資者を「領東」

「常積」「經理」等と云つてゐる。資本額を總計的に見れば次の通りである。

年別	錢莊數	資本額(元)
一九二二	四、六六一	七五、〇九八、三一二
一九二三	四、七六一	八六、六二九、六六四
一九二四	四、四九一	五三、一一〇、六三五
一九二五	四、二七四	六四、四六二、〇二一
一九二六	三、四二四	二四六、二二九、三六二
一九二七	二、一八六	一七一、四五七、三七三
一九二八	三、〇五六	一六九、三二七、七三六

以上によつて判る通り、その數は大部減少して來た。これは小資本で經營不振のものが淘汰されたのである。錢莊は庶民金融や、農村金融は大抵地方の富豪劣紳や、信用合作社の手を通じて行ひ、錢莊自らやることは稀れである。

尚、錢莊は近年衰退の原因としては

- (一) 組織が小さい爲め資金の不足を來たす
- (二) 個人的企業であるから支配に人物を得ることが困難なること
- (三) 信用貸付の危険率が多いこと
- (四) 資金の調節が六ヶしいこと

- (五) 預金に對する準備がないから取付に遇へば直ちに壞れる
 - (六) 資金融通の源泉たる銀行の金融緩急が直ちに仕事に影響する
 - (七) 經營上、管理上、舊式方法を固守し、改良工夫がされない
 - (八) 徒弟制度であるから優良店員を得難い
 - (九) 一般經濟界の變化の急激に對して靈通不徳
- 以上の様な原因からその數は漸次減少して來てゐる。

六、信用合作社

合作社は日本の産業組合にあてはまり、この運動の起りは大正八年世界を擧げて思想運動に刺戟されて起つた支那の新文化運動、労働組合運動と一緒に學生の排日運動「五四運動」が端緒となつて、大正十一年中國華洋義賑會（在支教會を中心とした、英米人と支那學生の組織する慈善團體）が、五百元を資本に直隸省涿縣農村に試験的に設立したのがその濫觴であつた。その後大正十四年國民黨第二回大會に合作社運動の提唱を決議し、黨中央執行委員戴季陶が中心となつて各地に支部普及設立に努めた結果、漸次各方面の注意を喚起し、各種の思想團體や中央、地方政府の農村政策として助成される様になつて殊に一九三〇年の世界農業恐慌の爲めに、これが唯一の救済策として取り上げられ、その普及發達が齎されたのである。その設立狀況は次の通りであ

年次	實數	指數
民國二十年(一九三二)	二,七九六	一〇〇・〇〇
同二十一年(一九三三)	三,九七八	一四二・三〇
同二十二年(一九三三)	三,〇八七	一一〇・四〇
同二十三年(一九三四)	一四,六四九	五二三・九〇
同二十四年(一九三五)	二六,二二四	九三七・九〇
同二十五年(一九三六)	三七,三一八	一三三四・七〇

尙、北支では河北、山東省に、中支では江蘇、浙江、江南、安徽、湖北、湖南、四川省に、南支には僅かに福建省に發達してゐる。その投資總額は二千六萬五千元位で、これを一合作社當りにすれば、五百四十元位の微々たるものでその事業の主なるものは

信用事業(貸附及貯金)、日用品購入、養蠶、養魚、貯蔵、共同購買養蜂、造林、養豚、家畜保險、靴製、農具及機械利用、建築、拓殖共同工場、製絲園乾燥、碾米、灌溉、運輸、製紙、牧畜、酒造、溝渠開鑿

等であり、民國二十五年の三七、三一八組合の内信用合作社が二〇、六二〇を算し、全體の五五・三%を占めてゐる。その組合の性質により分類すれば、

(一)、地主的(獨占的)性質の合作社—之は農民に借入金を乃ち地券を抵當に貸付けてゐるので

組合の所有土地が多い程借入金も多く出来るので、地主は極めて少ない利息で多量の金を借入れこれを有利な高利で以て農民に貸付けて、一般農民の搾取機關となつてゐる。

(二)、政治目的の合作社—政府は一般の弱少農民の爲め、經濟解放運動に藉口して、之を利用して收税の機關としたが、これは農民の更生は勿論、むしろ破壊的のものである。

(三)、高利貸の性質—地主階級は多額の金を借用してはこれを農民に高利で貸付けてゐる。

(四)、商人的性質—或る一定の時期を利用して棉、小麥、茶等の如き商品生産物を對象して農民に貸付けてゐた。

又政府は農村の崩壊防止と、全國統一の企圖の爲めに、その方便として、又一方銀行業者や農村の富豪劣紳は有利確實なる投資團體としてこれを設立をしたので、その目的は全く眞に經濟開發にあつたのではなく、一部特權階級の爲めに合作社の精神を没却された道具に利用されてしまつたのである。又その爲めに「古い合作社經營が困難であり、新しいもの程經營が容易である」と云はれてゐる。

現に一九三五年には一、〇四八、一九三六年には一、七〇〇の合作社が解散してゐるとの事である。尙最近では新民會がこの合作社を改組して孫文の純正民生主義を標榜して更生運動を行つてゐるのである。

七、農業倉庫

農業倉庫は民國二十二年五月行政院の農村復興委員會第一次大會に於て「農民銀行は各縣に農業倉庫を設立すべし」と決議し、同年の實業部の「農業行政計畫綱要」第一條に農業倉庫設置計畫實施を規定したが、その後間もなく、中央農業推薦委員會に對して中央模範倉庫の開設を命令し更に湖北省政府でも農林投資希望者に武昌、漢陽、襄陽に試験的に實施したのである。次で中央銀行は山西、陝西、山東、河北、江蘇地方の、上海銀行は江陰の青陽、蘇州の唯亭、江西の湖熟、吳興の潘店、平湖の清溪、宜興の華安、南京の湯山に設立した。しかし、元來これは農村救済の目的にあつたのであるが、投資者や銀行の遊金の投資増利事業となつてゐるので、その本來の目的を十分に果すことも出来なく、交通便利の處には發達したが、交通不便な處には一向進まなく、また實際には貧農には全く利用されず、中級以上の農民にのみ利用されてゐる現状である。しかし農民はこれさへ利用出来ぬ困憊である。

八、小本借貸處

民國十六年北支に農、工、商業者の救済を主旨として開設されたが、その事業は從來の各種事業の如く企業的、搾取的にあらずして、眞に社會救済の精神を理解したる運動であつた爲に、遂

に中央政府實業部の採擇する處となり、これを全國に擴充することになつたのでその淵源であるしかしこれは島渡日本に於ける信用保證會の如きもので次にその事業の概略を示す。

(一) 借款種類

- a、農業方面、肥料、種子、家畜農具の購入、井戸の製作費
- b、工業方面、工業器具、各種原料家庭工業用品購入
- c、商業方面、商業及運輸機械等、但し市中に於ける無業者にて上記三種の事業を經營せんとするものは借用し得るものとす

(二) 利率

本借貸處は貸出利息は一律に月息六厘計算とす

(三) 金額

毎月につき一元より二百元迄とす

(四) 擔保

- a、擔保保證
季節納入擔保、六〇元以下を九等捐の擔保保證は三〇元以下八等捐は六〇元以下、七等捐は二〇〇元以下を貸出す
- b、保證人
正當なる職業及資産、人望ある者は擔保資格あり、この者を保證とすればその借款金額は該保證人の

情況を調査後決定す

6、抵押物

土地の租契又は房契とす

(五) 期限

借款期間は最長八ヶ月

事務概要は以上の通りであるがその創始者は民國八年當時北京の警察總監をしてゐた吳炳湘氏であつたがその後廿二年、廿六年に「小本借貸監査委員會」「簡章小本借貸章程」「小本借貸處組織辦法」「小本借貸理事會章程」「小本借貸處辦事細則」「小本借貸處放款規則」「小本借貸處農工商團體借款辦法」の修正又は新制定をみて、その好成績は遂に中央政府實業部の採用となり、十七年に「各地方救濟院規則」に第七章として貸款所の規定を公布すると同時に廿五年六月には全國各都市及各縣政府に對して「小本借貸處」の設置を命令し、天津南京、鎮江、青島、蘇州、蕪湖、漢口、武昌の各都市に設置されたのである。

勸業院規則第七章

第四十四條 貸款所ハ貧民ヲ救済スル爲ニ營業資金ヲ貸附ケルモノトス

第四十五條 貧困者ニシテ營業資金ナキ場合左記該當者ハ貸款ヲ申請シ得ルモノトス

1、十五歳以上ニシテ不良ナル嗜好者以外ノ者

2、小本營業ヲ希望シ又ハ曾テ營業ナシタルモ出資者ナキモノ
3、但シ確實ナル店舖又保證人ヲ要ス

第四十六條 每人貸款額ハ五元ヨリ二十元迄トシ利息ヲ取ルベカラズ前項貸款ハ情況ヲ酌量シ返還方法ヲ規定シ得ルモノトス

第四十八條 貸款満期ニ至ルモ返還セザル場合ハ保證人賠償スルモノトス

第四十九條 期日經過後モ返還出来ザル場合ハ理由ヲ具シ事情酌量ノ上處理スベシ

第五十條 營業名義ヲ假リ營業シ居ラザル時ハ直チニ返還ヲ要求ス尙返還セザレバ公安局ニ告訴シ處理ナスベシ

スベシ

○北京市民小本借貸處農工商團體借款辦法 (民國廿三年十二月七日府令核准)

第一條 本處ハ小本農、工、商團體ニ對スル借款ニ關シ本法ヲ適用ス

第二條 團體ノ種類

1、各種合作社

2、各種互助社

3、農業公共團體

4、商業公共團體

5、工業公共團體

6、各業公共團體

7、農村水利團體

- 第三條 本處ハ前條ノ團體ニ對シ生産上援助ノ必要ヲ認メタル場合ハ本法ニ依リ事情ヲ酌量ノ上借款ヲ爲ス
- 第四條 團體借款申請ノ際ハ本處ハ團體ノ定款及組織辦法、代表責任者ノ證明文件、用途、其他調査ス
- 第五條 本辦法ニ規定ナキ事項ハ本處貸附規則ヲ適用ス
- 第六條 本辦法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

○北京市農小本借貸處設置 (民國廿六年十二月修正)

- 第一條 本處ハ北京市政府交附捐款十二萬元及市政府保證銀行借入金十二萬元ヲ以テ本處借貸資金ニ充當ス
前項ノ資金ハ如何ナル機關ト雖モ他ニ之ヲ施用スル事ヲ得ズ
- 第二條 本處ノ借貸ハ本市市民ノ小資本經營ノ農、工、商業者ノ資金缺乏者ニ限リ之ヲ行フ
- 第三條 本處ノ事務ハ理事、監察、執行ノ三部ニ分チ其理事會監察委員會章程及本處組織辦法ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 本處ノ貸附利息ハ一律ニ日利六厘ノ計算トス
- 第五條 本處ハ毎月貸附對照表及收支報告表ヲ作製シ、北京市市民小本借貸監察委員會ノ検査ヲ經テ市政府ニ呈報之ヲ公布スルモノトス
- 第六條 本處ノ貸附金ニ對スル收入利息ハ雜費ヲ除キタル以外ノモノハ先ヅ借款銀行年利五厘ニ充當シ其ニ不足額アル時ハ市政府ヨリ之ヲ補足ス
- 第七條 本處ノ決算ハ毎半年ヲ一期トナレ上半年ハ六月三十日迄トシ下半年ハ十二月三十一日迄トス

第八條 本處ハ毎年純益金中百分ノ二〇ヲ本處職員ノ獎勵金トナス外其ノ餘ハ積立金トシ專ラ貸付金ノ豫想

外ノ損失アル時ノ補填ニ備フルモノトス

第九條 本章程ハ市政府公布ノ日ヨリ施行ス

○北京市農小本借貸處放款規則 (民國廿三年五月十六日府令核准)

- 第一條 本處一切ノ貸付ハ借款入ノ信用證書提出ニヨリ貸附スルモノトス
- 第二條 滿廿一歳以上ニシテ本市ニ一年以上居住シ小資本ノ農、工、商業者ハ男女ノ如何ニ不拘本規則ニ依リ借款申請書ヲ提出スルヲ得
- 第三條 本處ノ貸附方法及之ガ範圍ハ章程以外ニ超ユル事ヲ得ズ
- 第四條 貸附期限ヲ定期及活期ノ二種ニ分チ定期期限ハ最長一ケ年ヲ超ユル事ヲ得ズ但シ特別ノ事由アル時ハ許可ヲ得テ延長スルコトヲ得
- 第五條 本處ノ貸附ノ際抵當品ハ本處當務理事署名捺印ノ保管證書ヲ交附スルヲ以テ有效トス
- 第六條 本處ノ不動產擔保ニヨル貸附ハ本處擔保評價金額ノ十分ノ四ヲ超過シ得ズ
- 第七條 擔保物件ハ第一次擔保タルヲ要ス
- 第八條 本處貸附ノ擔保不動產ハ水漬且確實ニ收益アルモノニ限ル
- 第九條 不動產擔保品ハ登記済又ハ附保險物タルニ限ル但建築ニシテ附保セザル場合借款入附保ヲ要ス本處ニテ附保シタル場合之ガ保險料ハ借款入ノ負擔トス
- 第十條 動產不動產ヲ以テ本處ノ擔保品トナス場合本處ハ直チニ調査鑑定後其ノ價格ヲ定ム

第十一條 本處貸附金額ハ一戸ニ附キ一圓以上二百圓ト定ム但ダ特殊事業ニシテ該限度超過ノ場合ハ理事會ノ議決ヲ經タル後市政府ノ許可ヲ得テ貸附タルモノトス但シ借款人ハ確實ナル保證人又ハ相當ノ擔保物件ヲ要ス

第十二條 擔保物件ノ調査鑑定ノ諸費用ハ借款人之ヲ負擔ス
第十三條 不動產擔保物件ニテ借款ノ場合ハ賣買契約書、登記證、保險證券及其他附屬文件ヲ貸附期日迄ニ本處宛提出スルヲ要ス

第十四條 倉庫證券ヲ以テ擔保物件トナス場合ハ本處ハ直チニ該物件並ニ入庫年月日其他事情ヲ實地調査後契約ヲ締結ス、但シ未ダ附保セザル時借款人ハ直チニ附保スルヲ要ス
第十五條 建築物ヲ擔保トナス場合ハ評價額内ニテ擔保満期日ノ原價償却金ヲ除去シタル金額ヲ以テ基準トス

第十六條 本處ハ隨時借款人ノ營業及生産情況ヲ調査シ若シ借款人ガ隱飾又ハ毀造シ契約以外ニ該借款金ヲ使用シタル時ハ契約ヲ解除シ貸附金額ヲ返還セシム
第十七條 借款人ハ本處ノ承諾ナクシテ擔保物件ヲ改造又ハ所有權ノ移轉ヲナシ得ズ、若シ違反シタル場合ハ直チニ契約ヲ解除シ貸附金ヲ拂償セシム

第十八條 本處ハ借款人ガ借款金額ノ期日滿了ニ至リタルモ尙返還セザル場合元金利息ニ對シ翌日ヨリ起算シテ利息ヲ加算ス
第十九條 借款人ガ毎月賦償還ノ義務不履行ノ場合本處ハ直チニ貸付金全體ノ返還ヲナサシム

第二十條 本處受入ノ擔保物件ノ價格低落シタル場合本處ハ擔保物件ノ増加ヲ求メ又ハ相當金額ノ返還ヲ求ム

第二十一條 不動產擔保ノ全部又ハ一部ガ官公署ニ使用サレタル時本處ハ直チニ全部若クハ一部金額ヲ償還セシム、但シ相當價格ノ擔保品提出アレバ此ノ限りニ有ラズ

第二十二條 左記不動產ニ限リ擔保物件トシテ貸附ヲナシ得ズ
一、學校、寺院、病院、劇場其他公用家屋並ニ土地
二、鄉村此處、墓地、提溝消灌漑用地、公用道路
三、炭礦地及鑛泉
四、會場

五、數人共同ノ不動產、但シ數人ト雖モ總テ承諾アリタル時ハコノ限りニアラズ
第二十三條 借款用途ヲ正當ナル資本ニ使用セザル時又ハ別途ノ使用若クハ投機事業ニ流用シタル場合ハ借款ヲ拒絶シ申請書ハ返還セズ

第二十四條 借款人及保證人ノ住所變更シタル時ハ速報ナク本處ニ通知スルヲ要ス
第二十五條 借款人ハ一名ト定ムルモ複數ヲ以テ多額ノ借款ヲナシタル場合、本處ハ元利ヲ直チニ返還セシム

第二十六條 借款人第十六、十七、十九、二十條ノ各項ヲ遵守セザル時本處ハ該擔保物件ヲ自由處分ニ附シ尙不足ノ場合ハ更ニ不足額ヲ要求ス

第二十七條 本處ノ貸附計算日ハ國幣ヲ使用シ利息ハ十二ヶ月計算トス
 第二十八條 本處貸附金ハ本國通用貨幣ヲ以テ使用ス
 第二十九條 本處ノ利息ハ最高月一分最低七厘ヲ超過シ得ズ
 第三十條 本規則ハ當務理事ノ情狀酌量ニヨリ隨時修正文ヲ作製理事會ニ提出シ議決後市政府ノ許可ヲ受ケテ力ヲ發生ス

尙最近北京の「小本借貸所」の資本は「二十萬元にして、全國各市の借貸處に比して規模も大きく、成績も好いのである。その民國廿五年上半期の貸附金は次の通である。

業	戸數	金額(元)	業	戸數	金額(元)	業	戸數	金額(元)	合計
商	三、一二九	四五、九二九	工	六一三	九、七五五	商	三、三六七	三六、一八八	七、一〇九
									九一、九〇一

九、儲蓄會

儲蓄會は株式にて會員より三元乃至三十六元の株金の小口拂込金を各種の貯金と豫金とを資源としてこれを會員に信用貸付保貸、又は事業投資、證券投資等を爲す一種の無盡又は貯蓄銀行組織の金融機關であつて、これを東三省系及び關内銀行組織の二類に分つことが出来るのである。

一、東三省系儲蓄會は前清光緒年代鎮江善餘儲蓄會に南まり、創設者は陳澈六氏が民國後は陳氏は東三省にあつて張志良、王建極氏らと聯合極力儲蓄事業に盡した爲めに、各地にこれを眞似

て設立するもの多くなり、遂に民國十五年には東三省にて儲蓄會の總數は七十餘ヶ所、分會三百餘ヶ所、基金は奉天大洋二億元を集むるに至つたことである。

しかし、この發展は貸付利息が割合に高いこと、並びに持株の金額が割合小額の三元乃至三十六元で、而も分割拂込の爲めに募集が比較的容易であつた爲めである。その資金の運用は保證信用貸附、不動貸附、貨物擔保貸附、及實業投資等で、その最も發展した時は民國十年十五年の間であつた、その當時は東三省から北支一帶に擴り、北京儲蓄會、金餘儲蓄會がそれであるしかし十五年以後奉天省の張政權の單抗によつて奉天票の價值大暴落をしたので、その根柢も動搖し、投資の回收は勿論、基金も不如意となつたので漸次衰頹民國二十二年には僅かに十餘家になつてしまつたのである。

二、關内銀行組織の儲蓄會、これには四行儲蓄と四明儲蓄會とがある。その組織は歐米の受託貯蓄銀行に類似して、唯四行、四明兩儲蓄會は基本會員の受託、普通貯蓄預金元利の外に普通預金者を會員として、これに預金利子以外に利益配當の制度を採用し、合作の性質を帯びしめてゐる。

○四行儲蓄會は民國十二年創立され、鹽業銀行、金城銀行、大陸銀行の四行を基本會員とする組合組織として、各行は基本貯蓄預金二十五萬元合計一百萬元を預入れて、普通貯蓄預金の元利の保證の責を負ひ、其他一般の貯蓄預金の預金者を會員と稱し、預金利子の外に利益配當を行

つたので開設の年度は僅か一百四十萬元に過ぎなかつたが、逐年増加し、民國二十二年には七千七百餘萬元に達し、貯蓄機關中最大の預金吸收を爲すに至つたのである。その資金の運用は抵當貸付、證券投資が大半を占め不動産貸付銀行勘定は僅であつたのである。

○四明儲蓄會は民國二十二年四明銀行の積立金五十萬元を以て創立され、四行儲蓄會に倣つて業務を開始したが相當に發展した。

二、有獎儲蓄會、民國元年上海に佛人が萬國儲蓄會を創設したのがその始まりで、その後二十年間民國人、在支外人の創設に依るものでその數十餘家であつた、その大部分は詐欺的性質を有し、利益を収めた時は會を閉鎖して、現存のものには萬國儲蓄會中法儲蓄會のみである。

○萬國儲蓄會……有獎儲蓄會單を發行し、預金數を全會、半會、四分會の三種とし、全會は月納十二元、半會は六元、四分會は三元で滿十五年後に於いて全會は二千元、半會は一千元、四分會は五百元と利益金を受取るのである。獎金は毎月全體の貯蓄預金の四分の一を提出しこれを獎金として抽籤發表するが、全會では「特獎五萬元」「頭獎二千元」この外に種々の小額獎金制を行つてゐる。民國元年には三百五十會であつたが、同二十二年には實に十二萬會、預金總額六千二百餘萬元に達したのである。

その資金の運用は有價證券貸付と低當貸付が未々の四割以上を占め、殊に外國公債、外國會社證券に投資してゐることは注意すべきことである。

○中法儲蓄會……民國七年に創設され、最初は中國人と佛人の合資であつたが民國十五年には中國人の手に移り、預金規定中に二千五百元を以つて全會となし、並に五分の四會、五分の三會五分の二會、五分の一會とあるが、他は萬國儲蓄會と同様である。

尙有獎儲蓄會は預金拂込の期間が長く、利息も極めて薄く、預金者は途中で拂込を中止する者が多くあり、遂に反對の要望が昂り、民國十七年全國經濟會議の開催に當つても財政部金融監理局は有獎儲蓄會取締條例草案を提出し、更に民國二十五年五月開催の第二次全會財政會議には有獎儲蓄會の取締に關し、新現會員の募集並に整理、監督、帳簿檢閲の規定を決定し、同年六月立法院通過の儲蓄銀行法は七月七日附にて公布施行され、同法第十四條に依つて有獎儲蓄會は全く禁止されたのである。

十、農民貸借所

農民貸借所は農村に於ける小規模な金融機關である。農業倉庫や信用合作社等と連絡してやつてゐるものもあるが、主に銀行と連絡、この資金を農民の抵當貸付をし、大方その擔保には穀物でこれを共同倉庫又は寺院内に設けられた貯蔵場に撥入して、その倉敷料は一割から二割、甚だしきは五、六割も徴集してゐる。又抵當物として土地及農耕用具、衣服、裝飾品まで取扱ふ「變換せる質屋」である。即ち銀行資本の侵入は變換した大衆の妻になつて農民間に侵入、典當や富

豪劣紳の如き悪徳鬼と少しも變らず、むしろかゝる銀行の農民貸借所の利用は正に「銀行の質屋化」の前進への最も明らかなる表現である。しかし斯く支那の庶民金融機關を觀じ來たれば支那金融組織は弱き農、商、工下級人民の最後の一滴まで絞ばり出さうと吸ひ、水も漏らさぬ萬全の布陣を張つて、頓死になつて落ちて來る貧民を待ち構へて、これを引き縛つて苦難、苦業の土臺に載せて、これまでかゝかと鞭打つが如き、死人に殺傷をかけるよりも更に殺伐悲惨な觀があるのである。

故に斯る状態では一般人民の疲弊は永久にして、却つて中國經濟の發展をこの上なく阻害し、引いては金融業者自らを蝕みつゝあるのである。

即ち金融業者が次ぎから／＼と新たなる搾取方法を考案し、貧窮民の負擔を益々加重させることは中國經濟を根柢から崩壊せしめ、徹底的破壊に導く以外に何者でもないのである。よつて此處に中國經濟開發の根本條件は金融機關の改革整備が最大の要件であると強調する所以である。(國際パンフレット通信一二一九號ヨリ抄録)

第二章 支那國立銀行とその歴史

一、戶部銀行の創設

支那國立銀行の歴史は、一九〇〇年の拳匪の亂に遇ることが出来る。北京政府はこの亂に際して、商業及び財政の改革を痛感させられた。次いで一九〇二年英支通商マツケイ(Mackay Treaty)條約には國立銀行の創設を兩國の間に約束した。即ち「支那は全國を通じ英國々民、支那臣民の別なく、すべての租税、その他の債務を支拂ふに法貨として使用せらるべき統一貨幣を準備することに同意す」と。次いで、一九〇四年ジェンクス委員会(The Jenks Commission)に於いても國立銀行の設立と金本位制の採用を報告してゐる。尙戶部(財政部)及び財政評議會は、財政部直接の下に帝國銀行を創設の請願書を捧呈し、之は直ちに認可され、その日は一九〇四年三月十六日であつた。その後二・三週間にして新銀行の定款も認可され、資本金四百萬兩で設立される譯であつたが、株主は支那の國籍を有するものに限ぎられてゐた爲め一般から一人も参加申込なく、政府は金一文もなき現狀であつたので、七面八苦廿萬兩の金を調達し一九〇五年九月二十日北京にその業務を開始した。その後三週間に更に卅萬兩が拂込まれ、翌年一九〇六年に更に五

十萬兩が二回に拂込まれた。更にその残額は一九〇八年に拂込終了したのである。しかし、一九〇六—一九〇八年に民間より二萬株が募集され、その成績は良好で、一九〇八年の夏には資本金一千萬兩に増資、支店は十八行となつたのである。

紙幣發行は (一)

廿二條 庫平兩百、五十、十、五及び一兩の紙幣と、同額面の元紙幣が發行出来ることとされ、また百兩以上の紙幣も發行出来る旨が特記されてある。しかし、宋だ紙幣發行の獨占權については何等規定されてゐない。

廿一條 本銀行及びその支店の發行にかゝる紙幣は、公私何れを問はず、あらゆる協定の支拂には現銀と同様有效であると規定され、この紙幣を以て帝國政府に對する稅收入の支拂ひを行ふ權限を有し、この紙幣の承認を拒否し、または割引評價を企圖するものは罰金の如何を問はず、總べて嚴重處罰されることになつてゐる。

廿二條 財政部との取引に當り支拂が紙幣をもつて行ひ得る場合は、如何なる時といへども戶部銀行券のみが獨占的に使用さるべき旨が規定されてある(この時既に外國銀行券を市場から驅逐して政府銀行券のみを流通せしめる熱意が十二分に窺はれる。)

戶部銀行の發行券の種類

- 一、銀紙幣(銀兩票) 一兩から千兩に至る二十各目の銀紙幣
- 二、元紙幣(銀元票) 備か三種の各目元紙幣、即ち一元、五元、十元

三、原紙幣(銀兩票) 二、三、四、五及び十の兩值紙幣

以上の各紙幣は北京、天津、濟南、奉天及び(恐らく)庫倫の各本、支店より發行されたのである。最後の一九〇八年二月の總本店合計發行高は二億九千六百十五萬二千四百十五兩であつた。庫平兩は庫平(錢)によつて純銀の重量六錢四分八厘(二三、九七七、五〇四八グラム)を價格の單位として之を圓(又は「元」支那音は同じ)と稱し、純分九〇〇にして、一枚の重量が庫平七錢二分のものを法貨として無制限に通用力を與へたのである。

銀	貨	一兩、半兩、二角、一角	(四種)
白銅	貨	五分	(一種)
銅	貨	二分、一分、五釐、二釐、一釐	(五種)

と定め、これを十進法として、圓の十分の一を角、百分の一を分、千分の一を釐と云つたのである。しかし、その後の鑄造のものは純分度は守られず、粗貨が氾濫した爲めに貨幣の複雜となり次いで現銀の通用を見る様になつたのであつた。

(註) 庫平とは清朝が制定した官署の金銀出納に用ふる秤であつて、これに秤つて圓は純銀が重量六錢四分八厘あることが必要であつたのである。

二、大清銀行の創立

戸部銀行が何時亡くなり、何時大清銀行が出来たのか判然しない。何にしろ戸部銀行がその儘大清銀行になつたのでその限界がはつきりしないが、戸部銀行の後継者が即ち大清銀行であるのである。

一九〇八年二月二十八日一千万兩の増資が決定され、新法令が效力を發する日であるから、この日とその終了日であり、創業日であると云はれてゐる。しかし、この大清銀行は戸部銀行に比すれば内容は非常に充實して近代整備化されてゐたのである。

その後大清銀行は一九一〇年の上海ゴム・プームの難を幸じて切抜けたが、一九一一年十月十日革命の勃發と共に銀行の資金は政府又は各黨派の爲に沒收され、又は兵士の強奪に遇つて、遂に崩壊の運命に陥つたのである。しかし、上海、長沙、庫倫の各支店は大清銀行と獨立した銀行であることを聲明して營業を繼續したが、不振に陥り遂に崩壊したのである。しかし、清朝政府の獨立中央銀行に對する熱意と努力は非常なものであつた。若しこれがかゝる運命に遭はず繼續したならば、支那は既に通貨統一が出来、外國貨幣の流通を驅逐出来たであらう。しかるに、その功半ばにして、人も國土もすべて灰燼に歸てしまつたことは甚だ惜しいことと云はなければならぬ。その爲めに通貨統一は現在に至るも爲し得ず、世界各國の貨幣が流通してゐると云ふ世界の珍現象を舊時代その儘に助して、その弊害は不知不識國民の瘦骨に食入つて、經濟發展をこの上もなく阻害してゐる。一九一一年六月廿日現在の大清銀行券發行高は五位四千三百八十九萬

一千七十五兩と、更に十二億四千五百九十九萬七千八百八十九元であつた。

三、中國銀行の創立

一九一二年五月北京共和政府は、政府より八百萬兩を出資して中國銀行を設立せしむべく陳金濤博士を任命したが國庫不足の爲め實行出来なかつたが、彼は不換紙幣が市場に氾濫するのを防止する爲めに最善を盡した。しかし、遂に一九一三年四月十五日中國銀行章程は大總統令によつて發布されたのである。

中國銀行章程には資本金六千萬兩とされてゐたが事實は一千万兩に過ぎなかつた。一九二八年十月に於ても尙一千九百七十六萬元を超えない。同年末二千四百七十一萬一千七百七十七元を増資され一九三五年三月の幣制改革により、法定銀行券になつたので、一億四千萬兩に増額され、その半額を政府が出資した。

中國銀行券の發行高は次の通である。(單位元)

一九一二年	一、〇六一、六三六	一九二五年	一二七、〇九一、四六二
一九一三年	五、〇二〇、九九五	一九二六年	一三七、四二一、三四五
一九一四年	一六、三九八、一七八	一九二七年	一五九、〇〇一、一〇二
一九一五年	三八、四四九、二二八	一九二八年	一七三、三〇四、〇二七

一九一六年	四六、四三七、二三三	一九二九年	一九七、七二八、二八七
一九一七年	七二、九八四、三〇七	一九三〇年	二〇三、八四七、四四四
一九一八年	五二、一七〇、二九九	一九三一年	一九一、七四九、一三九
一九一九年	六一、六八〇、〇八八	一九三二年	一八四、四二六、九三七
一九二〇年	六六、八八四、一〇三	一九三三年	一八三、七二六、九九七
一九二一年	六二、四九三、三四〇	一九三四年	二〇四、七一三、四六五
一九二二年	七七、七六六、〇二九	一九三五年	二八六、二四五、〇四一
一九二三年	八〇、九八六、七一二	一九三六年	四五六、三一〇、二四〇
一九二四年	八九、九七八、五八二	一九三七年	五〇九、八六三、〇〇〇

四、交通銀行の創立

交通銀行の皇帝に對する設立請願書により、その同行設立要旨を見れば次の通りである。
 「陳郵政交通部總長及び各大臣は、交通銀行設立に關する御裁可を與へらるよう、請願書を閣下に捧呈する。同銀行は、各航路、鐵道、電信及び郵便施設を統一結合の手段として役立であらう」と、同銀行は鐵道建設の爲めに借款を斡旋し、且つ、外國爲替取引を管理する役目をもつたのである。しかし、その設立は一九〇七年十二月八日であつて、當然、當時の戶部銀行と競争の

立場にあつた。資本金は一千萬庫平兩でその半額は即時拂込、政府が總株數の五分の二、民間は残りの五分の三を與へられたが、民間株の應募はこれを突破した。そして一九一一年の革命は同行も非常に影響を受けた。しかし、同行が一九一五—一六年、袁世凱の爲めに受けた被害から見れば大したものではなかつた。

周知の通り、袁世凱は軍資金の徴達の爲めに梁士詒の支配下にあつたこの交通銀行を根城に約二千萬元の皇帝即位準備金を捻出せしめ、その爲めには交通銀行と相對立的關係にあつた中國銀行をも「モラトリアム」を實行させるべく、袁世凱の關係周自齊を中國銀行董事長に任命し、その後三週間に（一九一六年五月十二日）兩國立銀行をして正貨支拂停止を爲さしめたのであるが、その爲めに銀の供給は益々激化され、不換紙幣の氾濫となつたので國民は塗炭の苦境に落入つたのである。しかし、この暴舉は先づ外國銀行によつて破られた。外國銀行はこの支拂猶豫令を默殺して、現銀又は自行發行の銀行券のみを受取つた。それ故に自國銀行や稅務署、鐵道等は支那銀行券を法貨として受取るやうに命令されても、自分が支拂ふ時には、現銀で支拂ひ受取りは皆紙幣で受取ることになつたので先づ交通部が鐵道運賃を現銀でも受取る命令を出さざるを得なくなつたのである。

又地方に於ては、この支拂猶豫令を默殺したのは直隸省財政局長で、彼は部下に對して、税金の收納にあたり、「兩國立銀行券の受取を拒否せよ」と命じた。それより海關所、鹽稅局も之に倣

ひ、全くこの暴令は發布後約三週間に於て全く崩れ、ところとなつたのである。その爲めに一般市場に於ては紙幣の價值は暴落した。そして北京の市場に於いてさへも左の通りであつたのである。

一九一六年六月二日	交通銀行券	八〇%
六月五日	交通中國兩銀行券	七〇%
六月九日	交通銀行券	七〇—八〇%
十二月廿二日	交通銀行券	八六%
〃	中國銀行券	九七%
〃	中國銀行券	八五—九五%
一九一七年三月十五日	中國銀行券	九九%
三月廿七日	中國銀行券	九九%

交通銀行の紙幣發行高

次に掲げる統計表は、共和時代になつてからの交通銀行券の發行高に關する詳細な統計である。(年末の最高發行高を示す)

一九一二年	七九三、五五八元	一九一五年	二四、八六三、一一〇元
一九一三年	四、四九八、七六二元	一九一六年	一二、二九七、八九一元
一九一四年	五、九五七、六二七元	一九一七年	二八、六〇三、八三六元

一九一八年	三五、一八四、五六三元	一九二八年	六八、〇二六、一一四元
一九一九年	二九、二七二、六五三元	一九二九年	六九、二二一、五一一元
一九二〇年	三九、一七〇、一九二元	一九三〇年	八二、八九三、七八五元
一九二一年	三〇、一四三、二五三元	一九三一年	八一、〇九八、〇八〇元
一九二二年	三二、五二二、八四〇元	一九三二年	八二、四二四、六八三元
一九二三年	三八、五一七、六一三元	一九三三年	八三、一一一、三六九元
一九二四年	四一、六一三、四一八元	一九三四年	一〇三、二三四、八五〇元
一九二五年	四八、三三七、一三三元	一九三五年	一七六、二四四、九五〇元
一九二六年	五七、一三六、四六六元	一九三六年	二九五、〇四五、五二五元
一九二七年	六五、〇九六、八八九元	一九三七年(七月)	三三五、九九九、四四〇元

五、中央銀行の創設

中央銀行は、南方廣東革命軍の革命の所産に依つて生れたのである。袁世凱の去後澎湃として起つた反對氣勢の機會に乗じた野心家の暗闘は遂に支那をして、一時世は暗黒の幕に蔽われたのである。この時共和主義を奉ずる南方國民黨の動きは益々活潑となつて、遂にその將領蔣介石は遂に漢口を目指して北上したのである。しかし、彼等は資金の爲めに廣東中央銀行の銀行券を使

用したのであるが、間もなく、その多大の支出を賄ふことは出来なく、この打開の方策として中国、交通兩銀行の支店をして地方不換紙幣の發行を爲さしめ、これによつて賄つた。しかし中国、交通の兩銀行は一大迷惑を受けてその償値も共に下落を餘儀なくせしめられたが、その後宋子文は一九二八年この不換紙幣（漢口紙幣）を引換に二分半利附政府國債（一九三四年から一九三三年の間に毎半期百二十五萬元宛抽籤により關稅剩餘金の中から償還する）を交付してその安定結末をつけたのである。その後中央銀行券は一九二八年十一月一日上海に開業し、廣東中央銀行券を二・二元を一九二八年十二月七日以後一銀元に引換へたのである。

中央銀行の兌換準備行高

年次	銀行券	補助紙幣	總額	指數
一九二八年	五、二三七、八一	六、四五八、九五	一一、六九六、七六二	三五・八〇
一九二九年	一三、五三三、五八一	一、八四六、二八一	一五、三七八、八六二	四七・〇七
一九三〇年	二一、七八一、八二八	八八七、四〇〇	二二、六六九、二二八	六九・三八
一九三一年	二二、〇九九、〇八二	二、六七三、二六七	二四、七七三、三四九	七五・八二
一九三二年	三五、三五三、七一	三、七九一、六四九	三九、一四五、三六〇	一一九・八一
一九三三年	六四、二八二、五八三	五、九八八、九五九	七〇、二七一、五四二	二一五・〇八
一九三四年	七九、一二八、二三六	六、二一一、〇六四	八五、三三九、三〇〇	二六一・二〇
一九三五年	一五九、一三八、六三九	一六、九二六、七三〇	一七六、〇六五、三六九	五三八・八九

一九三六年 二八六、一四〇、九五二 三九、四五二、五一七 三二五、五九二、四六九 六二一・五九
指數は一〇〇は一九三一年の平均である。

兌換準備（單位支那幣元）

年次	現銀	有價證券	總額	正貨準備比率%
一九二八年	八、二一六、七六二	三、四八〇、〇〇〇	一一、六九六、七六二	七〇・二五
一九二九年	九、六七六、八五七	五、七〇三、〇〇五	一五、三七八、八六二	六九・九二
一九三〇年	一九、四七五、二二八	三、一九四、〇〇〇	二二、六六九、二二八	八五・九一
一九三一年	一八、三九五、三四九	六、三七八、〇〇〇	二四、七七三、三四九	七四・二五
一九三二年	三一、八三六、三六〇	七、三〇九、〇〇〇	三九、一四五、三六〇	八一・三三
一九三三年	五七、四二一、五四二	一二、八五〇、〇〇〇	七〇、二七一、五四二	八一・七一
一九三四年	六六、九〇一、三〇〇	一八、四三八、〇〇〇	八五、三三九、三〇〇	七八・三九
一九三五年	一一六、四六三、三六九	五九、六〇二、〇〇〇	一七六、〇六五、三六九	六六・一五
一九三六年	二一二、二三八、七六九	一一三、三五三、七〇〇	三二五、五九二、四六九	六五・一八

第三章 國民政府の幣制改革と金融統一

その後國民政府は通貨主權確立の第一歩として、金融機關の統制に乗出したのである。即ち一九三五年(昭和十年)四月、中央、中國、交通の三銀行をして絶対通用の銀行券を法定し、通貨の統一、又左の通りの増資を行ひ、その擴充を計つたのである。しかしこれは國民政府の財政權強化の企圖であり、蔣介石の主權の確立と、宋一族の完全なる支那金融主權掌握であつたのである。

銀行名	資本	増資前資本	増資後資本
中央銀行	二〇〇(政府特許一〇〇%)	五〇〇(政府特許一〇〇%)	
中國銀行	二五〇	再増資 一〇〇〇	四〇〇
交通銀行	一〇〇	再増資 一〇〇	五五〇(百萬元)

右三銀行の拂込資本額は一億六千萬円で支那全國主要銀行(三銀行を含む百六十四銀行)拂込資本總額四億元の四〇%を占めてゐる。そして三銀行の幹部は宋一族によつて全部占められてゐる。

○中央銀行
 總 裁 孔祥熙(財政部長)
 副總裁 張公權(郵傳部長)

○中國銀行
 董事長 宋子文(全國經濟委員會常務委員)
 常務董事 孔祥熙、宋子文、宋漢章、葉琢堂、錢新之、馮祝光、陳光甫

○交通銀行
 董事長 胡 均
 常務董事 胡唐、唐壽民、盛丹岐、孔令俊(孔祥熙の息)、宋子良(宋子文の弟)、陳行(中央銀行副總裁)、唐德憲

更に國民政府は昭和十年十月資本金一千萬元を以て、中央銀行の外局に中央信託會社を創立して、公務員の貯蓄、政府特許票(刺増金附貯蓄債券)の發行による貯蓄業務及び官公機關の信託保險業務を行ふ外、中央、地方各機關、國營事業及公共團體の委託による購置事務を代辨し、殊に上海商業貯蓄銀行等の銀行團と協同して金融界に活動させてゐる。

又國民政府は昭和九年五月銀行團と共同出資で、經濟開發の金融機關として、中國建設銀公司(China Development Finance corporation)を創立、資本金一千萬元で、政府機關、内外銀行と聯絡し、外資を利用、公私農工商業の投資、事務管理、信託等を行つてゐる。

更に昭和八年四月一日に設立した四省農民銀行を、昭和十年五月中國農民銀行と改稱して四省（河南、湖北、安徽、江西）に限らず全国的に擴大して特に昭和十二年に限り一億元を限度として紙幣發行を許可して、法幣制度の例外を作つたのである。しかし、農村の復興改良促進が目的であつて、資本金は一千萬元股份有限公司であつて、一つに蔣介石の軍費調達の御用機關であつたと云はれてゐる。更に國民政府は民間の中國實業、中國通商、四明銀行を改組して政府の完全統制下に置いたのである。

新資本總額一千二百萬元に對し、政府は一千六十一萬二千元（八八・四％）を占めて之を完全に合收してしまつたのである。（一）

上海本國銀行一九二二—三六年度に於ける兌換發行高

銀行名	資本	新民間資本 (實資本總額)	政府資本	新資本總額
中國通商	五、五〇〇千元	五二五千元	三、四七五千元	四、〇〇〇千元
中國實業	三、五〇七	五二六	三、四七四	四、〇〇〇
四明	二、二五〇	三三七	三、六六三	四、〇〇〇
交通銀行	—	—	—	—
中國銀行	—	—	—	—
中央銀行	—	—	—	—
農民銀行	—	—	—	—
中國農民銀行	—	—	—	—
實業銀行	—	—	—	—
華僑銀行	—	—	—	—
總計	—	—	—	—

年次	四明銀行	中國農民銀行	中國實業銀行	中國通商銀行	交通銀行	中央銀行	中國銀行
一九二三年	—	—	—	—	—	—	—
一九二四年	—	—	—	—	—	—	—
一九二五年	—	—	—	—	—	—	—
一九二六年	—	—	—	—	—	—	—
一九二七年	—	—	—	—	—	—	—
一九二八年	—	—	—	—	—	—	—
一九二九年	—	—	—	—	—	—	—
一九三〇年	—	—	—	—	—	—	—
一九三一年	—	—	—	—	—	—	—
一九三二年	—	—	—	—	—	—	—
一九三三年	—	—	—	—	—	—	—
一九三四年	—	—	—	—	—	—	—
一九三五年	—	—	—	—	—	—	—
一九三六年	—	—	—	—	—	—	—
一九二二年	—	—	—	—	—	—	—
一九二一年	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—

備考	單位千元	一九三六年	一九三五年	一九三四年	一九三三年	一九三二年	一九三一年	一九三〇年	一九二九年	一九二八年	一九二七年	一九二六年	一九二五年	一九二四年	一九二三年
	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

第四章 一般銀行の情況

一九〇二年直隸官銀號の成立より之に引續き外國銀行に倣ひ、戶部、交通が創設された。其後支那には金融機關として錢莊（銀號）と外國銀行と支那銀行との三派鼎立の有様であつた。

しかし、支那に於いては未だ新式銀行は物的擔保主義と規則主義の爲めあまり國民より親しまれず、寧ろ中小商業者の金融は全く錢莊の手に委ねられてゐると云つても過言でないのである。

しかし、錢莊の資本は五千元位から最大二十萬元位の個人豪紳か、官吏か亦は商人の經營であつて休日もなく、營業時間も長く、人的信用によつて便利を計るので斷然壓倒してゐる現状である。しかし商業大資本又は工業資本の様な大資本の貸付は不可能であるから、新式銀行が之を行ひ、又は新式銀行は商業資本の小賣に對する問屋とも云ふ地位にある。新式銀行は銀號に商業資金の卸賣を爲して居り、その上にまた外國銀行は買辦を通じて支那銀行や銀號に連繫して居るので、支那金融界にその王座を占めてゐる譯である。

支那銀行は浙江財閥が殆どその實權を占めてゐるので、支那の金融は南方浙江人によつて支配されてゐると云つても決して過言でない。

試みに天津に於ける上海勢力を示せば次の通りである。

全國銀行数は本店が一五九行あり、その三七・七%の六〇行は上海に在り、北支には本店僅か一五行であり、その九・四%に過ぎない。(表)

錢莊は一・二六九軒あり、その内一八・五%の二三五軒は北支にある。

本支店別	計		支		本	
	行數	%	行數	%	行數	%
總行	一	0.00	一	0.00	一	0.00
支店	一五九	100.00	一五八	100.00	一五九	100.00
計	一六〇	100.00	一五九	100.00	一六〇	100.00
河北省	一	0.62	一	0.62	一	0.62
山東省	二	1.25	二	1.25	二	1.25
山西省	三	1.88	三	1.88	三	1.88
安徽省	四	2.50	四	2.50	四	2.50
浙江省	五	3.12	五	3.12	五	3.12
江西省	六	3.75	六	3.75	六	3.75
河南省	七	4.38	七	4.38	七	4.38
湖北省	八	5.00	八	5.00	八	5.00
福建省	九	5.62	九	5.62	九	5.62
廣東省	一〇	6.25	一〇	6.25	一〇	6.25
廣西省	一一	6.88	一一	6.88	一一	6.88
四川省	一二	7.50	一二	7.50	一二	7.50
雲南省	一三	8.12	一三	8.12	一三	8.12
貴州省	一四	8.75	一四	8.75	一四	8.75
陝西省	一五	9.38	一五	9.38	一五	9.38
甘肅省	一六	10.00	一六	10.00	一六	10.00
寧夏省	一七	10.62	一七	10.62	一七	10.62
青海省	一八	11.25	一八	11.25	一八	11.25
綏遠省	一九	11.88	一九	11.88	一九	11.88
察哈爾	二〇	12.50	二〇	12.50	二〇	12.50
熱河省	二一	13.12	二一	13.12	二一	13.12
遼寧省	二二	13.75	二二	13.75	二二	13.75
吉林省	二三	14.38	二三	14.38	二三	14.38
黒龍江	二四	15.00	二四	15.00	二四	15.00
合計	一六〇	100.00	一五九	100.00	一六〇	100.00

支那銀行の種類	計		支		本	
	行數	%	行數	%	行數	%
國立銀行	一	0.62	一	0.62	一	0.62
特設銀行	二	1.25	二	1.25	二	1.25
省立銀行	一六	10.00	一六	10.00	一六	10.00
市立銀行	一五	9.38	一五	9.38	一五	9.38
商業銀行	七五	46.88	七五	46.88	七五	46.88
貯蓄銀行	五	3.12	五	3.12	五	3.12
實業銀行	八	5.00	八	5.00	八	5.00
農工銀行	二二	13.75	二二	13.75	二二	13.75
專業銀行	一一	6.88	一一	6.88	一一	6.88
準備銀行	一〇	6.25	一〇	6.25	一〇	6.25
合計	一五六	100.00	一五六	100.00	一五六	100.00

これを設立年代別にすると、
 民國元年以前に設立のもの

一八

同元年—十年
同十一年—二十年
同二十一年
同二十二年
同二十三年
同二十四年六月
合計

二〇二
三五〇
一一一
一四八
二九六
六三
一、一八八

右の内地方農民の金融機關たる農工銀行の年次別數、拂込み資本額表は次の通りである。

一九一八年	一九二二年	一九二八年	一九二九年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
—	—	二	一	三	二	七	六
五、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四、八五〇、〇〇〇	六二、〇六〇	一九六、六九一	六九三、四五八	五、五二一、九九七	三、三〇五、三九三

更に全銀行の地方別分布を示せば次の通り。

地域	本店數	支店數	合計
上海	六〇	一六	八六
天津	八	五四	六二
北京	一	五〇	五一
青島	三	二〇	二三
杭州	七	一七	二四
南京	一	五〇	五一
重慶	九	一四	二三
漢口	四	三〇	三四
廣州	五	一四	一九
江蘇	一三	一七五	一八八
浙江	一七	七八	九五
山東	一	三三	三四
山西	一	三三	三四
甘肅	一	三三	三四
合計	二二三	一九、八三五、五九九	

河南	河北	山西	陝西	四川	江西	安徽	湖南	湖北	福建	廣東	廣西	雲南	貴州	察哈爾	綏遠	察哈爾	寧夏	香港	計
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
48	49	46	46	41	46	40	28	32	32	24	15	6	4	8	3	3	3	1	159
48	50	48	48	45	49	40	28	32	32	25	15	7	4	9	4	4	4	1	133

更に之等の投資先を一覽してみると次の通りである。(6)

商業	工業	銀行	政府	個人	交通	農産品	公共事業	合計
29.77%	13.25%	2.15%	41.91%	1.08%	3.23%	2.15%	5.38%	100.00%

即ち個人及農業方面双方合して僅かに九・六一%に過ぎない。これを以つてみても支那銀行が一般民衆と如何なる關係にあるか想像されるのである。農村及び商業に對する銀行の融資は却つて各種の搾取機關を通じて庶民階級を壓迫する高利貸資本として變形、活動してゐること支那金融政策上は勿論、中國經濟開發の上から重大關心事であると云はねばならぬのである。

一、支那に於ける外國銀行

外國銀行の役目は支那にあつては別の意味をもつてゐたのである。單に營業利益によつてこれに満足するものではなかつた。それは本國政治的進出の尖兵として先づ全力を注入し、漸次これを根據地として次第に侵蝕して行く帝國主義の國策的使命を大部分がもつてゐたのである。(1) 外國銀行は何れも例に漏れず、鐵道借款に應じこの經營權を握るとか、沿線の鑛山採掘權を握るとか、その目的は特別の意味をもつて居り、また支那商人は新式、殊に外國銀行等の規則一點張りの融通の利かぬ處とは取引をしない。それよりも輕易な銀號(錢莊)を多く利用してゐる。唯だ大資本のものに限り外國銀行が活躍してゐる現状でこれも買辦の仲介によつてゐることは前述の通りである。その外に關稅の取り立を引受けてゐる。そして外に外國銀行並に外國商社がもつ支那權益は後述の通りであるから參照されたい。今外國銀行の一覽を掲げれば次の通りである。

在支外國銀行一覽表

銀行名	國籍	本店所在地	總込資本
正金銀行	日本	横濱	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇圓
朝鮮銀行	日本	京城	二五,〇〇〇,〇〇〇圓
天津銀行	日本	天津	六二五,〇〇〇圓
華比銀行	英國	倫敦	三,〇〇〇,〇〇〇鎊
(The chartered Bank of India, Australia, china.)	英國	倫敦	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇圓
(Hongkong and Shanghai Bank Corp.)	英國	香港	

花旗銀行	(The National city Bank of N. Y.)	美國	紐約	一二七,五〇〇,〇〇〇米弗
美國通商銀行	(The American express Co, Inc.)	美國	"	六,〇〇〇,〇〇〇圓
大通銀行	(The Chase Bank)	美國	"	五,〇〇〇,〇〇〇圓
華比銀行	(Commerce Bank Trentin Commercial and credit corp, Inc.)	英國	天津	四八,〇〇〇圓
比國銀行	(Banque de l'Indochine)	英國	巴里	一一〇,〇〇〇,〇〇〇法
比國銀行	(Banque Belge Pour l'Etranger S. B.)	英國	布魯塞爾	一四七,〇四四,一八七圓
德華銀行	(Banca Italiana Per la Cina)	德國	上海	一,〇〇〇,〇〇〇米弗
德華銀行	(Deutsche Asiatische Bank)	德國	上海	五,七〇五,〇〇〇弗
德華銀行	(Credit Foncier P'Extreme-Orient)	德國	上海	七〇〇,〇〇〇法
中法實業銀行	(Banque Franco-chinoise Pour le Commerce et l'Industrie)	法國	上海	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇圓
中法實業銀行	(Société Internationale D'Epargne Internationale Savings Society)	法國	上海	二,七九七,二〇二元
有利銀行	(Union mobilier Société Française et de Placements)	法國	"	一,〇〇〇,〇〇〇圓
有利銀行	(Mercantile Bank of India Ltd.)	英國	倫敦	一,〇五〇,〇〇〇鎊
有利銀行	(The P. & O Banking Corporation Ltd.)	英國	"	二,五七四,一六〇圓
有利銀行	(E. D. Sassoon banking Corp Ltd.)	英國	香港	一,〇〇〇,〇〇〇圓
有利銀行	(Credit Foncier D'Extreme-Orient)	法國	孟買	七〇〇,〇〇〇,〇〇〇法

安南銀行 (Nederlandsch Indische Handelsbank, N. V., Netherlands India Commercial Bank, N. V.)	和蘭	100,000,000元
荷蘭銀行 (N. V. Nederlandsche Handels maatschappij, Netherlands Trading Society)	和蘭	20,000,000元
大和銀行 (Pinto Bank)	伊國	上海南京路
莫斯科國民銀行 (Moscow Narodny Bank, Ltd.)	ソ聯	倫敦
華比銀行 (The Sino-Scandinavian Bank)	瑞典	天津

- (1) 戶部銀行法令
- (2) E、カン、戰時下支那の貿易と金融 四四一頁
- (3) Fカン、戰時下支那の貿易と金融 四七一—四七五頁
- (4) 内閣情報部資料、支那に於ける財政的經濟的統一の状況に就て 四頁
- (5) 滿鐵調査部編、北支經濟綜覽 五七一頁
- (6) 國際バンフレット通信二二一九號、支那の庶民金融機關 三九頁
- (7) 王承恩著支那金融資本論
- (8) 外務省通信局、支那に於ける主要外國商社

第五篇 支那貿易の實際

第一章 北支に於ける貿易の實際

北支の貿易が原料の輸出を爲し、工業製品を輸入する植民地的のものであることは先に述べた通りにして、一九三三—三四年には丁度銀爲替の低落の結果、ブームに基く世界貿易の萎縮を他所に、獨り超然とその繁榮を享受しつつあつたかの様な感があつた。しかし漸く對外貿易も各國の輸入抑壓と輸出ダンピングにより、また各國の金本位の停止、米國銀政策の強行等に基く銀爲替の昂騰により輸出の減退、輸入の超過を來たし、その爲めに自國の産業も凋落の悲運に向つたのである。

しかし、北支は未だ輸出超過にして全支として中南支方面の輸入超過をカバーしてゐる程である。

此處にその輸出品の主なるものを掲ぐれば次の如くである。

(北支主要輸出品目録)

落品	日	價	格	種類	主要	仕	向
棉花	生	15,100,000	0.00	雜類	雜類	仕	佛國
							100,101,000

品名	数量	主産地	輸出先
綿花	11,871,112	日本	獨逸 3,826,229
羊毛	13,101,222	米國	獨逸 3,021,022
加工卵	11,275,726	英國	米國 3,025,522
落花生油	10,325,020	米國	香港 1,229,222
毛皮	9,125,020	米國	佛國 3,229,222
煤	6,225,122	米國	英國 1,225,020
石炭	5,225,122	日本	香港 3,225,020

(北支支那輸入品別額)

品名	数量	主産地	輸出先
鐵品及鋼	8,225,122	日本	英國 1,225,020
石炭	7,225,122	獨逸	米國 2,225,020
綿織物	5,225,122	日本	日本 1,225,020
木材及木	4,225,122	米國	加奈陀 3,225,020
紙	3,225,122	日本	
砂	2,225,122	日本	
紡織機械	1,225,122	日本	

鐵道軌道材料 二,一三九,二二二 獨逸 一,〇二九,二二二 佛國 三,七二七,〇〇〇

北支六港の内先づ秦皇島は最北部にあり、五千噸級の汽船を五隻を繋留し得る設備あり、石炭の積出港として賑ふ、また芝罘は山東省唯一の貿易港にして北支六港の内青島を除いた中で一番隆々の設備整ひ落花生、菜種、竹蠶の輸出が盛んで輸出超過である。外に龍口、威海衛等があるこれ等の貿易額は激々たるものである。しかし、天津は全支貿易額の一二%で上海に次ぐ第二位青島は六%で第三位か第四位で廣州と競争の地位にある。

次に港別貿易額を示せば次の通りである。

(北支支那貿易額)

港別/年次	一九三四年	一九三五年	一九三五年の輸入額	一九三五年の輸出額
天津	117,017,771	176,221,122	102,101,122	8,125,020
青島	800,025,020	925,122,020	725,122,020	225,122,020
芝罘	112,525,122	125,122,020	72,122,020	52,122,020
秦皇島	225,122,020	225,122,020	125,122,020	100,025,020
龍口	225,122,020	225,122,020	125,122,020	100,025,020
威海衛	112,525,122	125,122,020	72,122,020	52,122,020
計	1,572,221,771	2,025,122,020	1,125,122,020	1,025,122,020

更に日本より輸出入する地域別に貿易額を求めれば次の如くである。

日本對支重要輸出品地別比較表(單位千圓)

品名	昭和九年		昭和八年	
	對支輸出	對北支輸出	對支輸出	對北支輸出
小麦粉	102	109	3,330	2,330
水産物	5,330	1,220	2,270	5,920
砂糖類	5,000	3,220	4,120	3,020
綿織物	18,000	8,210	20,000	18,000
紙類	2,130	3,270	2,700	2,330
石炭	2,100	2,200	2,200	2,200
機械及工具	2,220	1,200	2,220	1,200
鐵	2,220	3,270	2,220	2,220
染料	2,160	1,200	2,020	1,210
其他	18,011	7,080	13,270	7,220
合計	100%	98%	100%	99%

品名	昭和九年		昭和八年	
	對支輸入	對北支輸入	對支輸入	對北支輸入
買辦品	12,220	2,220	12,220	2,220
豆類	11,720	2,220	11,720	2,220
豆類其の他油類	2,220	2,220	2,220	2,220
皮類	1,220	1,220	1,220	1,220
石炭	2,220	2,220	2,220	2,220
牛肉	2,220	2,220	2,220	2,220
鶏	2,220	2,220	2,220	2,220
羊毛山羊毛	2,220	2,220	2,220	2,220
府及故紙類	2,220	2,220	2,220	2,220
芋類	2,220	2,220	2,220	2,220
穀類	2,220	2,220	2,220	2,220
其他	12,220	2,220	12,220	2,220
合計	100%	98%	100%	99%

尙、更に北支向の將來見込ある本邦商品について見るならば

- (一) 機械器具及部材、鐵道材料、車輛、自動車部材、鐵鋼材、電氣器具、其他金屬製品
- (二) 工業藥品、染料、高級ゴム製品
- (三) 毛織物、高級毛織、人絹絲
- (四) 砂糖、海産物、鮮果、罐詰

- (五) 高級化粧品、構造寶石、模造皮革
 (六) 洋紙、木材、玩具、樂器、セルロイド製品、紙、鉛、墨、高級香煙、高級ラヂオ機、魔法瓶、文具、事務用品、寫真材料等である。

第二章 中支に於ける貿易事情

近代支那は中支が政治、經濟の中心であると謂はれてゐる。嘗て蔣介石が北伐の軍を進めて、免づ漢口に迫つた。しかし、彼は此處より直ちに、北京政府に突進せず、南京、杭州、上海を結ぶ三角地帯の經濟力の獲得に向つたが、實にこれこそ意義ある行動であつて、何故に蔣政権が斯かる短日月に強力政権を確立し得たか、これこそ、蔣が此の中支に於ける經濟力を完全に把握せる爲めであると云つて決して過言ではないのである。彼が宋一族をして中國金融の實權を握らしめ、幣制度改革を断行し、以て通貨主權を掌握し、上海殊に浙江財閥を完全に傘下に集めたことは、蔣政権の最も強固の基礎となつたところである。

一、上海に於ける貿易事情

由來上海は單に金融の中心であつた許りでなく、内外商業の中心であつて、下述の通り貿易額に於ては、一九三六年の最高にあつては、全支貿易額の輸入に於て五八・七八%輸出に於て五一・二六%を占め、支那の貿易額の六〇%を占有してゐるのである。

支那地方別輸出入貿易額比較表

地方別	一九三七年		一九三六年	
	輸入額	比率	輸入額	比率
北支那	1,450,750	15.26	1,400,000	14.93
中支那	8,910,000	21.90	6,970,000	20.80
江蘇、浙江、安徽三省	5,700,000	16.66	5,800,000	17.31
三省以外中支那	5,310,000	15.53	4,810,000	14.92
南支那	3,280,000	11.88	2,650,000	10.76
合計	29,540,000	100.00	22,480,000	100.00
地方別	輸出額		輸出額	
北支那	11,170,000	33.76	1,710,000	11.19
中支那	8,770,000	29.70	8,800,000	37.00
江蘇、浙江、安徽三省	4,070,000	13.81	5,670,000	25.20
三省以外中支那	9,990,000	33.82	1,820,000	8.10
南支那	3,000,000	10.16	2,800,000	12.45
合計	36,980,000	100.00	15,800,000	100.00

(續前「工業評論」第二十六卷、第一號より)

尙ほ國內商業に於ても上海商人は全國に幫を組織し、販賣網を擴げて地方商權を把握してゐる有様であつたが、事變後にあつては一九三七年八月戦火が上海に引火するや、經濟界は甚だしく動搖し、八月十三日金融業者は總て閉店すると共に各地に派遣されてゐた幫や出張員は歸還して全く地方金融や取引連絡は中斷し、各地方が孤立經濟を爲すに至つたのである。

なほ此處に財政部長布告に依りモラトリアム令が發布せられ、上海は全くデフレーション状態に陥入り、其後も南京政府の西移、奥地通入によつて上海に於ける各銀行の準備銀、銀行券は撤出、奥地へ移行され、益々その傾向を誘つたのである。また浙江地方の工業も然り、西南方移轉が政府の強制下に行はれ、建設委員會の管理した模範灌漑管理局、淮南煤鑛局、淮南鐵道、電機製造廠、成野發電所、南京發電所等幾多の重要産業の資材は移轉されてしまつたのである。そして其の爲めに中支の經濟力は完全に破壊せられてしまつたかの觀さへあつたが、はやくも維新政府の樹立と共に治安は漸次回復、經濟活動も漸く旺んに至つたのである。此處に戦前戦後の上海に於ける貿易額を示せば次の通りである。

最近上海輸入貿易額對全國貿易比較表 (單位千圓)

種別	一九三七年		一九三六年		一九三五年	
	價額	比率	價額	比率	價額	比率
輸入	29,540,000	88.23	22,480,000	52.36	38,860,000	50.12
輸出	36,980,000	110.32	15,800,000	45.42	20,000,000	53.81

輸入	510,111	530,434	559,188	580,698	550,610
輸出	218,823	217,475	217,475	217,475	217,475
合計	291,288	312,959	341,713	363,223	333,135

尙上海の貿易の相手國別を考察して見れば次の通りであつて、米國が首位にあり、次に近年獨逸の進出は目覺ましく、英國、日本の順位で我國としては寂しい至りである。

國別	一九三七年	總額比	一九三八年	總額比	一九三九年	總額比
日本	113,400	22.2%	113,400	22.2%	113,400	22.2%
英國	116,532	22.8%	116,532	22.8%	116,532	22.8%
米國	111,552	21.9%	111,552	21.9%	111,552	21.9%
獨逸	119,758	23.5%	119,758	23.5%	119,758	23.5%
其他	55,070	10.8%	55,070	10.8%	55,070	10.8%

尙此事變後の上海の貿易は激減し、一九三七年に比して半減したのである。即ち

	一九三七年	一九三八年	一九三九年
輸入額	510,111	370,868	568,128
輸出額	218,823	217,475	217,475
合計	291,288	153,393	350,653

更に一九三七、八、九年の八月—十二月の輸出入額を比較すれば次の通りである。

年	月	輸入	輸出	合計
一九三七年	八月	28,121,328	3,757,938	31,879,266
	九月	31,793,717	4,123,717	35,917,434
	十月	60,110,287	11,111,111	71,221,398
一九三八年	八月	13,766,212	1,870,191	15,636,403
	九月	21,272,000	2,123,456	23,395,456
	十月	22,777,777	2,777,777	25,555,554
一九三九年	八月	16,454,545	2,123,456	18,578,001
	九月	18,765,432	2,345,678	21,111,110
	十月	21,234,567	2,567,890	23,802,457
一九三九年	八月	10,101,010	1,010,101	11,111,111
	九月	11,111,111	1,111,111	12,222,222
	十月	12,222,222	1,222,222	13,444,444

輸入商品は一九三七年に比して一九三八年は次の如き減少割合を合示してゐる。

綿 布
綿 花
羊毛及同製品
金屬及鑽石
機械及器具
車輛及船舶
金屬製品
穀物及粉
煙 草
化學藥品及製藥
染料顔料
油 脂
紙、パルプ
石炭及燃料油
雜 品

一九三七年		一九三八年	
綿 布	九・三%	一・〇%	
綿 花	一三・三	三・六	
羊毛及同製品	二二・三	三・四	
金屬及鑽石	六三・六	一三・五	
機械及器具	二四・九	八・二	
車輛及船舶	一四・三	三・〇	
金屬製品	二一・一	三・八	
穀物及粉	六・七	九・〇	
煙 草	一一・一	一〇・三	
化學藥品及製藥	一九・三	四・〇	
染料顔料	一七・九	三・六	
油 脂	二二・九	一一・五	
紙、パルプ	三三・五	一〇・一	
石炭及燃料油	二・一	二・五	
雜 品	三四・八	四・〇	

輸出商品は次の通りである。

動物製品
獸皮毛皮
抽 脂
種 子
茶
織物繊維
綿綿及刺綿
綿 布
その他織物
鑽石金屬
雜 品

一九三七年		一九三八年	
動物製品	三四・五	一五・九	
獸皮毛皮	二一・七	二・四	
抽 脂	五五・三	三・六	
種 子	一一・七	〇・二	
茶	九・〇	五・八	
織物繊維	三四・五	五・五	
綿綿及刺綿	一五・一	一四・一	
綿 布	一〇・一	七・〇	
その他織物	二・四	一・一	
鑽石金屬	二二・四	一・五	
雜 品	六・三	七・六	

二、漢口の貿易事情

漢口は漢陽、武昌と三鼎都市をなし、中央支那の商業中心地で大陸のシカゴを爲してゐる。故

に漢口は貿易港としてよりも更に内陸商業都市としての方がより重要な地位を占めてゐるのである。即ち對内移入額は九、〇〇〇萬圓に比し、直接輸入額は三、三〇〇萬圓の三分の一に過ぎない。そしてその對外貿易相手國は

昭和十年

米	三割五分	英國	二割弱
日本	二割餘	獨逸	八分
和國	一割餘	佛、伊、白	若干

の割合である。しかし昭和五年の貿易額に比すれば全體は減少してゐる。

これ等は種々な原因があるが主として關稅の引上げの爲めと背後の商品消費地を失つた爲めである。即ち、平漢鐵道の運賃の高い爲め、鹽海線、津浦線漢漢線の爲めに壓迫されてゐること、また、宜昌から重慶に直通の汽船が開通の爲め漢口の重要性を失つたこと漢口市内の苦力の賃金が高きこと、堤工附加税が徵集される等の爲めに船舶の寄航が次第に減少したことがその大なる原因となつてゐるのである。

日本よりの主要輸入品は左の通りである。

砂	四、〇〇〇、〇〇〇
加工糖	一、〇〇〇、〇〇〇

雜貨	六二〇、〇〇〇
金物	六〇〇、〇〇〇
洋紙	六〇〇、〇〇〇
染料	五〇〇、〇〇〇
食料品	五〇〇、〇〇〇
陶磁器	三〇〇、〇〇〇
化學工業藥品	二五〇、〇〇〇
硝子製品	二〇〇、〇〇〇
醫藥品	二〇〇、〇〇〇
自轉車自動車部分品	二〇〇、〇〇〇
毛織物	一五〇、〇〇〇
機械工具	一一〇、〇〇〇
電氣材料	一〇〇、〇〇〇
木材	一〇〇、〇〇〇
雜貨計	一〇〇、〇〇〇
古布	八〇、〇〇〇

漢口對内移入額

年次	数量	價
昭和五年	一、〇三七擔	一七九、五四〇海關兩
昭和六年	一、一八三	一六六、三七六
昭和七年	二一、〇〇二斤	二〇、六五九金單位
昭和八年	三、一七五担	三、五〇二
昭和九年	九、五一八	一三、四六八
計	二一、五二〇	一三、四六八

漢口の人絹工場は次の通りである。

和興	東亞	實民大工廠
生産額 一一、三萬元	七、八	七、八

漢口の輸入糖の四割は日本糖であると云はれてゐる。次にジャワ糖が同じく四割、次に

二割が香港糖である。また支那糖は廣東、汕頭方面より来るが近年頗る盛んになつたと云はれてゐる。

海産物は漢口の九割までは日本品であると云はれ、その輸入額は約六、七十萬元平均で長切昆布、鰹、海參、刺昆布、貝柱等であつた。

染料は人造藍、硫化ブラツク及び硫化青連が多く、人造藍は獨逸が四―五割を、硫化黒、硫化青連は本邦品が七割を占めてゐる。藥品は日本品が二割である。

洋紙は日本品が圧倒的であつて、約半數を占めてゐる。次ぎは獨、米、瑞西、カナダ、諾威である。その輸入額は三六、〇〇〇擔四二九、〇〇〇金單位にて、本邦品は有光紙、書留紙、色有光紙、新聞紙、印刷模造紙である。

尙ほ戦後に於ける漢口には前述の通り貿易港としての價値よりも中支那の物産の集散地としての都市、所謂大陸のシカゴである爲めその集荷は事變勃發と共に桐油、棉花、皮革、麻、卵製品、紙、絹織物、家具類は全く佛租界の外入倉庫に移管され、また避難人が此處に集つた爲に、一萬二、三千の租界が、一舉に十倍の十五萬人その土産保管高は一億圓に登る繁榮振りを示したのである。

しかし、この避難民はすべて日和見的分子が多く、新中央政府の確立と共に經濟復興は目覺ましく、既に去る三月末日に於て市政府より營業許可證の發行は

燃料店	六六三
雜貨店	六五一
食料品店	二〇三
藥服店	二五二
旅館店	一二九
料理店	一八三
計	一、四一八

の通りで、更に難民救済のため授産興業會社（資本金百萬圓）も設立され、復興の氣運は物々々として起りつゝあるが、貿易方面は未だすべて軍に管理されて、唯だ宜撫用物資配給組合（組合員一月末現在二百五十八名）により絲糸布、煙草、砂糖、酒、罐詰、燐寸、米、藥品、建築資材等が一月に平均五―千萬圓程度輸入せられ、尙ほ中支那物産輸出組合によつて豚毛、獸毛、茶、私毛、卵及び同製品、桐油、其他植物油が搬出統制を受けて、これも第三國への輸出は全く禁止されてゐたのである。しかし、去る四月一日よりこの統制は解除されたが、軍需の價值維持から再びこれを復活更に強化せねばならぬ實情となつてゐるのである。

第三章 南支に於ける貿易事情

南支の經濟は非常に地方的異色に富んだことは言語自身が廣東語が漢語と大いに異ると同様一言したる南洋諸島との間で地方物産の交換で、事變前にあつては全支貿易額の一八―一五%に過ぎなかつたが事變は北中支の諸港が利用出来なくなり、政府の西遷と共に國民政府の生命線は漸次西南に傾き、遂に南支の貿易は著大に赴き、その數字は戰爭の影響を誠によく物語つてゐる。

事變後による香港貿易額

港別	一九三七年一月―六月		一九三八年一月―六月		同比較 増減△
	輸入金額	同割合	輸入金額	同割合	
天津	五九、五八四	九、三九	九五、九八八	三二、四八	三九、六〇五
青島	三二、八〇〇	五、三四	七、三三八	一、六四	△三、四六四
漢口	三〇、七〇九	三、四一、	一、七五九	〇、三九	△一、八、九五〇
南京	五、七七七	〇、九八	—	—	△五、七七七
上海	四六三、八三〇	五九、九三	一〇六、六五六	三三、八七	△三三七、二八四
福州	三、〇七八	〇、五二	三、九一八	〇、六五	△一、九〇

厦門	2,127	1,121	102,288	1,100	△	2,234,624
汕頭	1,280	5,128	22,218	5,212	△	7,333,612
東莞	1,280	3,000	12,218	3,000	△	1,200,000
九龍	3,300	5,000	13,218	5,000	△	8,811,111
天津	8,278	17,278	13,218	17,278	△	3,212,712
青島	3,278	8,278	8,278	8,278	△	3,212,712
漢口	3,278	3,278	3,278	3,278	△	3,212,712
南京	5,278	0,278	0,278	0,278	△	3,212,712
上海	3,278	5,278	7,278	5,278	△	2,276,000
福州	1,278	0,278	1,278	0,278	△	712,712
廈門	2,278	3,278	3,278	3,278	△	1,270,000
汕頭	1,278	3,278	3,278	3,278	△	1,270,000
廣東	3,278	5,278	6,278	5,278	△	3,212,712
九龍	3,278	1,278	1,278	1,278	△	9,278,278

一、廣東の貿易

廣東は珠江と東江の三角洲上に立つた殊に支那異色を多分にもつた町で、この邊は革命氣質が

多く、革命家の輩出地又は潜伏場所であると云はれる通り、この土地のものは上海や北京、天津等の人々と比べたら慷慨、粗野、感情高く全く異つた性格をもつてゐる。また廣東には變つた風景が多い。船が珠江を漕るとだん／＼海上とも、河水とも區別もつかぬ、するとこの水上に部落があつて、これが一つの水上都市を形造つてゐる。

彼等は水上の舟の中で生れ、舟の中で死んで行く一生涯水上生活である。それ故にこの水上に醫者もあれば、料理屋もあれば、旅館もあれば、八百屋から呉服屋、理髮屋まである。殊に郵便屋さんは船に乗つてやつてくる。また八百屋は遠くの方で手眞似でこれか、あれか幾らだと手眞似をして、またすつ／＼と漕いで行く風景は又別のものである。また料理屋でも、あちらの方の料理屋には赤い提灯がついてゐて一見して直ぐ分る。しかし面白いことにはこの水上生活者は陸上生活者と截然と區別されてゐて、決して水上生活者は陸上生活者と結婚は出来ぬとのことである。尙廣東人は上述の通り革命氣質を多分にもつてゐる爲めに殊に日本品排斥の念先鋒にして、その爲めに日本との貿易はとんと振はない。またその輸入手續が非常に複雑煩瑣にして、その進出は容易でなかつたのである。次にその日本との貿易額を示せば次の通りである。

對日貿易額	昭和十年	昭和九年	昭和八年
輸入額	1,127,278	2,278,278	3,278,278
輸出額	1,127,278	2,278,278	3,278,278

昭和十年は昭和八年の五倍、九年の二倍に増加した、これは對日感情の好轉、否排斥運動が緩和したのであると云はれてゐる。しかし、此處には日本品は全く進出困難であるかと云へば決してさうではない。昭和十年香港に四、三〇〇萬弗の日本品が輸入されてゐるがこれが廣東に向けられる物で、間接に進出してゐる譯である。その廣東輸入品を示せば次の通りである。

金單位	
總 布	九、四八二
總 製 品	四、八四四
毛及同製品	五、九二八
金屬及鐵	三、九〇一
機械及工具	一五、六六四
車輛及船舶	二九、九三四
其他金屬	四五、八三四
魚介海産物	一〇九、五八三
種子果實類	五八、一七九
酒類飲料水	一二、四一九
化學藥品	六九、九三九
染料塗料	二一、八八七
紙 類	一一九、七九〇
陶磁器、狀	七、八七九
玻璃硝子器	七五、二八六
雜 貨	六七〇、〇八一
其他共計	六七〇、〇八一

(一) 金單位對國幣 一對一、七七)

二、香港の貿易事情

香港は事變突發と共に一大躍進をなしたその一港である。即ち、一九三七年一—三月の輸入額一三一、一七〇萬ドルに對し、一九三八年同期には一六、二一〇萬ドル、輸出額(一九三七年一—三月)の一〇、五七〇萬ドルに對し、一三、五四〇萬ドルの増加であつて、輸入は二三、一%輸出は二八、一%の著大なる増加を示したのである。これを香港ドルをポンドに換算すると二三、五%二九、二%になる。

	一九三八年三月	同年二月	前年三月
輸 入	五八、九八六、七三五	四二、三九八、八八〇	五三、三五三、三三六
輸 出	五、五三〇、三三〇	五八、四五一、六三四	五〇、六八五、九九一
計	二一、五三六、九四五	七九、八五〇、五二四	九四、〇四一、三六九

尙一九三三年より一九三八年の相手國別輸入額割合を見れば次の通りである。
香港への各輸入國の輸入總額に對する分前を、最近年の第一四半期を通じてみるに次の如し。

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
支 那	三六、四%	三三、五%	三三、八%	三三、四%	三三、八%	三三、三%
日 本	四、三	八、一	一〇、三	一一、三	一一、四	二、七
南領印度	七、一	九、一	五、六	七、九	九、三	五、四
英 本 國	一三、〇	八、〇	七、五	六、六	六、三	七、一

一九二八年二、三月の輸入額は次の通りである。

合衆國	九・〇	五・〇	八・四	九・五	五・一	二二・五
印度支那	九・五	七・五	八・六	五・一	六・〇	六・〇
暹羅	一〇・〇	七・〇	五・三	六・五	五・七	七・九
ドイッ	三・七	三・七	四・一	五・三	五・〇	六・七
海峽植民地	一・一	一・一	一・九	三・〇	一・七	一・四
印度	四・八	三・三	三・四	一・一	一・三	二・〇
暹羅	一・六	一・六	二・一	一・五	二・五	二・〇
ベルギー	一・五	一・〇	三・〇	一・四	一・五	一・〇
其他	七・九	九・四	八・一	七・四	九・四	九・一

輸入總額	一九三八年三月	同年二月	同比較増減
支那	三三、八五四、九三九	二四、八四七、七三〇	九、〇〇七、二〇九
合衆國	四、九〇四、三九九	六、〇五三、五四八	△ 一、一〇九、二八九
イギリス	一〇、一三三、六三四	六、六二三、七五三	三、五〇九、八八一
ドイッ	一、六五〇、九三三	一、七八七、九三六	△ 一、一二七、〇〇三

以上の通り支那英國並びに佛領印度支那よりの輸入額が著しく増大してゐる、これは北支那からの綿製品の二月の二三〇萬ドルから五一〇萬ドルに、核子及種子の一〇〇萬ドルから一七〇萬ドルに増加したのが原因である。佛印支からは食料品の二月の一三〇萬ドルから三〇〇萬ドルに雜品の三一、七萬ドルから一〇〇萬ドル以上の増加によるのである。尙この香港の貿易は中立地帯である爲めに支那より海外へ、また諸外國より支那への商品の中介處たる役目を爲し九龍港と共に急激なる發展を爲したのである。

佛領印度支那	四、六六一、七九八	三、三六八、〇三九	一、二四三、七五九
日本	一、六九三、三三三	一、三三三、九七七	三六九、三五六
日	一、六九三、三三三	一、三三三、九七七	三六九、三五六
佛領印度支那	四、六六一、七九八	三、三六八、〇三九	一、二四三、七五九

第四章 事變前の支那貿易

第三表に示す通り支那貿易史は輸入超過の歴史である。しかし、その貿易額は絶えず増大膨脹を讀けて、支那大陸の經濟發展の跡を見せて来たのである。即ち、

年	輸入	輸出	純額
一八七二年	六三、三二七	七五、二八八	一四三、六一五海關兩
一八八二年	七五、七二五	六七、三三三	一四、〇九二
一八九二年	一三三、一〇〇	一〇三、五六四	三三、七三六
一九〇二年	二二五、三六四	二二四、一八二	一、一八二
一九一二年	四七三、〇八〇	四七〇、五三〇	二、五五〇
一九二二年	九四三、〇八〇	六五三、八六三	二八九、二一七
一九三二年	一、六四三、七三六	七六七、五三三	八七六、二〇三千元

以上の如く驚異的數字を以つて發展して来たが、その影には外國の商權獲得の競争が興つて原因を爲したことは見脱せないのである。阿片戰爭の結果天津條約によつて南支五港を開港してより外國商社の進出につれて買辦の出現と共に逐次増大に赴いたのである。

しかしその性質は原始生産物を輸出し、工業製品を輸入する植民地的貿易であつて、現在尙そ

の域を脱せざる状態で、その主なる輸出品は鑛石、金屬及び製品、絹織物、羊毛、麻、棉花、茶落花生、落花生油、及植物油、胡麻子、烟草、石炭、穀物、桐油、獸毛皮等、

輸入品は、木材、紙、ガソリンその他、液體燃料、石油、染料顔料、醫料藥品、烟草、砂糖、小麥及粉、水産物、車輛（主なるものは航空機及び部分品、鐵道、電氣軌道材料、自動車、自轉車等）機械諸類、織維製品全般である。しかし、近年一般工業も次第に發達、殊に上海、杭州、蕪湖を結ぶ地方には各種の工業勃興し、紡績工場化學工業、セメント工場、製粉工場等が發展し新興支那の尖端を表徴してゐる。

尙相手國は四表によつて明らかなる通り開國當初は英國がその過半數を占めてゐたのであるが次第に後退、米國がこれに代つて、更に日本の進出、亞いで獨逸の割込み、一九三七年には英本國丈では一〇・六三%、英帝國全部で二七・八一%、米國は二三・〇〇%、獨逸は一一・九八%日本が一二・八九%を占め、近年獨逸の支那市場進出の勢いは非常なもので、殊に事變後の進出振りは著しいものであつたが歐洲戰物發と共に漸く減退したのである。

支那貿易の性質

支那の最近一九三〇年一月より一九三七年末までの支那主要輸出入品總額を示し、その發展の跡を辿り、各國對支貿易の地位を検討することは支那貿易の性質を知るに最も重要なことと思ふ（數字は千法幣元單位）

(1) 支那の主要輸入貿易品の統計

品名	一九三〇	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
綿織物	101,147	127,136	112,033	58,127	36,781	31,002	14,777	14,699
綿花	107,071	379,010	188,284	98,707	90,237	11,778	56,127	16,002
綿織物	15,636	6,991	14,926	3,903	3,929	3,331	3,737	3,289
毛織物	30,911	42,329	38,621	10,823	11,507	12,120	17,987	10,333
毛織物	10,124	31,288	14,017	3,320	3,733	3,822	19,102	32,228
人造絹絲	15,811	11,041	8,979	7,725	14,774	9,424	10,102	30,333
人造絹絲	33,277	39,020	31,020	33,311	6,101	7,028	9,371	32,228
金	88,323	106,017	77,300	81,811	86,022	74,022	92,022	7,377
銀	39,333	56,127	12,627	15,127	13,700	13,822	16,022	9,822
機械工具	21,800	10,101	16,127	9,022	5,722	5,822	4,622	6,622
電気機械	5,522	7,322	6,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
紡績機械	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
その他	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
自動車トラック附屬品	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
その他	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
その他金銀製品	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
食料品	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
海産物	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
米	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
小麦	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
小麥粉	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
砂糖	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
煙草	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
茶葉	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
茶葉	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
その他	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
化学薬品	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922
硫酸アモニア	4,722	3,222	3,222	10,022	12,122	12,122	12,122	30,922

品名	一九三〇	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
航空機及附屬品	5,122	6,222	3,222	2,122	8,222	1,222	—	—
鐵道、電氣軌道材料	30,222	30,222	6,222	6,222	5,822	9,222	12,222	12,222
自動車トラック附屬品	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
その他	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
その他金銀製品	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
食料品	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
海産物	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
米	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
小麦	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
小麥粉	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
砂糖	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
煙草	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
茶葉	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
茶葉	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
その他	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
化学薬品	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222
硫酸アモニア	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222	12,222

(11) 支那の主要輸出品の価格 一九三〇年—一九三七年(十月)累計

品名	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
肥料薬品	1,018,816	1,152,292	1,113,939	1,015,570	1,010,692	9,571	1,015,574	1,195,864
その他	3,012,526	3,587,721	3,599,952	3,619,191	3,599,952	3,012,526	3,587,721	3,599,952
染料顔料	400,123	612,450	399,912	400,335	388,832	377,009	400,123	388,832
石油	85,477	100,568	95,750	87,499	87,750	87,750	87,750	87,750
液体燃料	6,001	1,557	1,216	1,891	2,268	1,899	1,675	1,675
ガソリン	19,000	33,860	18,637	33,350	19,533	19,494	33,750	19,494
紙	88,333	70,700	88,867	99,737	87,368	88,994	87,407	87,407
木材	88,111	50,000	33,038	87,339	87,152	88,889	88,911	87,339
石炭	88,833	33,333	33,333	33,333	33,333	33,333	33,333	33,333
セメント	88,833	7,307	8,879	10,000	1,000	1,000	3,698	8,879
その他	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
合計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

品名	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
内 蒙	6,700	6,132	4,188	5,668	8,373	9,099	10,189	11,111
獸皮(水牛牝牛)	10,111	9,000	8,888	8,888	8,888	8,888	8,888	8,888
毛皮	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
大豆	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
穀物及粉	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
種子類その他	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
藥材香料	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
豆油	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
花生油	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
桐油	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
落花生油	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
胡麻子	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
茶葉	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
藥煙草	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
石炭	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
紙	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111

棉	花	2,366	2,000	2,180	2,039	2,101	2,173	2,198	2,101
大麻、黄麻、苧麻		8,552	11,607	7,636	6,388	9,999	11,715	7,282	7,282
生絲		1,751,010	1,393,333	1,694,000	1,831,000	1,529,000	1,694,000	1,694,000	1,694,000
羊毛	毛	1,393,333	1,393,333	1,393,333	1,393,333	1,393,333	1,393,333	1,393,333	1,393,333
綿	絲	29,548	33,333	29,548	33,333	29,548	33,333	29,548	33,333
レース絲、紐物、絞綿		17,329	27,329	17,329	19,650	19,650	20,477	21,329	21,329
絨	氈	6,888	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087
總織物		15,329	19,650	19,650	19,650	19,650	19,650	19,650	19,650
絹織物		20,477	28,790	28,790	28,790	28,790	28,790	28,790	28,790
絹	石	5,575	7,171	7,171	7,171	7,171	7,171	7,171	7,171
ウールフラム類		6,888	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087	7,087
その他		1,033	870	559	366	103	589	986	1,986
金屬及び同製品		29,999	33,333	33,333	33,333	33,333	33,333	33,333	33,333
その他		278,626	278,626	278,626	278,626	278,626	278,626	278,626	278,626
合計		1,999,999	1,999,999	1,999,999	1,999,999	1,999,999	1,999,999	1,999,999	1,999,999

以上の如く天然資源物又は農産物の輸出がその九〇%を占め、工場製品の輸入が九五%を占め

て支那の世界植民地的にあることを證明してゐる。
 (三) 支那貿易額 (一八七二年—一九三九年) (單位千海關兩)

一八七二年	輸入	輸出	合計
一八七三	6,637	6,451	13,088
一八七四	6,637	6,451	13,088
一八七五	6,637	6,451	13,088
一八七六	6,637	6,451	13,088
一八七七	6,637	6,451	13,088
一八七八	6,637	6,451	13,088
一八七九	6,637	6,451	13,088
一八八〇	6,637	6,451	13,088
一八八一	6,637	6,451	13,088
一八八二	6,637	6,451	13,088
一八八三	6,637	6,451	13,088
一八八四	6,637	6,451	13,088
一八八五	6,637	6,451	13,088

一九一九#	一九〇三#
一九一八#	一九〇四#
一九一七#	一九〇五#
一九一六#	一九〇六#
一九一五#	一九〇七#
一九一四#	一九〇八#
一九一三#	一九〇九#
一九一二#	一九一〇#
一九一一#	一九一一#
一九一〇#	一九一二#
一九〇九#	一九一三#
一九〇八#	一九一四#
一九〇七#	一九一五#
一九〇六#	一九一六#
一九〇五#	一九一七#
一九〇四#	一九一八#
一九〇三#	一九一九#

一九〇二#	一九〇三#
一九〇一#	一九〇四#
一九〇〇#	一九〇五#
一八九九#	一九〇六#
一八九八#	一九〇七#
一八九七#	一九〇八#
一八九六#	一九〇九#
一八九五#	一九一〇#
一八九四#	一九一一#
一八九三#	一九一二#
一八九二#	一九一三#
一八九一#	一九一四#
一八九〇#	一九一五#
一八八九#	一九一六#
一八八八#	一九一七#
一八八七#	一九一八#
一八八六#	一九一九#

一九二〇	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二一	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二二	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二三	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二四	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二五	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二六	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二七	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二八	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九二九	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三〇	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三一	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三二	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三三	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三四	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三五	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000
一九三六	七, 000, 000	1, 500, 000	1, 500, 000

(以下単位千標準元)

一九三七	九, 000, 000	八, 000, 000	一, 000, 000
一九三八	九, 000, 000	八, 000, 000	一, 000, 000
一九三九	九, 000, 000	八, 000, 000	一, 000, 000

また支那の貿易史は實は支那經濟發展の歴史であると同時に英國の東洋勢力の衰退の縮圖である。

顧れば實に一八八二年又は英帝國は支那貿易額の七五、六五%、一八八三年には七七、一三%の絕對壓倒的數量を占めてゐたのである。しかるに十年後には七一、四四に下り、この頃より日本も仲間に入り六、一五を占めてゐたが、更に十年後の一九〇二年には英國の後退目覺ましく、六一、三〇%に歐洲諸國が一、六五%、米國が一〇、三%、日本が第二位を占めて、一一、八七%に増大した、その後一九〇四年より獨逸がその仲に加はり、將來有力競争相手國となる起源であつたのである。

しかしその後二十年の一九二二年には英國は四一、九三%、米國は漸増一六、三六%、日本には急激に發展二四、〇〇%を占め英國の勢力に食ひ入らんとする勢を示めすに至つたのである。しかし獨逸は大戰中は中絶してゐたが尙その後も僅少年ら二、一二%を保つてゐた。更に十年の一九三三年は英國は昔日の面影もなく東洋海運界から淋しく後退して行く姿をあり／＼と示めして、二六、二一%に下り英國海運に赤信號を送つたのである。

嘗て英國が世界の海運國としてその覇を六大洋に唱へてゐたにも不拘獨り太平洋に限らず、大西洋は米國や獨逸の爲に、東洋に於ても新興勢力の爲めにまた壓迫せられるに至つたのである。即ち、

- (1)、東洋、北米間航路
- (2)、日本、シンガポール經由インド、ビルマ、セイロン、マラヤ間航路
- (3)、日本濠洲間航路
- (4)、支那沿岸並に内河航路

等の航路に於て、英國は全海運収入の四分の一、三千三百万磅（一九三六年）を擧げて來たが今やこれ等の航路は全く日本海運の精銳の爲めに敗退して行つたのである。(4)

しかし、米國は更に進出一八、六九%、日本が一七、八六%、であつたが事變前一九三七年には英國は二七、八一%、米國二三、〇〇%、日本一二、八九%、獨逸一一、九八%を占め、更に一九三八年は獨逸は日本を凌駕し、支那國際市場に一大異變を卷起したのである。然し、この異常なる進出はダンピングによるものであると云はれてゐるのである。(5)

第五章 事變後の支那貿易の實際

一、事變に因る影響と變化

一九三七年の貿易額は前年に比べて八・七%増大し、輸入に於て一・二%、輸出は一八・七%増加したのである。これは前半期の貿易が異常なる増大振りを示した爲めであつて、後半期は事變の影響を受けて中北支の貿易は一大打撃を被つたのである。しかし、前半期の増大は事變見越による買あせりがその原因であつたやうである。

即ち、七月末迄の輸入は前年同期に比して三六、七〇%、輸出は四五、五五%々増加、月平均一億八千五百九十萬元で、これは一九三一年以来の最大記録でいづれの年をも凌駕してゐるのである。しかるに八月以來は事變の影響を受けて月平均、四七%減少、九千七百九十萬元に落ち込んだのである。

	一九三七年一—十二月累計	前年同期累計
輸入	九億五、八六六、〇七元	六億一、五四四、七六元
輸出	八億八、三三三、七〇元	四億〇、一三三、三〇元
合計	一、七九二、六四一、七七一	一、四四一、八八八、〇六元

入 出 越

△二五、一〇〇、三三三

△三三、八〇五、三三三(8)

一九三〇銀價の低落の爲めに支那が未曾有の貿易額を示めした一九三二年の二、四〇〇、二六六(千元)には及ばないが、其後の萎縮状態から一九三七年は一、七九二、六四二(千元)に反撥増大したのである。しかし次ぎに示す通り八月以降は激減してゐる。

戦前戦後の貿易比較表

事	一九三七年一月一月	一九三六年一月一月	同上比較増減(△)	同上割合
前	上	七四三、四九〇、七三九元	五三〇、〇七三、九三三元	三三三、四一七、七三三元
事	その他支那	五九八、三〇五、〇〇一	四〇六、三〇五、〇〇一	一五三、八〇〇、〇一八
前	全支合計	一、三四一、七九五、七四〇	九三六、三七八、〇三四	四〇五、三二七、七九六
事	上	一七〇、七四八、八三二	一四四、四三三、五七一	二二、三一五、三〇一
事	その他支那	一、一七〇、〇四六、九〇八	七九一、八四四、五三三	三七八、二〇二、三七五
事	全支合計	二、九四〇、八四二、七四〇	二、二三六、二七八、〇六六	七〇四、五六四、六七四

以上の通り事變前と比較して前には貿易総額四〇%を増加してゐるが後には総額三二%の減退を示してゐるのである。

輸 入

上 海	一九三七年八月十二月	一九三六年八月十二月	同上比較増減(△)	同上割合
上 海	六八、三三九、三三三元	三三六、二八八、四二七元	△二六八、〇四九、〇九四元	△七二・二%
その他支那	五九、九八二、三六七	一七二、三三〇、九八一	△一一二、三五八、五六四	△六・九%

全支合計	一九三七年八月十二月	一九三六年八月十二月	同上比較増減(△)	同上割合
全支合計	一二八、三二一、七〇〇	五〇八、六一九、三三四	△三八〇、三九七、六三四	△四四・三%

輸 出	一九三七年八月十二月	一九三六年八月十二月	同上比較増減(△)	同上割合
上 海	一〇三、九八二、七三七	一八八、一三三、一三三	△八四、一五〇、三五六	△四三・一%
その他支那	二四、三三九、三三三	一五、一五七、二九四	九、一八二、〇三九	五・九%
全支合計	一二八、三二一、七〇〇	二〇三、二九〇、四二七	△七四、九六八、七二七	△四一・八%

特に輸入の減退は著しく、上海の七一・一%を筆頭に總額四五・二%減退し、輸出は上海の三五・一%を示め總額一四・八%を減少した。しかし、これは日本海軍による海口封鎖が大なる原因をなしてゐることは勿論である。

支那貿易の過去九ヶ年に於ける月平均貿易額

年	貿易額(百萬元)	年	貿易額(百萬元)
一九二九年	三三三、三(百萬元)	一九三五年	三三〇、六(百萬元)
一九三〇年	三三三、三	一九三六年	二七〇、二
一九三一年	二七〇、一	一九三七年	二四九、五
一九三二年	一七二、九	同(但し一月七月)	一八五、九
一九三三年	一六五、〇	同(但し八月十二月)	九七、九
一九三四年	一三〇、〇		

これによつて支那の貿易状態をよく見ることが出来る、一九二九年には世界恐慌を外に銀の低

落を共に支那貿易の最も發展した時である。後漸次各國の輸入防遏は現はれて支那も共に減退した、そして一九三七年一月七月は事變豫想の買あせりの思惑買付けで増大したのである。更に一九三八年上半期の輸出入比較表を載せて見るならば一層その後の動向が判然することと思ふ。即ちその著しい變化は港別貿易である。中支の諸港殊に上海の著しい減退、南支諸港の反對に増大振りは事變前の中支の地位に代らんとする傾向さへ窺へるのである。

上海の貿易は一九三七年八月以降は六〇%一九三八年上半期は七〇%の減退を示してゐる。

貿易總額

一九三六年一月一月累計		一九三七年一月一月累計		同比較増減(△)		同上割合	
上海	5,870,000	3,800,000	2,300,000	△1,570,000	△26.7%	上海	1,700,000
その他支那	3,500,000	3,200,000	3,100,000	△100,000	△2.9%	上海	2,700,000
全支合計	9,370,000	7,000,000	5,400,000	△1,600,000	△17.1%	上海	4,400,000
上海	11,700,000	12,500,000	12,500,000	△800,000	△6.8%	上海	1,800,000
その他支那	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	0%	上海	3,600,000
全支合計	13,500,000	14,300,000	14,300,000	△800,000	△5.6%	上海	5,400,000

上海は實に事變前に於ては全支貿易總額の六〇%を占めてゐたのがその四二・三%に減縮し、全支貿易總額を極度に悪化せしめ、南支の微少なる進出と北支の二六%の増加にもその挽回をなし得ず全體を二八・六%減退せしめたのである。次に事變後の月別輸出入超過額を掲げて支那の出超額は第四半期で主要輸出品は農作物であることが察せられる。

月	一九三七年		一九三八年		一九三九年		一九四〇年	
	出超	入超	出超	入超	出超	入超	出超	入超
一月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
二月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
三月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
四月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
五月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
六月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
七月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000
八月	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000	—	1,200,000

九月	八三六	一	八三六
十月	一、九三〇	一	一、九三〇
十一月	七、三六九	一	七、三六九
十二月	一、三三〇	一	一、三三〇

(貿易局世界貿易統計月表より作製)

事變後の港別貿易状況

左記の十港は一九三七年七月前に於いては全支那總貿易額の九三・〇%を占めてゐたのである(全支輸入貿易の九一・〇%以上、同輸出貿易の九四・〇%以上を占めてゐた)しかし、これが十月には八五%に低下してゐる。

南京(江蘇)	△九七%	青島(山東)	△三四%
上海(江)	△八二%	九龍(廣東)	八二%
漢口(湖北)	△七四%	廣東(粵)	七六%
天津(河北)	△六〇%	梧州(廣西)	五七%
汕頭(廣東)	△四七%	蒙自(雲南)	三六%

尙福州(福建)も輸入額は非常な減退にも不拘一九三七年七月に比べて倍額に増加してゐる。これは傳茶の輸出があつたからである。

更に詳細に港別に全支の貿易の状況を事變前より事變後を比較してみれば支那經濟の重心移轉がよく判明するのである。

○先づ天津は輸入に於て八・七九%輸出は一五・八三%であつたが、事變後は輸入は減退したが再び回復、昨年には貿易總額は一八・五五〇%、増加したのである。

○上海は輸入は昭和十二年には全支の五三・四二%、輸出は昭和十二年より少ないが(十二年四〇・六七一、九三七元、四八・二五%)五五・五六%を示したが事變後は漸減遂に四〇・〇%臺に下つたのである。しかし、最近再び物價騰貴と需要増大に刺戟されて上海の貿易は増

★回復、殊に棉花の輸入は最も顯著となつてゐる。

○中支諸港は戰火の影響を受けて物質の移動は全く杜絶、更に軍の監理下にある爲めに揚子江の貿易は全く杜絶、第三國の貿易は固く中絶されたのである。しかし、軍は中支の豊富なる輸向物資を我方の手により、之を輸出し、國際貸借の改善に資し、更に邦人商權の擴張を圖る目的で昭和十二年十一月から此處に中支物産輸出組合を結成し、その主なる物産、豚毛、獸脂、茶、禽毛、卵及同製品、桐油、及其他植物油の商品別組合にて統制、各所屬組合員の危險に於て買付撤出をなし、邦人工場に優先的に供給して來たが再び本年四月一日よりこの組合による統制を廢止し、一端フリーの状態に戻し、現在に到つてゐるが再び軍票價值維持對策の目的からこれを復活更に強化せねばならぬ現状にあるのである。

更に輸入に對しても同様同組合が統制してゐるから中支諸港の貿易は全く日本人の手中にあり
 華商の活動さへ抑へられてゐる。次ぎに搬輸出入の實績を概略的に示せば次の通りである。

(一) 上流行荷物輸出明細(大型船ニ依ル上海ヨリ一ヶ月平均搬出状況)

江	蘇	三、X〇〇〃
口	安	一、X〇〃
鎮	九	六、X〇〃
南	江	四、〇X〇〃
浦	口	

(二) 右主要品別噸數

石	四、X〇屯	綿	布
ビール、日本酒	四、X〇〃	ロ	ソツ
煙草	二、X〇〃	材	木
砂糖	九、X〇〃	肥	料
食料品	四、X〇〃	果	物
石	三、X〇〃	鹽	魚
石	八、X〇〃	紙	類
大豆油(植物油)			

X印は特に正確の數字を避けるためなり

二、事變後の國別貿易状況

事變の影響は勃發當初は全般的に各國とも減退した、唯だ、例外として援將行爲に出たる國々
 は反對に増大した。例へばフランスの廣州租借地、英領ボルネオは輸出入共に増加し、香港、
 佛領印度支那、チエコスロバキア、アルゼリア、及アルゼンチンは輸出のみ増加し、佛國は輸入
 のみ増加した様である。しかし、下掲の通り米國は一九三七年八月十二月までに一億三千六萬五
 十萬元の貿易額を失つた、また日本も一億二千六百四十萬元を失つた。しかし日本は米國よりも
 遙かに悪い影響を受けたのである。それは米國は單に支那よりの輸出が減少した爲めに甚くもの
 であつて、米國よりの支那への輸出はこれに比例してゐたから別に米國には損失はなかつた譯で
 ある。

しかるに、日本は最も損失を被つたのである。支那よりの輸出は平常通りあり、輸入が絶えた
 のであるからその支那向商人、製造業者は一番痛い打撃を受けたのである。
 更に獨逸の近年の進出には誠に念激なものがあり、英國は完全に壓倒されてしまつた。戦前に
 於いては日本と略々同額の輸入額二〇、六〇三、三三六元を示し、七月以降は日本を凌駕米國の
 十二月一三、二九八、四二五元に對して、九、〇五〇、五五六元を示し、目覺ましき發展振りで

あつた。

然し、輸出は戦前に於ては輸入と同様日本と五角であつたが戦後七月以降は日本は急降して一—二百萬元臺に落ちたが、獨逸も米國も英國に比して減少率は大きく、獨逸は四百萬、米國は七—九百萬元臺に下つたが、流石英國は傳統の力とも云ふべきか依然八百萬元臺を維持してゐる。しかし、その一大原因は英帝國全部としてみるからで香港、並びに南支諸港との活況的貿易の影響であると思つて羨支ないのであらう。

又此處に事變後の香港の貿易をどうしても述べなければならぬ、事變後貨物の出入が頗る活潑となり、所謂香港景氣を煽つてゐる。この貨物は勿論香港で消費されるのではない、此處は仲介所にて此處より重慶方面や中南支方面に轉送されるので「所謂香港貿易」と云はれてゐるのである

○香港貿易額

○事變前(一九三七年)

三月	10,431,326元
四月	10,483,625元
五月	9,848,120元
六月	11,411,028元
七月	10,433,221元

○事變後(一九三七年)

八月	11,060,211元
九月	11,125,608元
十月	17,329,480元
十一月	17,623,421元
十二月	11,846,621元

計

8,799,133

計

8,799,133

(註) 香港貿易とは香港を中継貿易所として、例へば日本商人がロツク輸出調整の爲め統制してゐるが香港はポンド建てであるから、これに統制されずに輸出出来るから先づ香港に送つてこれを更に上海に引返して貿易をしてゐるから香港の貿易額は増大する。しかし近年はこの様な違法貿易が相當多数あるとのである。

事變前後の貿易比較表(單位元△減)

香港	英國	日本	一九三七年三月—七月		八一—十二月		同上比較増減	同上割合
			計輸出入	計輸出入	計輸出入	計輸出入		
計輸出入	計輸出入	計輸出入	10,433,221	10,433,221	11,846,621	11,846,621	△1,413,400	△13.5%
計輸出	計輸出	計輸出	5,216,610	5,216,610	5,923,310	5,923,310	△706,700	△13.5%
計輸入	計輸入	計輸入	5,216,610	5,216,610	5,923,310	5,923,310	△706,700	△13.5%
計輸出	計輸出	計輸出	5,216,610	5,216,610	5,923,310	5,923,310	△706,700	△13.5%
計輸入	計輸入	計輸入	5,216,610	5,216,610	5,923,310	5,923,310	△706,700	△13.5%

スエーデン	比 魯 東	ス イ ス	オ ラ ン ダ	ポ ー ツ コ ス ア	イ タ リ ー	露 洲	海 峽 植 民 地
計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸
出 入	出 入	出 入	出 入	出 入	出 入	出 入	出 入
1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000

カ ナ ダ	東 州	露 洲	ス ー ー ー	英 領 印 度	佛 領 印 度	佛 領 印 度 支 那	葡 萄 牙 印 度
計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸	計 輸 輸
出 入	出 入	出 入	出 入	出 入	出 入	出 入	出 入
1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000	1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000

	計輸		計輸		計輸		計輸		計輸		計輸		計輸	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
セイロン	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119	12,715,119
暹羅	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719	11,119,719
スベイン	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719	7,719,719
トリスリ	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719
イタリヤ	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719
ロシア(歐洲)	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719
その他	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719	1,119,719

この一九三七年三月—七月と、八月—十二月の戦前、戦後の比較は戦争が第三中立國に對して如何なる影響を與へるものであるかを見る貴重な資料であらう。また第三國が支那を援助する實

態が貿易額の数の上に見られて行くのを見ることが出来る。

此の比較増減率を見れば一番顯著なのは佛國で、輸出は減少にも不拘輸入は一二%も増大してゐる、これは全く多量の武器が輸入された爲めである。

更に全般的に南支諸港は取引は多いがこれは戦争によつて支那の經濟重心が西南部に移行したことを物語つてゐる。(7) 即ち澳門は輸入四一%輸出二七%合計平均一四%の増大、英領ポルネオは輸入七五%輸出四四%合計平均七四%の増大である。廣州灣租借地でも合計平均一〇七%の増大を示してゐる。しかるに減少率に於いては日本が輸入の八五%輸出の七二%平均八二%を減退、朝鮮は平均七三%臺灣平均八一%關東州は六四%を夫々減少した、また米國獨國は平均五七%を英國は四二%の減少を示めたのである。しかし、この減少率の多少に據つて來る原因は實に深いものがある。我國もこの東亞建設の大道を歩み出すに當つて十分に留意參考とすることが必要であらう。嘗て英國が支那に絶對勢力を置いてより、漸次衰弱して來たにも不拘、以上の如く左程を受けぬことは、單に英國が香港を通じて活躍したこと許りがその原因ではあるまい。これこそ英國が支那財政の根本に食入つて、法幣を手に入れ、租界を根城として、各地商社を通じて、全國に經濟的觸手を張つてゐたことに原因するであらう。(8)

また此處に法幣が政府の財政的基礎が全く壊滅してしまつたにも不拘未だ四片豪を維持してゐる最大要因があらう。

尙戦前戦後を通じて支那貿易の概括を見れば北支及び中支殊に上海の活動は事變の爲めに從來の大半を失つた殊に南京、漢口は全滅的打撃を受けてゐるのに反し、南支は反動的に進展してゐる。更に對外國別貿易は英國が漸衰して來たが未だその傳統的勢力は容易に抜き難く依然日本獨逸と角逐の状態にあり、米國は第一位、獨逸が歐洲戰突發まで近年進出に拍車をかけその第二位であつたのである。

- (1) E、カン、戦時下支那の貿易と金融 一〇八頁ヨリ
- (2) " " 一一二頁ヨリ
- (3) " " 一一八頁ヨリ
- (4) 國際パンフレット通信一二〇一號 二頁
- (5) 北支那貿易對策案竝調査資料 二〇四頁
- (6) E、カン、戦時下支那の貿易と金融 一五八頁ヨリ
- (7) ジョン、アラー、潰滅に瀕する中國經濟界
- (8) 東京日日新聞昭和十五年三月、新支那中央政府の成立と東亞經濟六號

第六篇 華僑の實情と經濟力

第一章 タイ國に於る華僑

支那民族は歴史的に不幸を重ねた民族である。絶へず動搖する政權の爲めに財産は戦火に曝され、常に苛酷の重税に悩まされて來たのである。しかしその爲めに自棄的な意情な氣風を生ぜしめると同時に勤儉貯蓄、最悪の條件の下にあつても克くこれを忍んで十年一日、不撓の精神を培つた。その行動は常に彼等の日常生活に現はれ、その災患を逃れて、海外に移住した華僑の中に最も觀取されるのである。即ち、彼等は海外移住の禁止された時にも、また海外諸國に於いて排斥、壓迫を受けつゝある時にも不撓、盛んに海外に移住し、その難を國外に逃れたのである。そして現在南洋所謂東南亞細亞に存する丈でもその數は實に約七百萬と稱せられるのである。しかし、その移住者は福建省、廣東省から移住したものが大部分でその主なる出入港は漳州、泉州、廈門、潮州、汕頭等であつた。しかし彼等は商業的才能を有し、タイ國、佛領印度支那、英領馬來諸島、比律賓等の商業界の實際的權力を掌握してゐることは、日本が現在支那と戰爭を遂行する上にも、また將來最も發展を期待すべき日本の南洋貿易上の最大關心事でなければならぬので

ある。即ち、彼等が商業界の實權を握つてゐる以上、日本貿易の阻害されることは勿論にして、タイ國並びに比律賓在住華僑が支那事變勃發と共に、日本品の不買同盟、取扱禁止等の事件は枚舉に遑なかつたのである。故にこの事實に鑑み、我々はこの事變遂行の上にも、更に、將來の日本貿易政策の見地からも、この華僑に對して對策の必要を認め、これが爲め十分なる研究の必要が存するであらう。仍つて此處に概括的ながら華僑の状態を一瞥することとしたのである。

一、タイ國に於ける華僑

(イ) 華僑の沿革と人口

シヤム人、ラレオ人、シヤン人の所謂タイ族は入遷前に既に支那大陸に於いて相當の發展を遂げ、西曆紀元前三千年の太古にあつては、今の四川省の邊りに住居し、漢族に追はれて、次第に南下、揚子江の邊に移住したが、また更に南進して南支那の廣西、貴州、雲南、廣東の諸州に移り、更にシヤム、佛領印度支那、ビルマ、英領印度等に擴つたのである。尙現在タイ族は凡そ千八百萬を數へ、その九百萬がシヤム領内に占住し、その他は、ビルマ領内に七十九萬、英領印度佛領印度等に二百五十萬、その殘餘は尙南支那地方に住居すると云はれてゐる。それ故タイ族はその入遷前に於いて漢族と相當に關係を有し、その間に人種の交流も相當あつたと云はれてゐる。即ち、大業四年西曆六〇八年隋の煬帝は屯田主事の常駿を赤土に遣はし、次いで赤土王はその子

の那耶加を隋に入貢せしめたとあるが赤土とは今日のシヤム、タイ國である。尙西曆一二三八年タイ族はスコータイ王國を建設し、第三代ラームカムヘーン王は勢力盛んにして四隣を壓した。そして元朝はこれと修好したことが歴史に記されて居り、此の頃より支那人は昂んに入遷し、シヤム人に相當尊敬され、官吏となつて國政に參與するものもあつたのである。

又その後一七六六年トムブリーで王位に登つたチャオ・ブラヤー・タークシン（支那人は鄭昭と呼ぶ）は母はシヤム人であるが、父は潮州澄海の出身鄭舖であると傳へられてゐる。しかし元來、政治的關心の比較的薄い華僑が官界にこれ程の勢力を振つたことは、同時に彼等が經濟的方面に如何に發展したかを物語るものであるが、その後また國王貿易獨占制の廢棄や、一八五六年の英暹條約の自由貿易制の確立をされると共に白人貿易と競争場裡に置かれた華僑の貿易上の地位は著しく墜つた。しかし、交通の發達と共に經濟範圍の擴大と共に彼等の活動の餘地も與へられ、時に支那政府の渡航禁止期（一八六〇年以前）や自由移民壓迫期（一八六〇—一九〇九年）に際しながらも在留華僑の人口は増加の一路を辿つてゐた、しかしシヤムの華僑人口は約現在百八十萬と稱されるが、これには精確なる統計もなく、殊にシヤム國の國勢調査そのものが出鱈目であつて、資料と爲すに足らぬ、一八五四年パレゴア僧上が見積つた人口統計を掲げて見れば次の通りである。

固有シヤム人

一、九〇〇、〇〇〇

華僑	一、五〇〇、〇〇〇
ラオス人	一、〇〇〇、〇〇〇
マレー人	一、〇〇〇、〇〇〇
カムボヂヤ人	五〇〇、〇〇〇
ベトナム人	五〇〇、〇〇〇
カレン人ツォン人等	五〇〇、〇〇〇
合計	六、〇〇〇、〇〇〇
ベトナム人の華僑人口(納税してゐるもの)	二〇〇、〇〇〇
シヤム人	一、二〇〇、〇〇〇
その他	八〇、〇〇〇
合計	四〇〇、〇〇〇

しかし、在タイ華僑の人口測定が何故に困難であるかは、純血華僑と混血華僑と、また純血シヤムとの境界關係困難で、上述の如く、漢族と西曆前三千年から交流したタイ族が何處までを現在純血タイ族と見るか、また有史以後シヤム人は漢族を尊敬した結果、盛んに華僑との結婚が行はれ、その混血兒の境界が既に不明であることがその主な原因である。またこの基準の採用の如何によつて、その人口は四百萬にも、三百萬にも、また七十萬にも變化する譯である。しかし總括

して見ればタイ國に於ける純タイ族の影は既に薄く、華僑並びにその血を承けたものが、その大半、即ち總人口の七割から六割五分を占めてゐると云つて差支ないであらう。因みにベトナム人の上流貴族はその七割が比較的濃厚に華僑の血液を混流してゐることはベトナムで一般に認められてゐる實事であり、同市の人口三分の一はシヤム人、三分の一は支那人、三分の一はその混血兒であると云はれ、向同市の人口中、純血シヤム人は一五%に過ぎないと云はれてゐる。しかしこれは華僑の血を承けたものが素質や、容子の上にも、シヤム人よりも優秀であることから、この血液の混交が上層階級よりも下層階級に行はれ、その傾向は一段と急速に發展した爲めである。又それ故に華僑の經濟的勢力が漁夫の利を得て増大したことは更に重大なる意義を有すると云はなければならぬのである。

(四) 在暹華僑の分佈、性情

支那人の移民の特質は現在も昔も變らない、彼等は商業又は労働者として貿易市場に勢力を提供し、又は商品の配給をして來たのであるその爲めに先づ第一の彼等の根據地は最初の寄航地であつた。

そして其處が一杯になると今度は交通の利便な首都に接近し、また更に河川の便を利用して、その沿岸を遡つて進出し、更に交通機關の發達するにつれて次第に奥地へと進んで、例へば雲南からビルマのモウルメインに通ずる陸商路、並びに北部鐵道の沿線等に進出して行つた。その發展

は目覺ましく、何處の宿群へ行つても華商の軒を並べて居らざる處はないとのことである。彼等は此處で大きくは雜貨商、唐木及び輕仲買人、飯舖及び客棧、乗合自動車營業、精米業、製氷業等を営み、これ等の商賣を獨占してゐる。しかし、概して華僑は産業が高度に商業化された交通便利な地域、即ち、輸出米の九五%を提供する中部平野と錫業、ゴム業の殷賑な半島南部とに最も多く、交通不便の北方のバーヤツプ州、東北部の高原地帯にあるウドーン州、東南部のチャントフリー州、半島東岸の最南部パターニー州等には少數の華僑を見るに過ぎないのである。

華僑は一般に勤勉で、耐忍力に富み、驚くべき商才を有し、自然的環境に對する適應性が極めて強く、平和を愛好し、政治的關心を持たず、國法に従順である。これは全華僑を通じての特性と云つても差支ないであらう。この爲めに移民國から安心を容れられたので華僑は著しく發展することが出来たのである。しかし、彼等はまた移民として大なる缺點は強き愛郷心を有し、祖先を崇拜し、錦を着て故郷に歸へるの念願は彼等の最大のものであつて、土着的精神に乏しい、そして母國への送金は彼等の第二の念願である。それ故に貯蓄的ではあるけれど、それを以て大なる事業を開拓しようともせず、また最新組織によつて、事業を起すこともなく、むしろ、彼等は所謂出稼根性に終始して、不動産や、大企業に投資することを忌避し、舊態依然として自己本位に停まつてゐるのが、何よりの彼等の缺點である。そして、その結果は最近シヤム人に對して「華僑はユグヤ人よりも仕末が悪い」と云はしめてゐる。更に、彼等は猜疑心、功利心が非常に強い

特に利慾の前には體面も公徳もなく、密造、密輸、密賣等は彼等の定石行爲であつて、彼等は公然と「破産をしないから儲からない」と言つてゐる。即ち破産は彼等にとつては財産蓄積の爲めに度々繰返されるのであつて、蓄財方法にも面白い方法があるものかと一寸驚かされるのである。しかし、一般華僑がこの様な缺點をもつてゐるのに不拘、僑生華僑、少くとも混血華僑は著しくこれと相違してゐる。即ち混血兒は甚だしく土情に馳化して華僑の特性は大部分失はれ、愛郷心も、母國送金性も顯著でない。むしろ彼等の祖國意識は、シヤム國に對するものであるやうである。

(ハ) 華僑の經濟的勢力

シヤム人は粗笨な農業に従事して、他の經濟活動は全く華僑に一任したと云つても過言でないであらう。先づ唐木業の獨占は勿論、鹹水漁業の資本も獨占し、事業的漁夫の大部分を有してゐる。また鑛業に於いても近代的大企業に對抗する文の勢力を有し、生産品配給部門には勿論、輸出入業の實権はその掌中に握つてゐる。しかし、此處にタイ國の經濟的脆弱性が存することは南洋經濟を研究する上に十分留意して置く必要がある。

(A) 農 牧 業

華僑は都會的にして、功利的である爲め、米作等よりもゴム、甘蔗、胡椒、野菜、クビオカ、珈琲、古々椰子等の有利な栽培に従事してゐる。一九三五年七月のシヤム農務局の調査によると

栽培業者は左の通りである。

シヤム人	一七、〇二九人
マレー人	三〇、三九四
華僑	五、七二五
その他	四四

尙彼等はゴム園労働者ともなり、買付人ともなつて斯業に従事して更に彼等は養豚を行つて、國內消費と、シンガポール、蘭領印度、支那等に輸出して斯業を獨占して居り、また、家鴨や鴨島を飼養してゐる。

タイ國の錫、産出、輸出高

年次	一九三五—六	一九三六—七	一九三七—八
東島	一、四八三	一、三八八	一、九七七
西島	四四七	四二九	六一一
千バート	二二	二	一〇
千バート	三八八	一五	一九〇
家鴨千バート	五九一	九四一	五一五

(B) 錫

タイ國の錫業は錫を唯一とするもので、米に亞ぐ輸出の大宗であつて、タイ國經濟の重要な支柱である。その主要錫山は馬來半島に接續する暹羅半島に集中して居り。即ち馬來半島の西海岸ブクット州をその中心とし、之に亞いでナコンスリタコラト州及びラチャブリー州であつてブクット州は全産額の約七〇%を産出してゐる。然しタイ國に於ける錫採掘は一五世紀に採掘されたと云はれ、偶々華僑が印度と交通の爲め半島を陸路横斷して錫鑛を發見、それより華僑の手により、採掘され、南洋その他の錫産地よりも遙かに早く生産が行はれた。そして十七世紀にはシヤムの錫の採掘の爲めに歐洲各國の東印度會社が競つたが、十九世紀までは華僑の獨占であつた。しかし近年彼等は白人資本の爲めに壓迫され、彼等の昔の夢は儚なく消へたのであるが、しかし未だ彼等の手による生産額は莫大なるものであることは第三表に示す通りである。しかし何故に彼等は白人資本に壓迫されたか、それは採掘法の不備の爲めで、白人は主に浸漬法を用ひて現在作業中のものは約六十八臺と云はれてゐるが華僑は狸掘り、流鑛法、砂礫吸土法、鑿坑採掘法、水力法、梳掛法等を用ひてゐるのでその生産高を上げ得ない。

年次	浸漬ニヨル採掘高(擔)	其他ノ方法ニヨル採掘高(擔)	合計(擔)
一九三〇	一三二、七五五	一二四、一一七(合計四八・三%)	二五六、八七二
一九三一	一六三、一六六	一一六、三四二(四一・六%)	二七九、五〇八
一九三二	一六六、六六三	九八、九二九(三三・三%)	二六五、五九二

一九三三	一四二、二六五	八四、二七九(〃三七・三〇)	二二六、五四四
一九三四	一四九、四九九	九八、二七四(〃三九・七〇)	
一九三五	一四四、八八五	一〇九、九二二(〃四三・一〇)	二四七、七七三
一九三六	一三五、五八一	一〇二、三八六(〃四三・〇〇)	二三七、九六七

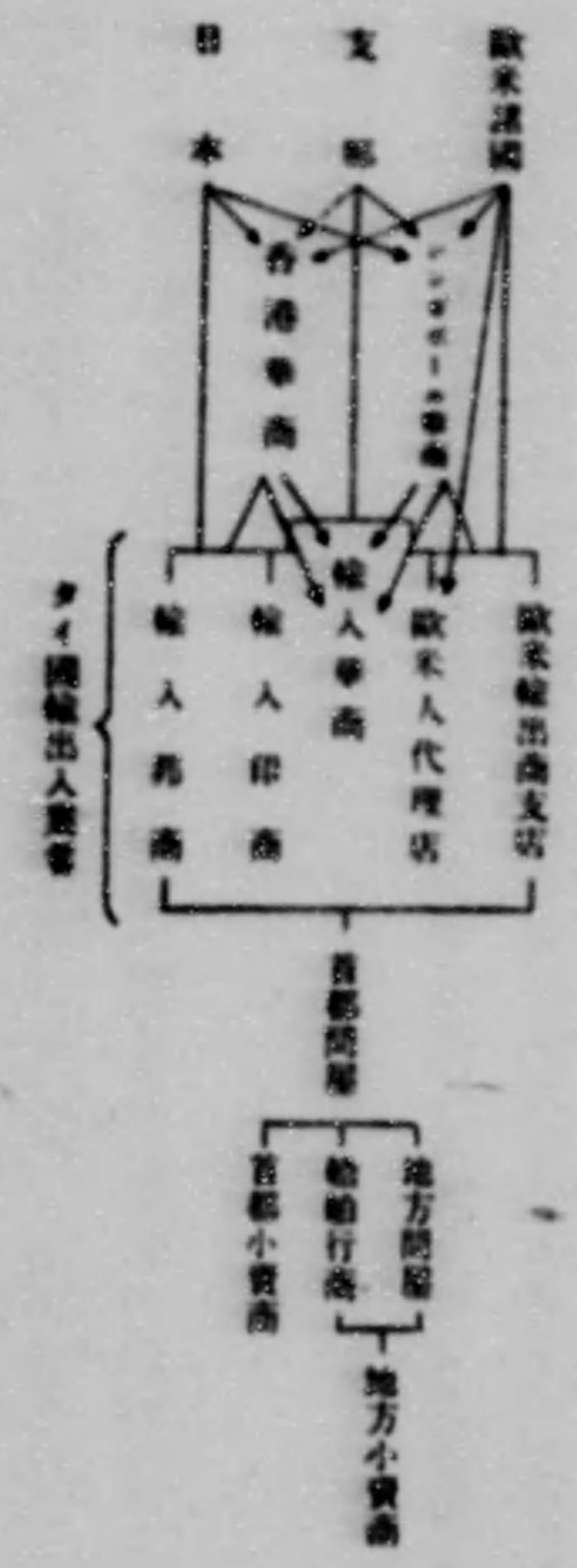
(C) 工業

タイ國は元來原料供給國にして、消費財供給國であることは一九三五—三六年に於ける輸出貿易額の九二・一％は原始生産品であり、輸入額の七〇・三％は消費財であることによつて證明せられ、むしろ典型たる農業國にして、工業は未だその緒についた程度である。しかし、斯くした原因については、いろ／＼考へられるであらうが、(イ)經濟活動を外國人に委ねてゐる結果として國內資本の缺乏、(ロ)人口の稀薄、交通の未發達、農村經濟の特殊性！今日尙東北部や北部には自給經濟が支配的である等に起因する國內市場の狹隘、(ハ)工場労働力の不足、労働者の工場生産の未経験の爲め、能率の低少、(ニ)石炭及水力電氣の國內供給の不足、(ホ)宗教生活の重要性を尊ぶ國民性の根強い爲め、營利主義、機會主義を奪ふこと等が掲げられるのである。そして近年セメント會社、麥酒會社、製紙、發電、鑛詰等食料品、燐寸、製油、製糖業が漸く始められるに至つた。唯だ農業國である丈に精米業は盛んにして、これまた華僑の獨占する處であるこれに亞いで製材業は盛んであるが白人の支配する處であつて、華僑の支配するものは Iaini.

Siam 公司と Khun Chumrong Chirarak の二者ある許りである。そして主にチーク材、唐木、ヤーン材がその主なる材木である。

(D) 商業

タイ國の商業の九割以上華僑が掌握して完全にタイ國の國民經濟を制禦してゐる。輸出入業者としては白人また邦人に劣る處があるかも知れぬが、消費者又は土民間の配給網及び集貨網には殆んど華僑の獨占であると云つても過言でない。唯だ、輸出入品の仲介業のみでなく、國內で消費せられる國產物資の仲介業も殆んど華僑が掌握してゐるのであるから、タイ國と取引するものは何んと云つても華僑の手を経なければならず、むしろ華僑の存在を無視しては如何に強大な資



タイ國輸出入業者

力や國家的背景を以ても到底タイ國に於ける活躍は期待し得られぬ程である。即ち一九二九年の國勢調査に於いて有職業者の七百五十二萬中、商業者は五〇三、八三九人（六、七％）で、その五割、四十五萬が華僑であるのである。尙在暹華僑の輸出入品配給上の地位は左圖の様である。

二、日泰貿易上の華僑排斥運動

華僑がタイ國の商業權を獨占してゐることは先きに述べた通りで、日泰貿易上の華僑の地位もまた頗る重要な地位を占めてゐることは申すまでもないことである。一九二九年付の駐泰公使館の調査によれば大體邦品輸入額の半數は邦商を通じて爲し、残りの三分の一は歐印商により、三分の二は華僑によるものであるとされてゐる。しかしこれは單に貿易上による取引だけであつて前述の如く商品の配給、また聚集は一ツに華僑の掌握實權中にあるもの故に十分にこれが對策については考慮さるべきである。尙華僑の排外貨運動は一九〇五年在米僑生華僑の國籍問題に關しまた一九一〇年の人頭税引上に關して總罷業または排斥したのに始まり、それ以後、辰丸事件、及び一九一五年五月二十五日、南滿洲及び東部內蒙古に關する新條約即ち、二十一ヶ條問題をはじめ、山東問題、濟南事變、滿洲事變、支那事變等に彼等は日貨排斥を爲して來たのである。幸ひ、タイ國官憲の誠意ある熱心な取締によつて、辛じて何れも大事に至らず今日に及んで來たがしかし次第に文化の發展と共に彼等の國家意識と祖國意識の覺醒は日本の極東貿易の將來を暗澹

たらしめるのである。即ち我が國としてはこの華僑の對策に充分に考慮を爲すべきであつて、拱手傍觀を許さない試みに今支那事變によつて受けた影響を概略的丈けにでも記るせば次の如くである。タイ國は毅然たる中立的態度を持ち、華僑の排目的行爲を徹底的に取締つた、即ち排日煽動分子の第二回、第三回と彈壓を行つて來たが、しかし、一九三八年五月十一日廈門陥落と共に再び彼等の故郷喪失が叫ばれ、排日運動は再燃し、我國練習艦隊の入港中（五月十七日入港同廿五日出港）は靜感であつたがその出港の翌夕、臺灣人たる福建茶行主が三井物産と取引した爲めに殺害され、尙戰線が汕頭、廣東と次第に南進すると共に西南要人達が華僑慰問の名を藉りて第四路軍總司令余漢謀及び同軍々部處長丁培倫等入暹し、各所に會合を行ひ、長期抗戦と、募債や募金を行つた爲め、一層、險惡となつて來た。その後七日には本邦綿布取扱華商の暗殺を始め、四名の邦品取引華商が殺害され、八月には十三日白晝海天樓入口で木材取扱の巨商ナ・イ・フアセンが重傷を受け、同十七日にも白晝一華商が重傷を負ふた程であつて、暴力團のテロ行爲並びに暴行が斷續的に行はれてゐる。これが引いて日泰貿易は多大の影響を受けることは當然であつて、一九三三年の前半期に比して、輸出は同年後半期（七月事變に入る）は約二割半減、一九三八年の前半期も二割半減、その後半期は三割七分の激減を見るに至つたのである。尙輸入は一九三八年には前二年に比べると半減したのである。しかし一九三七年の後半期は異例的輸入が行はれたのであつて、これは米（三、七六〇千圓）及び木材（三一〇〇千圓）と軍需品たる牛皮及水牛

皮(三、五四三千圓)ゴム及びガターパーチャ(一、四五四千圓)鍍及び金屬(七一九千圓)の輸入増加によるのである。

一九三六—八年日本の國別對南洋貿易額(單位千圓)

國名	一九三六—三六		一九三六—三七		一九三七—三八	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
海峽植民地	一、九三六	一、九三六	一、九三六	一、九三六	一、九三六	一、九三六
蘭領印度	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
佛領印度支那	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
比島	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
タイ國	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
日本	二七、八三三	二五、六六〇	二八、二五八	二五、七〇〇	二二、〇九七	一九、八〇〇
支那	四、〇六四	三、七〇〇	四、四四八	四、〇〇〇	三、五八六	三、二〇〇
香港	九、六五九	七、八〇〇	一〇、一五二	九、二〇〇	八、五四〇	七、六〇〇
米國	三、二五八	二、九〇〇	四、一〇四	三、七〇〇	五、六三六	五、〇〇〇
ドイツ	四、六五六	四、三〇〇	五、九四一	五、四〇〇	六、九六六	六、二〇〇
英本土	一一、五九〇	一一、一〇〇	一一、一六七	一一、〇〇〇	一三、六七九	一二、二〇〇
オランダ	一、三三三	一、一〇〇	一、七二九	一、六〇〇	二、二〇六	二、〇〇〇

第四表によつて察知される如く、輸出の減少は我國の戦争、勃發に伴ふ種々な原因の爲めに例へば原料高、品不足等の爲めに品高となつた爲めでもあるだらうが、反面なんと言つても華僑の日貨排斥が第一に影響してゐることを見逃してはなるまい。又同時にその爲めに第五表によつて明らかになる如く、競争國たる英國、獨逸の輸入額が増加してゐることは我が國貿易上一大關心事であらう。(滿鐵東亞經濟調査局刊、タイ國に於ける華僑より採集)

スウェーデン	一、三七七	一、二〇〇	一、四六七	一、三〇〇	二、二三六	二、〇〇〇
デンマーク	八八〇	〇・八	一、〇六〇	一、〇〇〇	一、三〇九	一、二〇〇
フランス	六二八	〇・五	七四九	〇・七	七三〇	〇・七
ベルギー	二六二	〇・二	四六一	〇・四	七六七	〇・七
イタリア	二〇八	〇・一	九六	〇・一	一五三	〇・一

第二章 比律賓に於ける華僑

一、華僑の人口と情況

比律賓は南支那と近距離に在るので、兩者の交通は既に漢時代に於いて開かれ、比島に移住する者もあつた。その後唐、宋の時代には兩者の貿易は相當に發展し、また比島より宋朝へ朝貢したこともさへある。然し一六一三年に叛亂あり、その爲めに華僑が二萬四千人虐殺され、生存者は僅かに五百人となつたが、又其の後間もなく増加して、再び一六三八年に叛亂起り、同様二萬三四千の虐殺が行はれたが更に一八六三年西支那協約當時は二萬五千から三萬になり、一八七六年には三萬人、一八八六年の國勢調査には次の如くマニラ附近だけでも五萬一千人、全地には六萬七千人にもなつたのである。

	男	女	計
マニラ及其附近	五一、三八四人	一九一人	五一、五七五人
イロイロ	一、一五四	三	一、一五七
セブ	九八三	〇	九八三

其の他	計
一三、二五五	〇
六六、七六六	一九四
	六六、九七〇

その後一九三一年南京僑務委員會の統計によれば八萬四千人、一九三四年の同委員會の調査は十一萬五百人とし、同年國立暨南大學文化事業部の統計には十六萬人と云ひ、尙最近日支事變の爲めに二、三萬の増加があつたと云はれてゐるが、その正確なる数字は曩にタイ國に於けると同様な理由で算出は困難である。また殊に純粹な支那人でありながら比律賓名を用ゐてゐるものも決して尠くないので、更にそれが困難なのである。既に在比支那人有力者であるヘンリー・ウン・チヨ・イは「比島生れの支那人の多くは、基督教の洗禮を受け基督教名を採り、名付親の名をつけて比律賓人と稱してゐる。殊に商人の間では純粹の支那人でも比律賓として鑑札を受け、比律賓人として行動して居るから、比島に在る支那人の正確な数字は全く見當がつかない」と云つてゐる通りで、恐らくこの様に支那人であり乍ら比律賓人と稱してゐるものを算へたら二十萬を超過するのではないかと云はれてゐる。

尙支那人の混血兒は土人との間に生れたものが、その大部分で彼等はサンダレイ・メステイソ (Kangley, mestizo) と呼ばれて、西班牙人と土人との混血兒約二十萬に對して約七十萬から七十五萬人と算せられてゐる。また支那人が土人と結婚するのはいろいろな動機と、事情も存する。第一に比律賓土人にはタイ、佛領印度支那、ボルネオ等に於けるが如く、尊敬せられては居ない。

しかし、彼等は本島の富の大半を所有し、彼等は土地の所有者であり、亦商人であるから、土人よりも彼等は裕福なる生活をしてゐるし、また、華僑男子の道徳は土人よりも優るから、土人の婦女は華僑男子との結婚を好むのである。更に華僑自身も第一歸國して結婚すれば費用多額に附くこと、第二に比律賓土人との結婚するには其の手續極めて簡單であること、第三、比律賓土人と結婚すれば比律賓人と接近し易く、營業上利益を得ること、第四、現地に於いて華僑間で結婚するものもあるが、其の家庭は必ず富裕な階級に屬し、決して女子を普通店員等に嫁せしめず、亦費用も多くなると、現地相互間の結婚は比較的少ないのである。即ち斯る事情から土人との結婚は盛んに行はれ既にその歴史も久しいので、現にマニラの上流社會の總べては多かれ、少かれ、支那人の血が通つて居り、その時代は六世紀以前の歴史である。

比律賓人の著名人物中の Yangcoo, Yachanoo, Cebuano, Iacono, Tans, Yins 等は漢字を「マ」字に當てたものであり、 Rizal, Aguinaldo, Osmenas 等は祖先に支那人をもつてゐる顯著な例である。また或る米人は比島の兩議員中比支混血兒が百分の七十五を占めてゐると云つて居り比律賓人の崇拜してゐる革命の先烈 Tala 是支那人の子であり、副大統領 Rizal Osmena 及び比島第一の金持ち、慈善家たる T. R. Yano 亦支那人の子である。

二、比島華僑の特性

支那人は勤勉であり、商才に長け、忍耐力に富む、他國人に見られぬ處の國民性を有する。彼等はこの長所を最も發揮し、世界植民史の最も成功したものは何と云つても東南アジアの華僑史であるだらう。彼等が廣東福建、潮州等から大部分は苦力として故國の經濟的壓迫を逃れ、本當に生活に行き詰まつた賤民階級であつたものが、その後數年にならずして一躍都市の商業界に重きを爲すのは勿論一國の富豪になつたものも少くなかつた。そして彼等の多くは、團結、一國の商業界を事實上支配する状態で、これ等は支那は勿論、世界移民史上に赫々たる一大名譽を送るものであらう。しかしその反面彼等は移民の動機が彼等に苛酷であつた爲め、個人主義、利己主義に固まつて一般的に彼等が祖國の感情を喪ひ勝ちである。それ故支那に取つてはむしろ失望であるが、移民國では彼等を安心して迎へた。またそれ故に現在の華僑の發展があつたのであらう。彼等は天災、革命、動亂、匪害、苛斂等に絶えず脅かされ、又一國の成立の由來、及國情からして愛國心は損はれ、海外に逃避したのであつたから。

西班牙の比島領有後一五八六年、比島總督のフィリップ二世に對する報告書の中に「通商の爲めに支那人が殺到し、此貧弱な土地を少からず害した、支那人はモロ族の五人分以上を食し、而も其の價格の如何に高きも顧みず、最上等品を消費するから、食料品は一層騰貴した彼等は法外の利益を收得する貿易のみを營み、其の他利益の少ない義務を遂行しない」と。

又、一五九八年サンチパネスのフィリップ二世への報告の中には「支那人は一人で土人の四人

分を飲み食ひするが、是より悪しきことは人間の自然に反する犯罪としては土人間に男色の風習を傳播した。それは男に對しても、女に對しても爲した、殊に女は憐むべき賤奴で、金錢に目がないので支那人は之を誘惑し、此罪惡が忽ち廣く各社會に擴つた」と、また或る時は「支那人は殆ど總てが無信神者で、彼等の宗教は金儲けの凡ゆる目標である。彼等は自國人に伍することが出来ないで、比島に渡航し、生活を求め、賤しい商賣に従事する徒衆である。彼等の間には健康の風が熾んで、不正の目的の爲めに争闘する。彼等は眞理を隠す爲に無数の手段を執る。彼等は神を畏れないから能く偽證を提出する、又金錢に目が眩んでゐるから不正の誓を立て、兩親さへも賣る。又彼等金儲けに長けてゐると共に贈賄には氣前がよい。島内の商賣は殆んど總べてを支配して、其のバラ撒いた賄賂は著しい、そして西班牙人は僧侶たると俗人たると問はず、食料品、衣類靴のはて迄、彼等の手を煩はす。従つて彼等は保護者を持たぬものはない」と。

また一七六八年四月十三日アングは「西班牙人は盜賊であり、博徒であり、惡漢であり得るが支那人の様に偶像崇拜者であり、背教者であり、叛逆者であり、男色者であり、其の他各種虚偽の張本人ではあり得ない」と、即ち、彼等は野郎であり、狡猾であり、鬪者であるかも知れぬしかし彼等は常に世の破壊者ではない、彼等は十年一日の如く、營々として働く、働蜂や夏の蟻の如き建設者であるからである、彼等は土人や、西班牙人や米國人を搾取したかも知れぬ、しかし、彼等の状態を惡化させはしない。常に彼等の生活を向上せしめ、商業の配給組織を合理的に

最も勇氣に、最も大膽に、之を利用し、之を發揮せしめた。即ち彼等は土人の好まぬことも之を爲し、彼等の勤勉と熱心は比島に一層低廉な、資本と努力を供給したのである。それ故ジョウジニー・コルコムは、彼等を賞して「彼等の勤勉は誇と爲つてゐる如く、比律賓人や西班牙人の混血兒がダンスに耽り、浪費に流れてゐる間に労働し、節約してゐる。殊に彼等の生活程度は低く労働時間は長く、逆境に在つても禁慾する。彼等は重き荷物を肩にする苦力から商店主と爲り、更に豪商に進み、クリスチヤンの洗禮を受け、良家の令嬢を妻とし、一世代でメステイソ（混血兒）或は比律賓人として承認せられる」と。

また華僑は政治的野心をもたない。しかし土人と彼等との間に生れたメステイソは案外革命家が多いと云はれてゐるのである。またメステイソは比律賓に同化して祖國の觀念を多くもつものは少ない。彼等は父を支那人にもち乍ら支那人を馬梅（豚）又は豚尾等と罵るのである。しかし、彼等がこれ程までに比律賓に同化したかは、その理由として左の理由が挙げられるのである。第一、華僑が比律賓の女子と結婚したこと。この爲めに子女は固より比語を主とし、子女の教育は婦女が従事する爲めに、むしろ、僑生の百分の九十は支那語を解せぬ様で、多くは比律賓の學校に登校するので支那本國を輕視し、祖國精神を没却してしまふ。

第二、華僑教育の發達せざること、學校が不足してゐる、マニラとセブーに中學校があるだけで、その下に數十の小學校あり、むしろ華僑は比律賓の學校に女子を入れてゐるのである。

三、比島に於ける華僑の經濟上の地位

西班牙領時代より「支那人の通商がなくなれば比島は存在出来ぬ」支那人は土人に貿易、産業其の他有利な事業を興へた所の人民である。「甘蔗よりサツカリンの汁を搾り取り、砂糖を製造し、或は鐵の製鍊を島人に教へた、即ち彼等は植民地に垂直な石の壓搾器及鐵鍋に依る製糖工場を始めて移入した」また「比島の進歩發展は支那人に負ふ所多大である。支那人は新事業のある所、そこに支那領事が居るかとも尋ねなければ、醫者が居るか、病院があるかとも聞かず、唯事業の有望か、否かを確めて過慮する、況んや彼等を保護する砲艦があるか、ないか等は問題でない」と云はれる如く、彼等は勇敢に、大膽に、而も熱心に經濟的開拓を行つた。そしてその結果は空前の大業を完成した。即ち其處に牢固として抜くべからざる勢力を養ひ、南洋文化の發展にも大なる貢獻を爲したのである。彼等は國內收稅額の基礎から見れば比島小賣商業の九割は支那人の手に在り、商業の大部分は彼等が支配してゐるのである。彼等は歐米商人と土人との仲介者となつて利益を得、又歐米商人は彼等の仲介なくしては土人との交易に全く手も足も出ないから、結局支那人の厄介になり、彼等は煙草、米、麻、砂糖、木材等の取引業を爲し、主に仲介買人としてその地位は極めて鞏固である。

尙彼等は木工、鐵工、造船工、飲料水工として働き、また華僑は洗濯業に發展し、獨占の觀さ

へある。尙次に一九一二年の内國收稅局報告により、郊商、小賣商人の數を見れば次の如く、卸商に就いては三千三百餘人に對し比律賓人三千一百餘人、小賣商は比律賓人六萬七千餘人に對し支那人は八千四百餘人であるが、賣上額はその四倍に達してゐる。

國籍別商人數

(一) 卸賣商人	
支那人	一九一二年 二、三三五
比律賓人	三、一五二
西班牙人	三四〇
米國人	二〇七
獨逸人	五五
日本人	四五
英領印度人	四一
其他	七五
計	七、二五〇
(二) 小賣商人	
比律賓人	一九一二年 六七、七四〇
支那人	八、四四五
支那人	一九三〇年 一二、一〇〇
比律賓人	三、四五〇
西班牙人	三一五
米國人	一八五
獨逸人	四二
日本人	六七
英領印度人	三五
其他	八〇
計	七、二七四
(三) 小賣商人	
比律賓人	一九三〇年 八八、〇四〇
支那人	九、五〇〇

国籍	人数	売上高 (円)
西班牙人	五五七	四五〇
米国人	三七一	三四〇
日本人	二八〇	三八五
英領印度人	九〇	七〇
英領人	三七	二〇
國人	一三	五
其他	二〇二	一八〇
計	七七、七三五	九八、九九〇
支那人		三二、四九四萬圓
比律賓人		八、〇三〇
西班牙人		四、三六五
米国人		三、五四五
英領人		二、八七〇
國人		二、〇五七
英領印度人		一三三
日本人		一三二

國別別商人売上高調査表(一九二二年)

其の他
計

六二七
五四、二五四

以上の通り華僑商人数は全體の一割三分に過ぎないが、売上高は約六割を占めてゐるのであつて、これによつて彼等が如何に比島の商業上に於いて牢固なる實權を有してゐるかが窺はれるのである。

四、華僑と日本人

最近日本人の比島商業界進出は目覺ましく次第に支那商人の地位を露食しつゝあることは事實にしてマニラ駐在支那總領事は十年間の中に日本人は島内の小賣商業を支配すると言明してゐる殊に滿洲事變以來華僑が排日貨を行つたことは我が日商の爲めに却つて進出の機會を與へたのであつて、それより邦商は直接輸入又は輸入商の手を経て、彼等華僑の手を経ることなく商品を仕入れ、また配給して、彼等の隙を狙つて、その牙城に食入つたのである。最近一九三四年の比島國別商業取引高を見るに、比島商務局の調査によれば、左表の如く、華僑が四〇%で首位にあり、然し前年に比し一〇%の減退をしてゐる。然るに比島人は三〇%で前年に比して反對に五%の増加を示し、又日本人も二五%で前年に比し五%の増加を示してゐるのである。

一九三三年 比(%) 一九三四年 比(%)

華僑	二九三、二八九、五二四	五〇	二二九、一一九、二九三	四〇
比島人	一四六、六四四、七六二	二五	一七一、八三八、七二〇	三〇
日本人	一一七、三一五、八〇九	二〇	一四三、一九八、九三三	二五
其他	二九、三三八、九五三	五	二八、六三九、七八七	五
合計	五八六、五八九、〇四八	一〇〇	五七二、七九六、七三三	一〇〇

殊にダバオには日本人が一萬六千人も移住してゐるので新日本村と云はれて居り、同港から輸出される麻の約七割五分は邦商を経て行はれ、從來華僑の手によつて獨占されてゐたが、滿洲事變以來驅逐することが出来たのである。また日比貿易にあつては邦商の進出と共に近年益々盛んになるに至つたのである。當初は對比貿易は支那が第一位で日本は第五位にあつたが近年は米國が第一位になると共に日本は第二位に迫つたのである。

最近日本對比貿易表

	輸出 (千圓)	輸入	計
一九二〇	三〇、五二八	一八、〇四四	四八、五七二
一九三一	二八、三六九	一〇、七五九	三九、一二八
一九三二	二〇、四二五	八、七五九	二九、四一八
一九三六	五一、八四〇	三六、二六六	八八、一〇六

	一九三七	一九三八	一九三九	一九四〇
輸出 (千圓)	六〇、三四八	三二、五九九	四五、一九三	一〇五、五四一
輸入	三二、五九九	三五、六二九	六八、二二八	
計				

尙以上の如く不況の底から漸く盛んになりつゝあつた日比貿易が一九三七年を絶頂にして再び急降下したことは支那事變の影響によるものであつて、先きに在比邦商の進出を述べたが、未だ全般的に見るならば華僑の實力は侮り難く、これは華僑の排日貨運動の影響であることは申すまでもない、それ故に我々は此處に邦商の勇敢なる進出を望むと共によろしくこの華僑に對する適當なる方策を講じなければならぬことを痛感する次第である。(比律賓に於ける華僑比律賓より抄録)

第三章 佛領印度に於る華僑

一、佛印に於ける華僑の沿革

東京、安南地方に移民の始まつたのは秦の始皇帝の時代に遡ることが出来る、當時農夫や追放人を送つたのがその濫觴で、その放逐人の中には兵士、又は革命を企てたるもの等があつた、その影響する處は永く今日まで續き東京はカンボジア、交趾支那、安南等と異り、華僑並にその混血兒を遇する態度が非常に苛冷である。

即ちそれ以後東京が革命人の逃避地と化し、彼等は屢々社會變動を起すや、密輸賭博等を常習とするので、東京人は彼等を警戒する様になつたものである。しかし本格的に移民が行はれる様になつたのは一六八〇年明朝の遺臣約三千人がジュオン（揚子）と陳との兩者に指揮されて都郵に上陸し、順化王朝に歸順し、ドンナイ河の流域、現在の邊和、定祥の地方に定住してからである。その後引續き移住するものがあつて、現在の交趾支那の邊りに居を定め、安南隨一の豊饒な土地を占め、又メコン、ドンナイ河の交通を利用して現在の佛印に於ける經濟的勢力獲得の原因をなしたのである。また安南政府は彼等を遇するに非常な好友的に敬愛を以つてした。彼等を伯

父と云ひ、安南婦人との間に出来た混血兒を「明郷」と敬稱し、彼等を特別に取扱つたのである。その結果、現在も「明郷社」等として一般外國人とも又華僑とも異なり特殊な取扱ひを爲し、特權を認めてゐる。

即ち彼等は一八二七年明命王第七年の王命により安南臣民とされ、各州に於いて別個に制を構成することを命ぜられた、兵役を免除され、賦役を課せられることなく、人頭税も華僑の半額とされ、また安南人と同様に政治上の地位が認められ、官や、公職に就くことまで許されることとなつたのである。しかし彼等は安南服の着用、斷髮が強制せられることゝなつた。しかしこの政策は他面、僑生（華僑と土民との間に生れた子女）の安南化に非常に役立つたのである。明命王十年一八三〇年の王命により印度支那に定住する華僑に對しては安南婦人と法律上の婚姻を結ぶことが出来、又支那本國に連れ去る目的を以て安南人たる妻、その婚姻によつて生れた子女を安南國外に出すことは禁ぜられ、總て彼等は明郷の制から外に出れば、純粹な安南人となつてしまひ、支那の國家的乃至人種的影響から完全に離脱してしまつたのである。

又佛印を説明するには當然華僑に對する説明が必要とされると同様、佛印の華僑を説明するのにはこれまた當然に制を説明しなければならぬのである。佛印に於ては華僑は他の國と異り特殊の取扱を受けてゐるのである。

即ち華僑は出身別に、又は地域的に自治體が組織され、各制には制長が置かれ、制長は華僑の

有力者より推挙され、州當局の認定を俟つて決定されるのである。そして村長の権限は安南市町村長と同様であつて、村員の統制者であり、又地方行政官廳の代辦者であり、責任者である。即ち、彼は人頭税の支拂能力ある村員の姓名、年齢の申告者であり、又不動産税の徴収権も河内州に於いては認められて居り、新たにたる入國者に對しては必ず村長の入國許可證を受けることが必要であつて、許可證を受け得ざるものは移民局より通行證も、又滞在許可證を受けることが出来ず、歸國を強制されることとなるのである。又西貢に下船せんとするものは船内に於いて移民局の官吏及び村長の檢閲を受け、また健康診斷を受けなければならぬのである。

又更に村長の資格は佛印に二ヶ年以上定住し、經濟的に安定せる者たることを要し、華僑たる納税者がこれを選挙することとなつて居り村の法律上の性質も組合なりや、公共團體なりや、明確でなかつたが一八九六年西貢控訴院の判決により、純然たる法律上の法人ではないが、事實上の法人であり、村長はその管理者として、村員の利益の爲めに行爲能力を有し、村に對する土地の讓渡また村は土地の處分権を有することとなつたが、一九二三年、村は植民地公法上の人格を有するものとされ、總督府の監督に服し、總督府の許可なき限り、私法上の重要法律行爲を行ふことが出来ぬとされ、裁判の當事者となり、不動産所有權の主體とすることが出来ぬとなつたが再び一九三五年總督令により私法上の法人格が認められるに至つたのである。

二、人頭税と華僑

佛印に於ける人頭税問題は華僑取扱の問題の中心を爲し、支那政府は佛印に於いて華僑のみに人頭税を課することは一八八六年の天津條約、一八八七年の北京條約の最惠國定款と違反するものとして、その差別待遇を撤回せしめるべく執拗に迫つたが、佛國は同條約が佛印に公布されてゐないことゝして、一九二〇年に交趾支那、カムボヂヤ、安南、東京に公布された命令は、佛國市民、歐洲外國人、及びこれと同視すべき者に對しても、對人税及賦課金を課してゐるから、支那側の不平等待遇の非難は當らぬとし、一九三五年以後人頭税は「特權的地位を享有する外國人の對人税」と改稱されて、支那人の不平等の所謂「面子」を充分に救つたのである。しかし事實上は華僑は他の國に見られぬ待遇を受けてゐるが、對人税の大半は華僑が納付してゐることは彼等にとつては可成りの痛傷であるのである。試みに交趾支那に於けるアジア外國人の對人税の納付額を見れば次の如くである。

一九三五年

一、三三九、〇〇〇ピアストル

一九三六年

一、四〇七、〇〇〇 "

全住民の直接税納付額は

一九三五年

七、四七五、〇〇〇ピアストル

一九三六年
地方豫算の収入總額

七、六一三、〇〇〇

一九三五年

一〇、八三五、〇〇〇ピアストル

一九三六年

一〇、八一六、〇〇〇

また各州の營業税と對人税が同額となつてゐることは、納税者にとつて營業税を二重に課せられてゐると同様であつて、過重であることは云ふまでもない。その最高額一五〇元、一二〇元、七〇元、二〇元八元等に分れてゐるのである。

三、華僑の經濟的勢力

佛印の經濟的活動を通じ、華僑が最も勢力を有するものは何と云つても商業である。殊に米の取引には壓倒的勢力を有するので、その取引は米商、穀商、糧仲買人、直接買取人等に分れてゐるが米商は精米、混合、荷造等精米工場を經營し、これを海外に輸出してゐる、一九三二年堤岸にある精米工場七八ある處七五までが支那人經營のものであることは事實米の輸出取引は支那人に支配されてゐると云つて過言でないのである。また穀商は生産者との間に、仲買人と直接買取人等を置き穀を買集め、運輸の爲め我克隊を三千も驅使してゐることである。

綿の取引も米に次ぎ、彼等は生産者に收穫を擔保として金錢を貸付、又は租税を代納して棉花

を代りに買取る等の手段によつて獨占してゐる。綿の輸出高は左の如くである。

年	實輸	總輸	計
一九三五年	五二九	一九五	七二五
一九三六年	二七四	九九	三七三
一九三七年	七五六	一三二	八八八

砂糖、甘蔗は安南領域に栽培せられて、特に廣南、廣義、平定、富安等の諸州に盛んに行はれてゐる。彼等は甘蔗の買入れ、これを擔保として貸付け、又製糖工場も經營する等其の利益を壟斷してゐる。廣義州のチュシヤ、又平定州のアントイ、富安州のチュイ、ホア、交趾支那の西貢河流域がその中心地である。(一九三六—一九三七年)の砂糖の輸出は左の如くである。

一九三五年	七九二	一、一六八千法
一九三六年	一、六八二	一、九四八

(佛領印度支那於ける華僑より被率)

第七編 極東を繞る經濟と各國の政治動向

第一章 支那事變と極東經濟

一、支那事變と各國の態度

顧れば昭和七年滿洲事變の経緯から國際聯盟を脱退、東洋にその名譽ある孤立を爲し、以來偏に東洋の建設に一路邁進して來た我國が、今、歐洲の空に風雲急を告げ、既に戦火地を覆へる時再び歐洲事件不介入、一路支那事變處理に突進する聲明を爲したるは誠にその意義あるものである。

復て、嘗て滿洲事變以來日本が自由主義を根幹とする國際主義、又は平等主義と云ふものゝ缺陷を觀破し、自らの國家觀に基く、民族の宿命を大上段に振り被つて、奮迅の意氣を以つて今支那事變まで突入した來た。そして此處に東洋建設の目既に成らんとしてゐる。しかし此處に交される戦闘は單に支那の征服ではなかつた。また歐洲の獨逸を繞る戦闘も同様、單に獨逸の領土的野心の満足のためではない、また大戦屈辱の仇心の糧でもないであらう。また經濟的要求の結果

のみではあるまい。其處にはその民族のもつ國家觀と、又その民族のみが知る民族の宿命である何故なら、國境のすべてが戦争の結果であらうか、又經濟的要求のみから何故に自ら高い關稅の障壁を繞らして高い經濟に満足せんとするか。つまり、高い犠牲を拂つても互に睦まじく一緒に暮らして行きたいからではないか、ここに民族の宿命があり發展の源があるのである。即ち其處には理論から距れた宿命と云ふ運命的の、心理的な感情に起因した説明される以外のものなのだ。現在我國がこの目的に進む時二つの勢力が之を阻まんとしてゐる。それは現在あるが儘にある事を希ふ英佛の保守主義と、現在如何なる事態にあつても參戰の條件を自由に撰擇し得る米國の機會主義である。即ち英佛が最も驚異とする世界勢力均衡の破綻に對して、防禦手段を取る事は當然にして、滿洲事變以來我が一舉手一投足に對しても、悉くその反對態度を續けて來た。そして殊に今事變勃發するや、その態度は益々露骨を極め、此處に排英、反英の氣運は漸く起り、「剛議一決、斷乎英國を撃て！」等と立札が帝都に貼り盡され、最近租界問題を巡つて遂にその頂點に達し、各地方にも縣市民大會を開き、排英反英の檄を飛ばせるやら、その決議文を陸海軍大臣に送るやら、怒濤の如く澎湃として揚る反英の氣勢は全國を一色に塗りつぶしてしまつた觀さへあつたのである。さなきだに斯る事は我國歴史に未だ嘗てなき事件にして、此處に之を圓滿解決すべく從來國際場裡に政治的にも、外交的にも、經濟的にも、あらゆる方面に世界最優第一等國として君臨して來た英國が世界注目の中に東京會議を行ふに至つたのである。蓋し、この會議は

日本が單に今事變によつて得た占領地域の秩序回復と外國在支權益調整にその目的がある許りでなく、他に日本が極東に政治的、外交的並に經濟的に確固とその實權を掌握獲得する處にその最重主眼が存するのである。又由來弱少國の保護者として、即ち民主主義、自由主義の總帥として國際社會に地位を置いた英國が極東新勢力に對して如何に之を處するか、英國が在支權力扶植以來五十年、歐亞の極な傳説を操つて、機會ある毎に、何等かの理由を見出しては極東事情に介入し、その勢力の獲得に専念して來たのであるが、今度此處に果してこの態度を一變して在支權益を捨て、日本と再び妥協するか、それとも依然在支權益を擁護し、更にこの機會に從來の帝國主義を強化し、授政政策を繼續するかは、獨り極東に於ける日支兩國許りでなく、國際政治上重要注視の的である譯である。即ち英國が極東事情から抽出されるか、否か、もし極東の地位から失墜することは、英國勢力の凋落を意味し、從來の如きその配みも利かず、崩壊破綻を意味するに外ならぬのである。また更に言葉を変へれば新興勢力の進出であり、壓迫であらなければならぬしかもこの會談は當時既に報道されたる如く、有田外相と駐日クレイグ大使の一騎打の息を詰まらざる様な折衝が一回、二回、三回と十回も垂んと繰り返され、原則的には兩國の意見の一致を見て先きに世界に聲明せられたる通りである。しかしこの注目の的にありし會談も所謂老練なる英國外交政策の爲めに進行半ばにして打切るの已むなきに至つて所期の目的を果す事は出来なかつたのである。それはもと／＼英國に日本と妥協する誠意がある爲めに會談が開られたるのではな

く、英國が極東地域から驅逐されやうとする權益を出来るだけ食ひ止めて置かうとするその保障を得んが爲めに過ぎなかつたのである。それ故にこの際何等かの自分に都合よき事情起らば反對にこの驅逐せんとする勢力に對して既得の權益は勿論更に他の壓迫まで構せんとするであらうことは明らかであつたのである。それ故かゝる事態に終ることはむしろ當然であつたのである。

即ちこの時突如として米國が多年の友好關係を一擲して、一九一一年兩國間に締結せられたる通商條約を廢棄する旨通告し來つたのである。英國に取つて見るならば實に助舟の如く、今迄の協調的態度を一變、事態を益々紛争に導くべく遲延の策に出でるに到つたのである。しかしこの事實により極東の事情は更に世界の注意を惹き渡つたのである。それは米國は極東に於ける事情を再認識するの必要あるにより從來の條約を廢棄するの必要を認めたとはいふべきであらう。即ち一九一一年に於いて日本の極東に於ける地位と、現在の日本の地位隔世の差あることは確な事實だ、しかれどその主要目的は政治的意義にあつたのである。從來英、米兩國はバラレボリイシ（平行政策）を常に採り來り、それ故にこの際米國がこの様な態度に出たことは殊更に奇異として取上ぐべき性質のもので全くない。むしろ日本は列國のかゝる態度を見越してゐた筈である。即ち南京陥落直後近衛首相の聲明通り、最早や、蔣介石政權と戰爭を爲し居るのではなくして、實際はソ聯、英國との戦闘であつたのである。即ち相手とせずとは蔣介石政權を支那政權と認めざるは勿論、蔣介石を相手として戦ふものでなく、極東に於ける新秩序建設の爲め

に必要な範圍に於いて第三國の權益をも保護することにあつた筈である。また此處に世界の注目が極東に注がれた譯であつて、果して日本が極東に於いて政治的、外交的、經濟的支配權を獲得する事によつて如何なる實質的の力を獲得するであらうか、むしろ日本軍が日々支那の糧食を各地を矢張り早に陥入れて行く事實よりも遙かに各國に對しては重要な問題であつたのである。尙換言すれば日本が極東經濟を完全に支配して、必要にして十分なる條件を具備して列國に對するであらう事が何よりの恐怖であつたのである。しかしこの際、日本から見ればこれを完全に支配するに非ざれば、依然東洋の一小國として、嘗て經驗して來た如く、狭小な經濟範圍の中に芋採みの様な生活を続けなければならぬことは言ふまでもない。尙政治的及び經濟的に危念を告げてゐる現在に於いて、この儘で行くならば將來は必然世界舞臺から失墜して行かなければならぬ運命は明瞭な事實で、丁度明治維新に於いて日本が依然封建制度を繼續して行くならば、結局は帝國主義國家の從屬國になるか、それとも敢然起つて帝國主義の好手から獨立するかの岐路にあつた如く、實に現在もその運命にあつたのである。即ちソ聯の極東における積極的進出、支那の抗日政策の徹底、列國の極東事情の重要性の認識は極東情勢を益々緊迫化なさせしめ、その勢は必然日本の極東政策に重大障礙を齎らし、此處に日本はあくまでこれを排除する必要に迫られたのである。

何故なら、その理由は日本の死活問題であつたからだ。しかし今支那大陸がソ聯又は他の國の

爲めにその勢力に服したとせよ、この大陸を經營してその力を倍加し日本に來るであらう。これは我々の祖先が經驗した苦い事實にして、我々國民が一日も離れることの出來ない記憶であらう。そして日本海も黃海も東支那海も日本空爆に向ふ編隊を防ぐに何等の價値あるものではないだらう。若し一連の編隊でも侵入したとして見る、我が國の防空設備の不完全と狭い土地の起伏激しいことは我々に想像以上の被害を與へるであらう。此處に我々は如何なる犠牲を拂ふともこれを斷乎排除すべき義務がある、又逆に將來この極東を支配することが我が國にとつて如何に大きな力となるであらうか。

即ち、各國は先づ第一に南米に、アフリカに、南洋諸島に、また遠く南極に北極に領土を漁つて來た、しかし最早や世界地圖を見渡しても極東を除いては他に垂涎の地はなかつた。極東が未だ近代文化の開發を見ず、國家組織も完成されず、又國家主義思想の薄い隙に乘じ、一勢に物色の鋒を向け、極東には幾度か血腥い風が吹き荒み、太平洋の濤は氾濫したのである。そしてその結果は東洋をして意思の發言も出來なき傀儡と化して、更に機會ある毎に權益の扶植を企て、來たのである。

蓋し、極東の經濟の重要性は世界勢力の上に重大なる意義を有するもので、獨り日本と云はず英國と云はず、世界何れの國家たりとも極東大陸を眞に支配の實權を握るものがあるならば、それは今後の世界の勢力の實權を把握するものであると云つても決して過言ではあるまい。其處に

は世界人口の六分の一と陸地の三分の一と更に太平洋を控へ、印度洋をもつのである。又極東が既に開發されたなら紅海日本海、印度洋は地中海の如く、大西洋の繁榮は全く奪れ、太平洋の東岸に地球の重心が傾く様になるであらう。現在余がこの様な事を眞面目に云つたなら人は余を捉へて狂氣であると云ふかも知れぬが、しかし之は深く東洋を認識したならば決して狂氣の沙汰でも根據のないことでもない。むしろ當然の事實だ。即ち、極東の開發は世界の脅威であらう。嘗て實論は西歐諸國を恐怖せしめ近世は日本が極東問題を繞つて脅威せしめた。しかし、今度は完全にこれを實現する時代が来るであらう。

曩に世界に三つの噴火口があり、三つの震源地帯があると云はれたがそれは日本、伊國、獨逸を繞る國境地帯であつたがこの原因は各々の國によつて勿論異なるであらう。そして一概にこれを評價することは出来ぬであらうが、然しバルカン半島も獨逸國境地帯も共に伊國及び獨逸にとつて重要なものであらう。しかし極東は間もなく世界にとつて更に重要なものになるであらう。

支那大陸がもつ經濟資源と云ふものは未だ嘗て精確に評價されたことはなかつた、また、太平洋を繞る諸島についても同様、唯だ各國はその價値は莫大なものであらうと信じた、そして何れの國も何等かの機會によつて領土的野心を満足させ様としたが、その目的はさう容易に達せられなかつた。その後は専らこれを經濟的の市場として先づその足場に主要地點に租界の獲得に狂奔したのである。租界は各國の經濟的侵入の策源地であつて、次第々々にその手を奥地へ伸して

丁度當時支那は近代文明に接して産業革命の波が封建の夢を叩いてゐる時であつたので自ら近代文明に接して開發して行かなければならず、また國民にもその意識が漲つてゐたので各國の資本が相當侵入した。しかし日露戦争、日獨戦争によつて、ロシア並に獨逸は極東放棄の已むなきに至り、その後は米、英、佛が各地の租界と、英國は香港、威海衛と印度、シンガポール、米國はフィリピンに、佛國は印度支那にその重要根據地を置いて極東情勢に深く關係するに至つたのである。

二、極東に於ける英米佛の政治的利害の一致

極東に於ける主要利害國たる英米佛の政治的利害は共に一致する。英國は廣く全世界に帝國領土を有し、これらの國を統合して行く上には、アジアと云ふ大陸が政治的變更を受けることは大なる關心事であればならぬことは申すまでもないであらう。殊に英國の倉庫とも云はれる印度を極東に有し、南に、ニュージランド、濠洲、北にカナダ自由國を有するに於いて拱手傍觀を許さざるのである。むしろそのためには進んでその保障工作もせねばならぬ處であつて、現に西藏青海地方の進出並にシンガポールの極東艦隊の強化はその證である。また佛國は同様英國と共に世界の保守主義現狀維持者として常にベルサイユ條約の保障の破れることを懸念し、獨逸の進出を驚畏してゐる。そして現今の如く世界が、保守主義と、進取主義との色分けが判然とされた

る時に當つては、更に對照國を何等かの壓迫又は不利益に導かんとすることは當然であつて、支那事變勃發以來佛國が授意態度を持し、常に活潑なる活動をなして來たことは、既に新聞紙上に報道されたる通りで、佛國が英國と共同的外交策を採らんとする所以である。そして佛國が廣州灣並に佛領印度支那に於いて、これを實行せんとする時は多くは華僑を通じて邦品の不買或は壓迫によつて爲されてゐる。しかし、佛國が進んで極東に一大勢力を扶植しようとする意圖を有するか否かの問題は多大の疑問であつて、むしろ佛國は歐洲、アフリカにその防衛の爲めに懸命であらう。

米國も亦、極東にフリツピンを有してゐる以上、政治責任をもつてゐることも確かだ。更に支那との貿易は英國の三倍に達してゐる、しかし太平洋の防衛を控へてゐるにも不拘米國の感情は我々の想像する政治的利害關係即ち、領土とか、權益とかといふもの以上にデリケートな感覺に支配されてゐることを發見するのである。即ち昔、日米未來戰とか單なるルモアによつて、兩國間の政治的空氣が悪化されたと同様に、極東に於ける日本の活動は太平洋の保障を破るものとして、一種の驚畏を投げてゐるのである。

此處に太平洋問題調査局發行、同研究員W・W・ロツクウッドの極東に於ける英米兩國の關係と題した論文の一節を掲げて見ればそれを窺ふに十分であらう。

「亞細亞の事態に對しては、我々は無關心たり得ず、我が極東政策の基調は傳統的に極東の政治的安定、支那の領土的、行政的、獨立維持にある。此の原則に對する他國の挑戦にも拘らず、米國はその擁護の爲めに奮起し得ざる實際上的制衡を受けてゐることを既に滿洲事變以來、如實に示して來たが、但し右の原則は今猶之を維持してゐる。」

と尙彼は聲を勵まして、曰く。

「米國のかゝる政治的態度は、太平洋の彼方に接する我が直接利害と野心からも生ずる。加ふるに、歐洲は密接に極東と關聯してをり、極東の事件は歐洲を通じて、更に米國に反作用することに留意せねばならぬ。今日日本は防共協定を通じて獨伊と結び、ソ聯は氣遣はしげに東西を見護る。英國は對日交渉の難局を巧く切抜く爲めに自由に振舞はんとして、對伊關係の好轉化を希求する。かゝる歐洲の動向に應じて、米國も亦東洋に政治的利害を有する。ハル長官が「米國は、世界のあらゆる地方に於いて、平和の問題に關心せねばならぬ。」と絶へず強調しつゝあるは、右の事情に基く。」とその理由とする處を明示してゐる。即ち、米國は自らが直接に戰爭を必要とせず、また各國から現在の處戰爭を必要とされざる處より、戰爭の條件を撰擇する自由を有する有利の地位に世界に一人として存在し、またその反面新らしく起る事態に對する干渉に興味をする即ち、今度の日米通商條約破棄の通告は正に然るものであらう、彼は現在日本對貿易は、英國、カナダに次いで大相手にして、而も永年の輸出超過の國である。それにも抱らず、斯る措置に出たことは一見誠その理由に不可解である。然し彼等はフリツピンに對して日本は遠からず、

これを侵略するであらうと眞面目に考へ、比島獨立は日本にこの最もよき機会を與へるものであるから、獨立は比島人が自身獨立を求めて、獨立を得たのであるが、獨立後は比島人自ら處置すべきであるが、米國としては、第一には、比島を征服してこれを屬領としてゐた米國の道義が許さぬ。第二には獨立以前において島の秩序が紊れ、政府の安定が破壊されるれば、米國は否應なしに武力干渉をせねばならぬ。これは法律の明文で規定されてゐる。第三には此の十ヶ年の過渡期中に於いて比島が經濟的・政治的に崩潰するならば、一九四六年に於いて獨立そのことが不可能になること、かくて幾ら米國が比島を立去らんとしても、出來得ざる」と理由する。しかしこれ等は心底に米國が極東に於いて日本の勢力の増大を恐るゝこと、支那に於ける權益の擁護の爲めたるは明らかであり米國は絶へず日本に對して英國と九ヶ國條約を基としてパラレルポリシイ（並行政策）を採るのがその定石手段である。即ち、九ヶ國條約の原則を強調して、支那の門戶開放と國家的完整を要望し、又日本の支那に對する進出を阻止せんとし、並に日本の軍備に對して五・三の比率を強要するのである。嘗て、滿洲事變に際して英國と共同對日牽制策を強調し、その失敗に終るや、スチュムソンは英國の對日軟弱を攻撃し、自ら獨自の立場を強行したのは近き事實である。しかし、かゝる舉措を持し得る根本的原因是英國よりも孤的地位にあり經濟的にも、政治的にも完全獨立性を有するからに外ならぬ、此處に米國は世界の如何なる國との競争にせよその參戰の條件を適當に選擇し得る自由を有する。これは如何に有利にして、米國をして名實共

に大國たらしめた所以である。しかし、かゝる状態が米國に何時まで與へられるか、これこそ太平洋の青い波の底に秘されてゐる「なぞ」なのである。

三、濠洲の政治的地位

更に太平洋を繞る極東關係諸國について、簡略乍ら一應説明して、太平洋に集中される政治的勢力を漁つてみるならば次の通りである。

濠洲並びにニューゼランドの政治的關係は英國にとつて見るならば印度に次ぐ重要國である。元來濠洲は人も知る様に英國の囚人の流擄地であつたのであるが、東部海岸線に金鑛の發見せられてより急に發展し、政治的には所謂ドミニオン（自治國）として、濠洲皇帝は即ち英國皇帝であるが、行政にも、外交にも共に英國より獨立してゐる。彼等は完全獨立國の如く國際聯盟に於いて、カナダと同様、一票の議決権を有してゐるが彼等が現在最も侵略的恐怖をもつてゐるのは、日本であつて、毎年行はれる演習によつて、日本が常に假裝の敵とされてゐることによつてよく判る。現在は海軍は英本國によつて、全部護衛されてゐるが陸軍はもはや、彼等自身がつて居り日本の南進政策を怖れ、これに防備訓練されてゐる。しかし、英國が太平洋戦争に關しては第一線はシンカポールと北ボルネオを結ぶ、極東艦隊、第二線は、ニューゼランド群島のフジ、ソロモン、バプア島を結ぶ線、第三線は濠洲である。次にマレー半島ジャバ、スマトラ、ボ